

平成 25 年 9 月 12 日開会

# 第 3 回 定例会 会議録

美波町議会

見 出 表	頁
9月12日(木)	
議長開会の挨拶	7
町長提案理由の説明	10
9月13日(金)	
休会	
9月14日(土)	
休会	
9月15日(日)	
休会	
9月16日(月)	
休会	
9月17日(火)	
休会	
9月18日(水)	
一般質問	
・3番議員	34
諮問機関の見直しについて	
・2番議員	37
一次産業の活性化対策について	
美波町に求める職員像について	

見 出 表	頁
・ 11 番議員	46
町財政の現状と今後の見通しについて	
美波町立病院のソフト面について	
防災意識の継続・向上について	
・ 8 番議員	62
今後 4 年間の町政運営は	
日和佐地区幼稚園施設移転先の確保は	
・ 7 番議員	69
4 年間、対話の行政を行った効果はどのように現れているか	
地域防災の拡充	
・ 5 番議員	83
巨大地震津波防災対策	
旧日和佐高校跡地に診療所・保健センターの建設	
・ 1 番議員	89
介護保険について	
9 月 20 日（金）	
議案審議	95
請願	108
発議	110

見 出 表	頁
閉会中の継続調査申出書について	116
議長閉会の挨拶	117

平成 25 年 9 月 12 日 美波町議会第 3 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

1 番	中川	尚毅	2 番	江本	昇	3 番	影山	美雄
4 番	川尻	竹藏	5 番	永本	善次郎	6 番	丸龍	孝敏
7 番	北山	朝彦	8 番	向山	篤宏	9 番	岩瀬	公
10 番	坂口	進	11 番	寺下	博子	12 番	新開	悦博
13 番	舛田	邦人	14 番	松本	晋児			

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

1 番	中川	尚毅	2 番	江本	昇	3 番	影山	美雄
4 番	川尻	竹藏	5 番	永本	善次郎	6 番	丸龍	孝敏
7 番	北山	朝彦	8 番	向山	篤宏	9 番	岩瀬	公
10 番	坂口	進	11 番	寺下	博子	12 番	新開	悦博
13 番	舛田	邦人	14 番	松本	晋児			

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支所長・地域振興室長	今津 秀貴
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	礪野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	小坂 進	消 防 防 災 課 長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
教 育 次 長	海司 広幸	学 校 教 育 課 長	武田 和幸
社会教育課長	鶴木 敏夫	教 育 委 員 長	原田 村美
監 査 委 員	青木 昭夫		

1. 会議事件は次のとおりである。

【認定】2件

- 認定第1号 平成24年度美波町公営企業会計決算の認定について  
認定第2号 平成24年度美波町歳入歳出決算の認定について

【報告】2件

- 報告第4号 平成24年度決算における健全化判断比率について  
報告第5号 平成24年度決算における資金不足比率について

【規約変更議案】1件

- 議案第58号 海部消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び海部消防組合規約の一部変更について

【財産処分議案】1件

- 議案第59号 海部消防組合からの那賀町の脱退に伴う財産処分について

【条例議案】3件

- 議案第60号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(条例第29号)  
議案第61号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(条例第30号)  
議案第62号 美波町土地開発基金を廃止する条例の制定について  
(条例第31号)

【補正予算議案】5件

- 議案第63号 平成25年度美波町一般会計補正予算(第2号)  
議案第64号 平成25年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第65号 平成25年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第66号 平成25年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第67号 平成25年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

【人事議案】1件

- 議案第68号 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出について

- 請願第1号 伊方原発の再稼動を行わず、エネルギー政策の転換により脱原発社会をめざすことを国に求めることに関する請願  
発議第3号 道州制導入に断固反対する意見書(案)

発議第 4 号 伊方原発の再稼働を行わず、エネルギー政策の転換により脱原発社会をめざすことを国に求めることに関する意見書

9月12日(木)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日、平成25年第3回美波町議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折ご出席下さいましてありがとうございます。

只今の出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回美波町議会定例会を開会いたします。

この度、影治町長におかれましては、町長選挙におきまして、無投票で再選を果たされたこと、誠におめでとうでございます。高い席からではございますが、心からお喜び申し上げます。

少子高齢化対策・産業振興・医療の確保・防災減災対策・交通網の整備等々の難問や行政課題がございますが、影治町長におかれましては、明日の美波町のまちづくりのために大いに、手腕を発揮していただき、美波町に生まれて良かった、美波町に住んで良かったと、私たち町民の誰もがそう思える町づくりにご奮闘いただくことを願っております。

(時に 9時01分)

議

長 会議に先立ちまして諸般の報告を行います。6月17日議会広報特別委員会を開催しました。6月18日美波町戦没者追悼式が行われました。6月20日海部郡防犯連合会総会が開催され議長が出席しました。6月25日老人大学開校式が開催され副議長が出席しました。6月26日議会広報特別委員会を開催しました。6月27日防災特別委員会及び広報特別委員会が、高知県黒潮町の防災の取り組みについて視察を行いました。また、広報特別委員会が28日、高知県中土佐町において議会広報の研修を行いました。6月28日徳島県町村議会議長会臨時総会が開催され議長が出席しました。7月8日議会広報特別委員会を開催しました。7月11日病院事業特別委員会を開催しました。7月16日議会広報特別委員会を開催しました。7月19日和歌山県みなべ町議会が防災対策について視察研修に来町。副議長、防災対策委員長が対応しました。7月23日海部郡町村議長会が牟岐町において議員研修会を開催し議員が出席しました。7月31日徳島県町村議会議長会定例会が開催され議長が出席しました。8月5日行政課題研究会研修に副議長が出席しました。8月10日姉妹都市である香川県三豊市へ副議長が訪問しました。8月12日全員協議会を開催しました。8月30日総務産業建設委員会、病院特別委員会を開催しました。9月5日、第3回定例会の日程等について



議会運営委員会、デマンド型乗合タクシーの実証運行について、公共交通特別委員会、こども・子育て支援新制度について、全員協議会を開催しました。9月6日美波町敬老の日記念式典が行われました。以上で、諸般の報告を終わります。

新人議員の紹介をいたします。8月4日に行われました美波町議会議員補欠選挙において、当選されました中川議員・松本議員を紹介いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1 補欠選挙により当選した議員の議席の指定を行います。

今回、当選されました中川議員・松本議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、1番中川議員・14番松本議員に指定します。

日程第2 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。12番新開議員、13番舩田議員、兩名を指名いたします。

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

会期につきましては、去る9月5日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

新開委員長

12番議員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る9月5日、議会運営委員会を開催いたしました。委員7名の出席のもと、理事者側からは、影治町長、山路副町長、磯野総務企画課長の出席を求め、平成25年美波町議会第3回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議いたしました結果、会期は、本日9月12日より9月20日までの9日間に開催することに決定いたしました。

なお、今回の議会運営委員会までに提出されている、意見書は、道州制導入に反対する意見書が提出されております。また、陳情書等については、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情、国に対し、費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書、生命と権利を守り、核のない平和な社会の実現を求める要請書、理科教育整備設備等に関する要望書等をコピーし、委員また委員

外議員に配布いたしました。

一般質問の通告は、本日の正午までといたしております。以上、議会運営委員長報告を終わります。

議長 お諮りいたします。

北山議員

7 番 議員 今の委員長報告に質疑はかまいませんか。

議長 小休します。

(時に 9時09分)

小休中

(時に 9時09分)

議長 再開します。

北山議員

7 番 議員 今の委員長報告の中で、先日の議会運営委員会の中で提案しました、委員会の開催を町内放送設備を使って、住民に周知することについては、次の委員会で審議をするということになっていることが落ちていると思いますが、記録にはありますか、どうですか。

議長 小休します。

(時に 9時10分)

小休中

(時に 9時12分)

議長 再開いたします。

丸龍議員

6 番 議員 北山議員から報告があったとおり、委員長から報告をしていただきたいと思います。

議長 新開議員

1 2 番 議員 9月5日議会運営委員会で議員から提案のあった件につきまして、次の委員会で協議することを報告いたします。

議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月20日までの9日間とすることに異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は、本日から9月20日までの9日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第4 町長提案理由説明を議題といたします。本定例会に

提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり認定 2 件、報告 2 件、規約変更議案 1 件、財産処分議案 1 件、条例議案 3 件、補正予算議案 5 件、人事議案 1 件、計 15 件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長

おはようございます。本日、平成 25 年美波町議会第 3 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

まずはじめに、去る 8 月 4 日に執行されました美波町議会議員補欠選挙におきまして、ご当選の栄に浴されました、中川尚毅議員、松本晋児議員、両議員に改めまして心からお喜びを申し上げます。今後ますますのご活躍・ご発展を心からご祈念申し上げます。

さて、私は同時に執行されました町長選挙におきまして、多くの町民の皆様のご理解と格別のご支援を頂き、無投票当選の栄誉を賜り 8 月 23 日から二期目の町政を担わせていただいております。改めて、その期待と責任の重さを深く感じているところでございます。

議案のご審議をお願いするに先立ちまして、私の町政運営に取り組む姿勢について申し述べ、議員各位並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

政治・経済・社会がめまぐるしく変化している昨今、自治体を取り巻く行財政環境は、極めて厳しい状況にあります。美波町におきましても、人口減少・少子高齢化・過疎化等に伴うさまざまな問題・課題を抱えています。そのような中、これらの問題・課題を解決していくためには、町民の皆様から信頼される行政、住んでよかったと実感できるまちづくりをしっかりと推進する必要があります。町民の皆様と共に、絆を深め、町民が信頼し合う安定したまちづくりをしっかりと前進させていかななくてはなりません。

この 4 年間、公平・誠実・実行をモットーに、対話の町政を基本姿勢として、町の一体感の醸成に努めながら、産業振興のまちづくり、安全・安心のまちづくり、未来を創る人づくり、持続可能なまちづくりに取り組んで来たところであります。これからの 4 年間の政治姿勢も今までと変わりません。町民の皆様のご身近な存在として、町民の皆様と共に語り合いな

がら、町民の命を守ることを最優先に、安心して暮らしていけるまちづくりを目指していきたいと考えています。

サテライトオフィスの誘致をはじめ、雇用の場の確保にも取り組んでまいります。そして、活力ある農林水産業、元気のある商工業、高齢者の皆様にはやすらぎのもてる環境を、若者世代には子育てしやすいまちづくりなど、美波町の発展につながる各種施策や様々な課題の解決に鋭意取り組んでまいります。

町立病院や医療保健センターの建設、防災・減災対策、生活維持公共交通システムの構築など、まだ緒についたばかりの事業もございます。今、何が大切なのか、何が必要なのか、しっかりと見極めながら、できることを一つ一つ、着実に実施していくことが、結果として、住んでよかったと実感できるまちづくりに資するものと、確信しているところでございます。

もとより微力ではありますが、皆様方から寄せられた期待に応えるべく、知恵を絞り、工夫をこらして、職員と一丸となって力を合わせて取り組んでいく所存でありますので、議員の皆様は今後なお一層のお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、平成 24 年度の決算認定 2 件と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率等についての報告 2 件、海部消防組合規約の変更議案及び財産処分議案各 1 件、条例議案 3 件、平成 25 年度の一般、特別会計の補正予算に関する議案 5 件の計 15 件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、平成 24 年度普通会計の決算概要についてと、諸般のご報告を申し上げます。

まず、普通会計の決算概要についてであります。歳入の決算額は 5,393,716 千円、歳出の決算額は 5,155,033 千円で、歳入から歳出を差引いた形式収支は 238,683 千円であります。この額から翌年度に繰り越すべき財源 93,669 千円を差引いた実質収支は 145,014 千円となり、実質収支比率は 3.9%となっております。

次に、主な財政指標でございますが、まず経常収支比率は 84.2%で、前年度に比べ 0.2 ポイントとわずかではありますが、上昇しております。主な要因としては、経常的財源となる町税が減少したことと、歳出の扶助費が増加したことによるものであります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定に基づく平成 24 年度決算における財政の健全化判断比率であります。実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率については、黒字決算のため該当がありませんが、実質公債費比率については 6.7%となり、早期健全化基準の 25.0%を大幅に下回ると共に、昨年度より 1.3%のマイナスとなっております。

このように、現在の財政指標は健全でございますが、これは合併後、集中改革プラン、行財政改革プランに基づき行財政改革に取り組んできた成果であると捉えています。しかしながら、合併算定替えによる地方交付税の優遇措置は平成 27 年度までであり、優遇措置が終了する平成 28 年度以降、経過措置が講じられるものの、毎年段階的に交付税が減少していくと見込まれており、今後の行財政運営は、一層厳しい舵取りになることが予想されることから、今後とも選択と集中により、健全な財政運営に努めて参りたいと考えているところであります。

次に、諸般の報告として第 2 回定例会以降における各課・室の事務事業の進捗状況についてご報告を申し上げます

まず始めに、総務企画課関係でございますが、サテライトオフィス誘致関係では、新たに大阪に本社を置く IT 企業である鈴木商店が恵比須浜にオフィスを構え、事業を行って頂くこととなり、9 月 14 日には地元で開所式が行われます。また、美波町にサテライトオフィスを開設したサイファー・テック株式会社の吉田社長が、6 月に IT を活用しながら地域再生支援を展開することを目的とした、株式会社あわえを設立されております。また、埼玉県に本社を置くデザイン会社の兵頭デザインと兵頭デザインが地域づくりを支援する目的で設立した Studio23 にも美波町文化交流施設で事業を行うこととなっております。更には、東京に本社を置く株式会社ウィズグループが、IT と写真を活用した事業開発などを行う、たからの山についても、美波町文化交流施設で会社を設立されております。

このように続々と、IT 企業や IT 関連企業が美波町にオフィスを設立して頂いており、新たな企業誘致のあり方として、今後とも積極的に誘致活動を進めて参りたいと考えております。

美波町立病院建設事業につきましては、7 月に基本設計がまとまり、現在実施設計中であり、12 月には完成予定といたしております。なお、基本設計の概要については、今月の広報みなみにて、パース図も含め周知させて頂くことといたしております。病院建設用地となります土地の購入につきましては、現在事業

認定作業を進めており、事業認定後に税務署との事前協議を行うことといたしております。用地関係者の方々との土地購入の交渉については、この9月議会に土地購入費を計上させて頂いておりますので、ご承認頂いた上で近いうちに用地交渉に入らせて頂きたいと考えております。

また、医療保健センターの進捗状況については、去る8月30日の病院事業特別委員会においてご説明を致しましたように、現在、美波町医療保健センター基本設計業務公募型プロポーザル審査委員会を設置し、基本設計業者の選定作業に入っております。

今回のプロポーザルの方法は、二段階の審査により行うこととし、第1次審査を10月1日に行う予定であり、提出された参加表明書等をもとに審査委員会で選考を行い、5者程度を選定することとしております。その後、第2次審査を10月27日(日)に行う予定としておりますが、今回の第2次審査は公開ヒアリングにより行うこととしておりますので、住民の方々にも各業者からのプレゼンテーションの様子をご覧になることができます。なお、基本設計については、平成26年3月の完了を目指しております。

地域公共交通関係では、9月5日に開催した公共交通特別委員会において、デマンド型乗合タクシーの実証運行等についてご説明を致しましたが、日和佐地区において7月から運行を開始いたしており、現在までの利用者登録数は26名であります。

今後は、9月下旬に開催予定の地域公共交通会議において、住民へのきめ細かな周知方法でありますとか、利用登録者へのアンケートの実施や運行区域の拡大など運行方法の見直し等について協議していただくことといたしております。なお、今回の実証運行の期間は、来年3月までといたしております。

地域がキャンパス事業については、8月1日に志和岐地区において徳島文理大学香川キャンパスの学生達が、災害発生時の避難地点の確認、避難路の障害物などの防災関係の調査や志和岐地区の漁業の現状や課題などの聞き取り調査を行いました。今後も引き続き調査を行い、調査終了時には結果報告をして頂くこととなっております。

また、8月3日には、薬王寺や弘法寺の文化財調査を行った結果について、我がまちのたからもの、ふるさと魅力再発見と題して、四国大学の学生達による文化財調査報告会が行われました。

8月7日には、徳島文理大学メディアデザイン学科の学生達により、日和佐川や由岐漁港を背景に美波の魅力を紹介するプロモーションビデオのロケが行われました。今後、編集作業などを経て来年3月までに完成することとなっております。完成後は美波町を紹介するビデオとして活用できればと期待いたしております。

また、9月からは、徳島大学総合科学部の学生達が、木岐地区において津波防災とまちづくりについて、調査を行っております。木岐地区全域の住民の方々や消防団などに聞き取り調査を行い、来年2月には地震・津波災害に強いまちづくりに向けての提言として、調査結果の報告会が予定されております。

この地域がキャンパス事業については、今年も多く的大学生が美波町で活動して頂き、地域の賑わいと新たな地域活性化への取り組みとして期待いたしているところであります。

姉妹都市交流関係では、7月13日に開催した第50回日和佐うみがめまつりに、香川県三豊市から副市長を始め、3代目浦島太郎、三豊観光大使など一行10名が来町され、また8月10日には三豊市のたくま港まつりに私を始め、乙姫大使など関係者9名が訪問し、友好の絆を深めたところであります。

オーストラリアケアンズ関係では、ケアンズ市において姉妹都市交流のお世話をして頂いております豪日協会のヘインズ会長ご夫妻が6月19日から21日にかけて、美波町に来町滞在され、町内の視察と日和佐中学校・由岐中学校・役場を表敬訪問して頂いております。今後とも、こうした交流を通じ、姉妹都市としての交流を深めて参りたいと考えています。

地域づくりインターン事業については、8月7日から21日までの間、立教大学及び関西学院大学の学生各1名を受け入れ、郷土文化の継承やうみがめ保護、漁業や農業体験などを通して、美波町の観光や地域の活性化などについて提言をいただきました。この提言については、今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。また9月2日から6日まで、徳島文理大学総合政策学部の学生2名をインターン事業として、受け入れを行っております。

正規職員採用については、年度途中ではありますが、由岐病院と日和佐病院において看護師職員が退職したことに伴いまして、9月1日付けで看護師3名を正規職員として採用いたしております。由岐病院に2名、日和佐病院に1名配属いたしました。

本町の搬送班のあり方について検討・協議を行うために、美

波町搬送業務のあり方検討委員会を設置することとし、9月3日に第1回目の検討委員会を開催いたしました。委員については、副町長を委員長として、役場内の関係各課長・室長及び海部消防組合本部消防長で組織し、初回の会議では設置要綱の承認、搬送業務の現状、今後のスケジュール等について協議いたしました。今後、数回の委員会を開催し、搬送業務のあり方について報告していただくこととしております。

次に、税務課関係でございますが、本年度は、地方税法第48条の規定によります、個人住民税の徴収移管につきましては、徳島県との協議が整い、現在、徴収移管者の選定を進めているところでございます。

次に、保健福祉課関係でございますが、9月6日に議員各位にもご臨席を賜り、美波町敬老の日記念式典を開催いたしました。ご長寿の節目を迎えられました、100歳以上の高齢者11名、白寿3名、米寿87名、喜寿145名の皆様に案内を差し上げ、当日ご出席を頂きました皆様と共に、心から長寿のお祝いを申し上げたところでございます。

また、9月16日の敬老の日には、101歳以上の高齢者7人を訪問し、ご長寿のお祝いを申し上げますと共に、お祝い状及びお祝い金を贈らせて頂く予定としております。

本年4月から徳島大学が中心となって進めております、子どもの心の問題の発症予防研究事業に、当町も参画いたしております。近年、虐待・ひきこもり・いじめ・非行・うつ・自殺などの子どもの心の問題が増加し、深刻化してきていることから、家族病理に焦点をあてた地域連携支援体制の確立を目指すことを目的として、ウェブカメラ搭載の端末を県内関係機関に設置し、この端末をネットワークで結ぶウェーブミーティングシステムにより、相談や会議に活用できるようにいたしました。

本町では、日和佐公民館相談室に端末を設置しており、個別事案において専門機関に出向かなくても専門家の情報・助言が得られるようになりました。今後は、町内小中学校・保育園等にも周知を図り、活用していくこととしております。

懸案となっております日和佐幼稚園と日和佐保育園の施設整備につきましては、日和佐地区幼保施設の整備方針検討委員会を設置し、3回の検討委員会が開催され、7月26日に日和佐地区幼保施設の整備方針について、提言書を頂いたところでございます。提言の内容としては、(1)検討委員会設置の目的、(2)各園の現状についての説明の後に、(3)候補地の条件として、



地震津波が発生しても避難の必要の無い高台、園児の送迎に便利な場所、適地がない場合、近くに山や高台があり、避難路などが整備され、安全で速やかに避難できる場所、自然環境に恵まれている場所、(4)その他として、できるだけ早期の移転を図るとともに、移転するまでは必要に応じた地震対策と津波対策を講じる。町有地に限らず、開発も含めて民有地も検討する。と言うご提言を頂きました。

町といたしましても、今回の提言を受けまして、方向性を決めさせて頂き、一日も早く、安全・安心な施設の整備計画を進めてまいりたいと考えています。

なお、移転するまでの地震・津波対策として、9月5日付けで南部総合県民局美波庁舎と津波避難ビルとしての使用に関する協定書を締結致しました。南部県民局美波庁舎は、幼稚園・保育園の一次避難場所でもあり、定期的に県民局への避難訓練を実施しております。このため、園児だけでなく、周辺住民が津波の危険から逃れ、緊急的、一時的に避難するための津波避難ビルとして使用できるように協定書を締結致したところであります。

避難場所となる美波庁舎の屋上は、標高約14mであり、徳島県の最終想定津波浸水深は2~3mであるため、10m余りの余裕があります。このため、避難ビルの指定と合わせまして、庁舎3階の多目的室に幼い園児が避難した時に使用する紙おむつ・食料品を保管していただくこととしておりまして、これらの備蓄品を購入するための予算を計上させていただいております。

また、町内各保育園では、本年6月から月1回、第3木曜日に未就園児親子を対象に保育園を開放いたしましたところ、6月・7月・8月の3回で延61の方が参加され、園児と一緒に遊び、他の保護者と関わりを持つ事で、自分の子育てを振り返ってみたり、自分の子どもたちの良さを分かることができたり、保育士に子育ての相談ができるなどと、大変喜ばれております。

次に、産業振興課関係でございますが、四国地方の今年の梅雨入りは、平年より11日早い5月27日、梅雨明けは10日早い7月8日と、時期的に少し前に寄った梅雨でありました。

梅雨期間の降水量は平年比89%と、極端に少ないわけではありませんでした。梅雨明けからは猛暑となり、日和佐地区での7月・8月の平均気温は平年より1.2度高い27.8℃、降雨量は平年比22%の118mmであり、水不足・高温障害、塩害等を心配し

ておりましたが、特に大きな被害はございませんでした。

JA かいふの水稻の集荷状況によりますと、8月26日現在の総集荷量は5,912袋、177.4tで、雨が多く生育が遅れた昨年の同時期と比較すると150%であり、一昨年の同時期との比較では108.8%とほぼ平年並みとなっています。

その内1等米の比率は73.3%で平年並みですが、一部には高温障害、カメムシの被害が認められると聞いております。また、安心・おいしい地域ブランド米としてJAかいふとともに、乙姫米を振興しておりますが、消費拡大とPRのため、例年通り8月22日に、県内の消費者45名を招き、西河内地区で稲刈り交流を実施致しました。今年は、日和佐小学校児童も初めて参加し、玉木神社境内で生産者を交えて楽しいひとときを過ごしたところであります

平成25年度から新しく始まりました、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金を活用することにより、有害鳥獣捕獲活動の促進と農作物への被害軽減対策と、一般財源への負担軽減策を重ね合わせて進めております。

この交付金の美波町への交付金額は、7,690千円となっておりますが、交付対象鳥獣のサル・シカ・イノシシは、成獣及び幼獣により国で定められた交付上限単価が異なり、成獣については上限単価8千円、幼獣については上限単価1千円となっております。

美波町といたしましては、平成24年度までは成獣・幼獣に関わらず、シカ・イノシシは、一頭10千円、サルについては一頭15千円を交付し、捕獲数の増加と共に大きな財政的負担となってきましたが、交付金を活用することにより、成獣については、一頭当たり5千円の町費削減につながるように町猟友会に協力をして頂いているところであります。

具体的には、シカ・イノシシの成獣の場合、従来町費10千円を5千円に減額し、交付金8千円を上乗せし、一頭当たりの交付額13千円とし、サルについては、従来町費15千円を10千円に減額し、交付金8千円を上乗せし、一頭当たり18千円の交付額となります。

なお、幼獣については、現行の単価にそれぞれ1千円を上乗せすることといたしております。この制度活用のためには、町職員の直接確認が前提となっているため、捕獲後の手間が増大しますが、捕獲者が役場まで躯体を持ち込み、本庁・支所を問わず職員が躯体の確認及び写真撮影等を行っております。役場

まで搬入が難しい躯体、例えば山中部での捕獲・腐敗等による躯体の移動が困難等については、従来の捕獲報奨金制度を存続、併用することにより、捕獲者の意欲減退により捕獲数が減少して、農作物被害が増加するようにならないように配慮しております。

また、平成 23 年度から海部郡鳥獣害被害対策協議会で実施しております電気柵の設置ですが、今年度も鳥獣被害防止総合対策事業補助金の美波町への交付額 12,000 千円が決定し、11 月頃に電気柵(5 段)への要望調査書を農業者に送付する予定としております。

平成 23 年度・平成 24 年度の 2 カ年で約 59 k m を町内各所にて施行を行っており、今年度も引き続き圃場を守る取組としての防除対策、増えすぎた個体を減らす個体数調整への取り組みとしての捕獲対策の両方から、鳥獣被害から町民の財産を守る取り組みを行ってまいりますと共に、命を無駄にしない有効活用対策と、エサ場や生息地を減らす、すみ分け対策についても少しずつ着手して行きたいと考えているところであります。

若干時間を要するとは思いますが、一時的には経費が増大することも考えられますが、継続的に被害対策に取り組める集落づくりの検討なども模索しつつ、長期的には町財政の負担軽減や活性化に繋げていきたいと考えているところでございます。

水産業関係としては、経年劣化及び塩害腐食にて使用不可となった日和佐町漁協所有のドック場のレールを、美波町農山漁村持続活性化推進事業費補助金を活用して、安全に漁船の維持管理が継続できるよう修繕したところであります。

観光関係のイベントとして、7 月 13 日には日和佐うみがめまつりを開催し、大浜海岸での感謝祭・桜町通りでのストリートパフォーマンス・阿波踊り・納涼花火などを行いました。時折雨が降りましたが、予定しておりましたプログラムは、すべて予定通り実施し、大勢の皆様楽しんでいただけたものと思っております。

なお、うみがめまつりについては節目の第 50 回ということもあり、桜町通りへの夜店開設、赤松煙火保存会による記念花火大会など、新しい取組を行いました。また、翌日の 7 月 14 日には、日和佐うみがめトリアスロン大会を開催いたしました。今回が 14 回目の大会となり、インターネットのみの参加申し込みを実施する中、過去最短の約 8 時間で予定の定員を上回ったため、申し込みを締め切り、過去最多の 791 人の参加申し込み

がありました。大会当日は 741 名の参加を得て、参加者のみならず、ご家族・グループ・応援団等が訪れるスポーツイベントであることから、美波町は勿論、近隣の市町村にまで経済効果を及ぼすイベントとして定着してきたと思っております。

8月4日には、観光協会主催により、清流日和佐川で自然を楽しもうと題した西河内の永田橋川原での、鮎のつかみ取り・川の生物観察会・水中宝探し等を行い、町内外から 183 名の有料参加者があり、大変にぎわいました。

観光協会による日和佐川の魅力PRを目的としたこのイベントも第13回を迎え、日和佐川での賑わいづくり的当初の目的は達成出来たと思っておりますが、その反面、日和佐川上流で、お盆の前後、遊泳場所近隣路上に縦列駐車するほど大盛況な場所が何箇所も出現しており、ゴミ・トイレ・通行等で支障が生じております。今後は、日和佐川の天然遊泳場の観光資源としての検証や、周辺環境の改善も含めて考えていく必要があるのではないかと受け止めております。

県南地域を対象とする、四国の右下右上がり協議会が核となる事業として、9月8日に四国の右下ロードライド2013が実施され、海陽町まぜのおかオートキャンプ場を発着点として海部郡と阿南市・那賀町を巡るセンチュリーコース163Kmと海部3町を巡るクリスタルコース95Kmの2コースに約410人が参加いたしました。

四国の右下、右上がり協議会や県南部総合県民局が核となるイベントとしては、11月16日と17日の二日間、阿南市桑野町にあります、アグリあなんで開催予定の第3回四国の右下食博覧会と、来年1月19日にロングクラス600名、ショートクラス定員200名の規模で開催準備が進められている、第5回千羽海崖コースタル・トレイルランニングレースが開催される予定であります。

海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受入については、5月に3校236名、6月に1校195名、7月に2校255名を郡内で受け入れております。今後、修学旅行等の受け入れ予定としては、9月10日から12日の京都市立洛風中学校をはじめ、10月17日から18日には福山市立培遠中学校、10月26日には千葉県立八街高校が訪れることになっており、11月から来年1月にかけて、6校の予約が入っております。

なお、平成25年8月30日から月1日にかけて、広島・山口

両県で行われた第10回全国ほんもの体験フォーラムでは、南阿波よくばり体験協議会として美波町職員5名を含む合計22名が悪天候ではありましたが、広島県内での好み焼き体験、全体フォーラム及び山口県周防大島での第5分科会に参加致しました。

次に、支所における産業振興関係でございますが、水産関係では、魚食振興の推進を目的に8月8日、由岐小学校と連携して、ごっつい美波の親子お魚クッキングを開催いたしました。食材には美波町特産のアワビを使用し、由岐小学校の児童と保護者20名が参加いたしました。この料理教室の講師には、メディアでおなじみのフードコーディネーター田中美和先生をお招きし、参加者は田中先生のご指導のもと、スプーンを使ってアワビを捌き、アワビを丸ごと使ったアワビカツバーガーをはじめ、3種類の料理をつくりました。

また、8月17日には、地産地消と美波町の新鮮な魚介類をPRするため、ぼっぼレストランにおきまして、ワンデイシェフを実施いたしました。メニューは、地元で獲れた旬のアワビを使用し、阿部地区の伝統料理である、貝焼きを丼にアレンジして提供いたしました。また、この日は地域づくりインターン生の立教大学3年荻野綾香さんにアシスタントを務めて頂き、町や商工会の取り組みについて知って頂きました。

今回のワンデイシェフでは19食を販売しましたが、格安でアワビ料理を提供したため、純利益はごく僅かでありました。

なお、その純利益につきましては、町の一般会計に納入いたしました。

漁業の町である本町におきまして、近年、若者世代を中心に魚食離れが急速に進んでおります。そこで町としましては、今後も魚食の振興や地産地消を目的とする地道な取り組みを行って参りたいと考えております。

漁港関係でございますが、町営漁港事業では、水産物供給基盤機能保全事業で、恵比須浜漁港の東西導流堤修繕の実施設計を(株)基礎設計コンサルタントに委託しており、実施設計が完了後修繕工事を発注する予定としております。現在のところ工事発注は、11月頃になる予定です。

また、県営漁港事業関係では、水産物供給基盤機能保全事業で、由岐漁港由岐地区の東・西防波堤の地質調査・耐震診断・設計を現在実施中でありまして、阿部地区では沖防波堤・志和岐地区では南防波堤・木岐地区では沖防波堤について、現在設計

中であり、設計が出来次第、本工事に係る予定と聞いております。

また、県単独漁港漁場整備事業では、流れ川の矢板護岸の設計を行い、工事の発注の準備を行っているところと聞いております。

農業関係でございますが、木岐奥聖ヶ丘農林漁業体験施設整備事業では、進入路新設工事を8月1日に入札を行い、本田建設有限会社が11,865千円で落札いたしました。請負率は97.22%で、工期は平成25年10月31日までといたしております。なお、建築工事につきましては、現在建物内のレイアウト等詳細設計を実施中であり、建物の設計が完了し次第、発注する予定であります。

観光関係でございますが、田井ノ浜海水浴場については、6月30日に県内トップをきって海水浴場開きを開催し、8月25日までの57日間開設いたしました。海開きでは、安全祈願祭・宝探し・日和佐太鼓の演奏が行われたほか、B&G由岐海洋クラブがカヌー体験を実施し、大勢の家族連れで賑わいました。

海水浴場利用者については、天候に恵まれ9,031人で、平成元年以降最小となった昨年より2,045名の増加となりました。

住民と帰省者との貴重なふれあいの場として、また由岐地区における数少ないステージイベントの一つとして、お盆の恒例行事となっている第29回ふるさと由岐まつりは、例年通り8月15日に由岐支所前グラウンドを会場に開催され、約1,300名の来場者で賑わいました。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事関係についてご報告をいたします。

県単治山事業の木岐35号線路面工事は、8月上旬に発注いたしました。徳島県林業飛躍基金事業の林道新発谷線開設工事は、擁壁工事が5割進捗、残土処理場は仕上げ作業中で、最後に路面工を実施し、10月中旬完了予定としております。橋梁長寿命化修繕計画の西山1号橋橋脚巻立補強工事は、10月発注予定としております。県単急傾斜地崩壊対策事業の赤松日浦の榎谷安春宅及び耕地災害復旧工事は、9月末に発注予定でございます。

公共下水道事業の寺前排水区函渠整備工事は、函渠工事が6割進捗しているところで、10月末に完了予定でございます。海部郡農協日和佐支所付近の寺前排水区函渠整備工事その2は、家屋調査を実施中で、準備が整えば発注いたします。

平成25年度から着手いたしております地籍調査業務は、8月

下旬に発注いたしました。通常は小字ごと 2 年単位で登記まで完了するよう実施しますが、地震・津波対策が必須である住宅密集地区から実施しますので、初年のみ 25 から 27 年度の 3 年で日和佐浦の一部、奥河内字本村、赤松字新発谷、西由岐字西及び東、西の地字西地及び東地、港町の全部を調査することとしており、今年度は赤松字新発谷は現地調査まで実施し、その他の区域は準備工程を実施いたします。

8 月 28 日には、日和佐都市計画道路の変更についてと、日和佐都市計画臨港地区の変更についての都市計画審議会を開催いたしました。7 名の都市計画審議会委員により、2 議案共承認して頂きましたのでご報告いたします。また、都市計画審議会終了後、美波町都市計画マスタープラン検討委員会を設置し、今後 3 回の検討委員会を開催して、マスタープランを策定することとしております。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。道路関係でございますが、赤松由岐線の赤松耳瀬での局部改良工事の繰越分は、8 月上旬に完了し、25 年度分は、川側擁壁工事を 9 月中旬に発注の予定と聞いております。赤松由岐線の久望での西川、山岡奥の道路維持修繕は、10 月に発注予定と聞いております。日和佐小野線の恵比須浜字田井のバイパス概略設計は、11 月末に完了予定と聞いております。日和佐小野線の田井川樋門での道路拡幅検討調査は、樋門耐震設計と併せて行っていると聞いております。日和佐小野線のホテル白い灯台手前の法面コンクリート吹き付けひび割れは、ボーリング調査と観測を行うと聞いております。由岐大西線の阿部での緊急地方道は、改良工事が完了した阿部集落のすぐ手前と西谷橋付近を併せて、舗装工事を 6 月下旬に発注したと聞いております。由岐大西線の阿部でのお水荘のところの改良工事 2 は、7 月下旬に発注、その続きの阿部寄りの改良工事 4 は、9 月上旬に発注、阿部大井の盛土工区の改良工事 3 は、8 月下旬に発注したと聞いております。由岐大西線の伊座利での災害防止緊急事業は、伊座利バス停から磯田宅付近の繰越分は 9 月末の完了予定で、25 年度分は 9 月末に発注予定と聞いております。日浦野田線の道路維持修繕は、第 1 分割は 5 月末に発注し、第 2 分割は 7 月に発注、第 3 分割は 9 月中旬に発注する予定と聞いております。阿南鷲敷日和佐線の深瀬でのおしいれ谷橋の耐震補強工事は、8 月末に発注したと聞いております。また、不動の滝付近の視距改良工事は、測量設計を 7 月に発注したと聞いております。北河内奥河内線

の新宝木橋での補修工事は、設計を 7 月に発注したと聞いております。日和佐上那賀線では、7 月末に路面陥没した箇所は、栈橋による仮設の応急工事を完了し、2 トン以上通行止め中ではありますが、測量設計は発注したと聞いております。

次に、河川、砂防、治山関係でございますが、奥潟川総合流域防災事業の坂路と田の復旧は 6 月末に完了し、堤防舗装は 11 月中旬に発注予定、奥潟川一番館裏の護岸工事は、11 月中旬に発注予定と聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、日和佐小学校裏付近で境界立会を 8 月 15 日と 9 月 9 日に行いました。県単砂防事業による南海地震対策緊急事業の津波避難階段は、11 カ所のうち、東由岐・恵比須浜・日和佐浦・阿部寺谷及び志和岐天王西は 8 月までに完了し、木岐東及び木岐本村は 9 月中旬に完了予定と聞いております。奥河内西町は、9 月中旬に発注予定、また、工事未発注箇所の伊座利、志和岐天王東、恵比須浜田井についても、準備が整えば発注すると聞いております。

山王谷の通常砂防事業は、平成 25 年 6 月 4 日付けで砂防指定地の告示がされました。また、徳島県林業公社が地上権を設定した徳島氏所有山林を、農林水産大臣から地上権抹消について同意するとの回答が 8 月 23 日付けで届いたと聞いております。用地買収に必要な税務署事前協議が完了すれば、工事用進入道路を 11 月に発注すると聞いております。

池ノ内谷の通常砂防事業は、用地関係者への説明会を 9 月下旬に予定していると聞いております。

治山事業で実施している海岸防災林造成事業の南海地震対策の苫越の防潮堤嵩上げ工事は、10 月発注予定と聞いております。なお、この事業は今年度で完了予定でございます。

港湾関係でございますが、日和佐港の海岸高潮対策事業は、繰越した南防波堤改修工事は 26 年 3 月完了予定と聞いております。また、25 年度分は準備が整えば発注すると聞いております。大浜防潮堤と港内戎地区の防潮堤の設計及び地質調査は、7 月上旬に発注し、工期は 26 年 1 月予定と聞いております。港湾維持補修では、弁才天から奥潟樋門まで 7 カ所と恵比須浜 3 カ所の 10 カ所の防潮堤の開口部門扉をコンクリートで閉鎖する工事を、10 月上旬に発注予定と聞いております。

次に、地域高規格道路阿南安芸自動車道については、日和佐道路の田井高架橋付近の 2 カ所の緊急時に避難可能な通路の防災対策工事については、繰越して 9 月末の完了予定と聞いてお



ります。

次に、国道関係では、奥河内地区町道弁才天 4 号線起点の歩道整備工事は 8 月上旬に完了したと聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、火災の発生状況では、7 月 22 日午後 10 時 30 分ごろ、北河内字本村 49-1、植本恭臣宅において火災が発生し、火災緊急一斉放送により消防団に出動要請し、日和佐第 1 から第 8 分団及び海部消防組合が消火にあたりました。住宅はほぼ全焼してしまいましたが、けが人もなく、23 日午前 1 時 40 分に鎮火いたしました。また、8 月 8 日午後 4 時 30 分ごろ、美波町東由岐字由宇の畑から出火との一報がありましたが、5 分後の 4 時 35 分に火災はほぼ鎮火し、消防団の出動は必要なしとの連絡があり、職員が 4 時 55 分に鎮火を確認しました。

7 月 23 日午後 8 時 40 分に、牟岐署から行方不明者の連絡があり、状況確認を行った後、午後 9 時 30 分に行方不明者に対する情報提供放送を行うと共に、消防団幹部等を招集し、今後の対応策について協議し、翌日の午前 7 時からの捜索を決定いたしました。翌 24 日の捜索には、海上保安庁・徳島県警・海部消防組合・地元消防団からは日和佐第 3・第 4・第 8 分団及び本部が捜索を行い、午前 7 時 50 分、徳島県の防災ヘリが発見し、9 時 5 分に家族により行方不明者本人と確認されました。

防災関係では、6 月 26 日 12 時 03 分に大雨警報が発令され、警戒態勢を取りましたが、特に被害もなく、15 時 12 分に解除されました。また 9 月 4 日午前 8 時 41 分に大雨警報、11 時 48 分には洪水警報がそれぞれ発令され、警戒態勢を取りましたが、被害報告もなく、15 時 45 分に洪水警報が、20 時 00 分には大雨警報がそれぞれ注意報に切り替わり、警戒態勢を解除しました。

また、8 月 8 日午後 4 時 56 分、国からの緊急地震速報により、今後の情報に注意をとの一斉放送を行いました。美波町では特に大きな揺れ、被害等もなく、後で誤報であったと訂正されました。

6 月 2 日には、美波町由岐 B&G 海洋センターにおいて、今治市防災士会及び今治市連合自治会が来町し、由岐湾内 3 地区自主防災会との合同で、地震発生から数週間をイメージした避難訓練・2 次避難・ボランティア受入訓練等を実施いたしました。また、倉敷市災害ボランティアコーディネーター連絡会のメンバー 41 名が 8 月 3 日に来町し、市民企画提案事業の一環として、徳島の津波防災について学ぶをテーマに、中由岐の津波避難階

段の視察を行いました。当日は酒井自主防災会連合会会長と橋本消防防災課長の 2 名で、美波町の予想されている災害についてや、自主防災会の活動について説明を行い、中由岐の避難階段を見学し意見交換を行いました。今回の来町を縁に、美波町に災害が起った場合、いち早く倉敷市災害ボランティアコーディネーター連絡会が駆けつけますとのお話を頂きました。

宮城県気仙沼市役所の前危機管理監であった佐藤健一氏をお招きし、6月26日に防災シンポジウムを開催いたしました。佐藤氏の東日本大震災の経験に基づき、今後の美波町での災害に対する対策を初め、様々なアドバイスをご講演いただきました。

また、昨年、被災地を視察いたしました町議会・町内会・海部上灘漁業振興会の代表者からの報告のあと、佐藤氏を交え、参加者全員で美波町として、南海トラフ巨大地震にどう立ち向かっていくのか等について、意見交換を行ったところでございます。町職員につきましても、6月26日・27日の2回に渡り、佐藤健一氏による職員研修を行いました。市役所職員として、東日本大震災の状況や陣頭指揮に立ったその時の対応、備えの甘さを痛感したことや今後起るであろう、南海トラフ巨大地震への対策のアドバイスをご講演して頂きました。

徳島大学と美波町の間で7月1日に、人口減少・津波防災の課題を抱える美波町において、双方が持続可能なまちづくりをテーマとして連携し、防災や地域づくりなどに関する知的・人的資源の活用と交流を図り、相互に協力して地域の発展と人材の育成に寄与することを目的として、協定を締結いたしました。

同日の締結式には、徳島大学の香川征学長様をはじめ佐野地域連携担当理事様・山中英夫教授にお越し頂き、学長と私の間で協定書に調印をいたしました。

なお、この連携に関する活動拠点として、由岐支所3階の旧議会事務室に、徳島大学・美波町地域づくりセンターが開設されております。センターでは、行政・大学・住民の協働による持続可能なまちづくりを推進しながら、地域に根ざした人材養成の研究と実践を行うこととしております。

今年度は、昨年3月から美波町に移住した徳島大学大学院生が駐在し、地域住民と共に震災からの持続可能なまちづくりの研究に取り組むための、住民の皆様からの防災に関する相談に応じたり、自主防災活動や事前復興まちづくりの支援を行うほか、同大学の町を訪れる学生や研究者が利用することになっております。

さらに、事務室横のオープンスペースは、日頃から住民の方々や来訪者が交流できるしゃべり場・憩いの場として活用しております。今後、お遍路さんへの津波防災情報の案内や震災前ボランティアセンターの運営なども行う予定となっております。

センター開設以降の主な活動としましては、由岐湾内 3 地区での事前復興まちづくり計画の策定に向けた住民意識調査や、町内外の小・中・高等学校における防災学習の支援等を行いました。また、由岐湾内 3 地区自主防災会主催の防災グッズ斡旋プロジェクトおよび写真データ化プロジェクトを共催しております。さらに 8 月 2 日には、神奈川大学経済学部の佐藤孝治教授を招き、東日本大震災の社会経済的な影響と題した防災まちづくり講演会が開催され、教授が被災地を数十回にわたり調査した結果から、南海トラフ巨大地震に備えて学ぶことをご講演していただいております。

今後の予定としましては、10 月 5 日に日本技術士会の視察受け入れを行う予定となっております。センターは、駐在者が所用で不在の場合を除き、午前 9 時から午後 5 時まで開設しておりますので、お気軽にお立ち寄り頂きたいと思っております。

美波町自主防災会役員会を 7 月 17 日と 8 月 26 日に開催し、9 月 1 日に行われる予定でありました徳島県総合防災訓練の内容説明・動員の要請・25 年度の活動計画・とくしま地域防災力強化実証実験事業等について協議を行っております。

なお 9 月 1 日に予定していた徳島県総合防災訓練は、台風 15 号が接近し、災害発生の恐れがあるとのことで、8 月 30 日午後中止が決定されました。このため、本町で午前中に予定していた地震・大津波避難訓練、避難所運営訓練につきましては、やむなく延期とさせていただき、後日、改めて訓練を行う予定といたしております。

また、放送と通信の融合による地域力・地域連携を活かした災害に強い徳島プロジェクト推進会議、通称 Join Town 徳島プロジェクトが、7 月 11 日に県庁において初会合が開催されました。この推進会議は総務省 ICT 街づくり事業の一環で、県・美波町・四国放送が連携し、テレビを利用した、防災・災害時の安否情報、高齢化対策などについて、美波町阿部をモデル地区として実証実験を行い、システムを構築するプロジェクトでありまして、今年度中に実験を開始する予定であります。

次に、教育委員会関係でございますが、学校教育関係では、伊座利小学校 6 年生の 5 名が、8 月 3 日に東京大学生産技術研究

所で開かれた、未来の大人の防災まちづくり会議 in 東京で、伊座利地区の地域の特色として住民同士の強い絆を挙げ、地域づくりや防災への取り組みを発表いたしました。

社会教育関係では、生涯学習講座として、由岐公民館において6月17日から28日の間で、パソコン入門講座を、日和佐公民館では、7月1日から10日の間でパソコン講習会を開催いたしました。

夏休み期間中の小学生を対象とした行事で、由岐公民館において、カヌー教室や木工教室・おやつ作り教室等のゆきチャレンジ教室（夏休み版）を開催いたしました。また、8月10日・11日に由岐・日和佐両公民館において、キッズフェスティバルを開催し、子ども達は、ヘルスメイトの協力のもと、昼食づくりや工作・作文・絵等の夏休みの宿題に取り組みました。

子ども会連合会の県外研修として、7月27日に兵庫県にあるキッザニア甲子園へ小学校4・5・6年生15名が参加いたしました。子ども達は、好きな仕事を体験、お金の価値や社会のしくみを学習し、将来を考える上で有意義な研修となりました。

8月14日・15日には、夏の野球大会やふるさと野球大会を開催し、お盆で帰省している人も含め、交流を図りました。

8月27日から30日には、沖縄海洋体験セミナーに小学生6名が参加し、海上レクリエーションや沖縄の文化に触れる機会を提供いたしました。

8月26日から27日の1泊2日で日和佐公民館において、小学生5・6年生14名の参加による、わくわくキャンプ（防災編）を開催いたしました。竹で皿やコップなどの食器作りや非常食の体験、徳島県南部総合県民局の津波減災部による南海トラフ巨大地震とはのテーマで講義を受け、AEDやCPR・三角布を使った応急手当、廃油によるろうそくの作り方や乾電池をつかった火のおこし方を習い、避難所体験では、公民館3階でダンボールを張り合わせた寝床に泊り、ロープワークや担架の作り方、起震車による地震体験、水消火器を使った消火訓練などを行いました。

子ども達は、普段出来ない色々なことを体験することで、災害への備えやいざという時の対応、手段等を学び、防災意識を高めることができました。

大浜海岸におけるウミガメの保護規制を例年通り、5月20日から8月20日まで実施いたしました。今年の大浜海岸での上陸産卵頭数は、上陸が35頭で、うち産卵が25頭と昨年の上陸19

頭、うち産卵 13 頭と比較して増えております。特に、産卵回数が昨年の約 2 倍に増えたことが大きな特徴であります。また、産卵のあったカメ 2 頭に発信器を装着し、現在、行動範囲を追跡調査中であります。

次に、水道課関係でございますが、25 年度に繰り越ししていた深瀬地区の加圧場建設工事は、6 月 30 日に完成いたしました。また、北河内字登りから加圧場までの連結管の布設工事、並びに加圧場の電気設備工事については 8 月 30 日に入札し、布設工事の第 1 工区は有限会社マンテン産業が 4,305 千円、請負率 89.77% で、第 2 工区は前野住宅設備工事店が 4,515 千円、請負率 92.65% で、第 3 工区は田仁住宅設備が 4,378,500 円、請負率 93.08% でそれぞれ落札いたしました。工期は、いずれも平成 25 年 10 月 18 日までとしております。

また、電気設備工事については、日建工業株式会社が 20,265 千円、請負率 94.18% で落札し、工期は平成 26 年 1 月 20 日までとしております。残りの配水管工事についても 10 月中の発注に向け、準備をいたしております。

以上、諸般の報告といたします。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、認定第 1 号は平成 24 年度美波町公営企業会計決算の認定についてであります。これは、監査委員の審査に付した水道事業会計と病院事業会計の平成 24 年度決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第 2 号 平成 24 年度美波町歳入歳出決算の認定については、監査委員の審査に付した一般会計と 10 件の特別会計の平成 24 年度決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。なお、事業の成果報告につきましても、規定により提出をいたしております。

報告第 4 号 平成 24 年度決算における健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成 24 年度決算における財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の 4 指標について、監査

委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第5号 平成24年度決算における資金不足比率については、報告第4号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成24年度決算の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第58号 海部消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び海部消防組合格約の一部変更については、海部消防組合を組織する那賀町の脱退に伴う海部消防組合格約の一部改正であります。

現在、那賀町のうち旧上那賀町・旧木沢村・旧木頭村の上流域については常備消防がカバー出来ないため、海部消防組合の併任辞令により、平成24年4月から那賀上流支署を設置し、上流域の救急業務を開始いたしておりますが、併任体制のままいつまでも続けるわけにもいかず、また、南海地震等による大災害を予想した場合、海岸部と山間部との災害対応にも大きな違いもありることから、消防本部から独立することにより、更にきめ細かな対策もできるものと考え、那賀町として、海部消防組合から脱退し、平成26年4月1日より那賀町消防本部を設立することとなりました。

つきましては、平成26年4月1日から、海部消防組合から、那賀町を脱退させることに伴い、海部消防組合格約の一部を改正する必要があり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第59号 海部消防組合からの那賀町の脱退に伴う財産処分については、海部消防組合を組織する那賀町の脱退に伴う海部消防組合財産の処分についてであります。議案第58号で説明をいたしましたように、海部消防組合から那賀町が脱退することに伴い、現在の丹生谷消防署の建物及び丹生谷消防署に属する車両・物品等については那賀町に帰属させることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第60号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について(条例第29号)は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴う条例の一部改正であります。平成25年度の税制改正に伴う町税条例の一部改正につきましては、本年3月31日専決処分させて頂き、5月臨時議会でご承認を頂いたところであります。総務大臣からの施行通知により、金融所得課税の

一体化、個人住民税の年金特別制度等に関する地方税法施行令及び同法施行規則の改正は、別途行う予定であるとのことでありました。

その政令及び省令が6月12日に公布されたことに伴い、今回の税条例の一部改正を行うものであります。今回の改正の概要は、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度について、特別徴収税額等の変更があった場合の1回当たりの徴収税額を平準化する改正と、金融・証券税制等の改正に伴い、損益通算範囲を拡大する改正等であります。

議案第61号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律等による地方税法等の一部改正等に伴う条例の一部改正であります。平成25年3月30日公布の地方税法等の一部を改正する法律等による地方税法等の一部改正等に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、上場株式に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたこと、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改編したこと等に伴う規定の整備でございます。

議案62号 美波町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について(条例第31号)は、新病院の建設用地取得のための財源とするため、基金を全部処分することに伴う条例の廃止であります。美波町立病院の建設に伴い、用地取得の必要があるため、今議会に補正予算として土地購入費を計上させて頂いておりますが、その財源として土地開発基金の全部を充てることとするため、条例の廃止を行うものであります。なお、現在の土地開発基金の基金残高は43,440,894円となっております。

議案第63号から議案第67号までの5件は、平成25年度一般会計・特別会計の補正予算であります。

まず、議案第63号は平成25年度美波町一般会計補正予算(第2号)でありまして、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ178,136千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を4,962,347千円といたしております。

今回の補正での歳出における主な補正でございますが、各費目において人件費では4月の職員の定期異動等に伴う調整を行っております。

文書費の委託料では、地方分権改革推進支援業務委託料とし

て 1,260 千円、企画費の備品購入費では、地域イントラ施設の UPS 購入費用として 1,205 千円、負担金補助及び交付金では、定住促進補助金の増改築補助 2 件分として 4,000 千円、児童福祉費の委託料では、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 2,000 千円の追加であります。事業が 2 カ年に渡る予定であるため、平成 26 年度までの債務負担行為として 2,500 千円を追加いたしております。医療体制整備事業費の公有財産購入費では、新病院建設用地購入費として 130,000 千円、補償補填及び賠償金の補償金では、立木補償金として 2,500 千円、基本財産造成費の公有財産購入費では、とくしま豊かな森づくり事業による山河内大越の山林購入費として 10,000 千円、商工振興費の負担金補助及び交付金では、道の駅日和佐の物産館 2 階部分へ相談室等を増築するための町商工会補助金として 1,000 千円、災害対策費の需用費では、備蓄用非常食等購入費として 1,330 千円、工事請負費では、支障木伐採・フェンス設置等の工事請負費として 1,320 千円、負担金補助及び交付金では、自主防災会連合会補助金として 1,000 千円、農山漁村活性化推進基金費の積立金では、農山漁村活性化推進基金積立金として 1,500 千円をそれぞれ追加いたしております。

次に、議案第 64 号 平成 25 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 21,315 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 1,255,427 千円といたしております。歳入では、主に 7 月に国保税の当初課税が終わり、調定額が確定したことによる調整と、前期高齢者交付金の追加及び決算額確定によります繰越金の追加であります。歳出の主なものは、後期高齢者支援金の追加及び療養給付費、療養給付費交付金実績報告に伴う償還金の追加と予備費の追加であります。

議案第 65 号 平成 25 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入・歳出の総額に歳入歳出それぞれ 4,314 千円を追加し、歳入歳出の総額を 76,806 千円といたしております。歳入では、前年度繰越金が確定したことによる追加、歳出では、財政調整基金の積み立てと予備費の追加であります。

議案第 66 号 平成 25 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 35,308 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 1,270,474 千円といたしております。歳入では、前年度精算によります繰越金の追加でございます。歳出では、前年度精算による国庫支出金・県支出



金等の返還金 17,656 千円と一般会計繰出金 8,119 千円の追加及び予備費の追加であります。

議案第 67 号 平成 25 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 3,429 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 134,585 千円といたしております。歳入では、主に前年度決算額が確定したことによる繰越金の追加であり、歳出では、平成 24 年度実績に基づく後期高齢者医療広域連合納付金と一般会計繰出金の追加であります。

議案第 68 号 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出については、広域連合議員である美波町長の任期満了に伴う広域連合議員の選出についてであります。広域連合議員の任期は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第 1 条により市町村の議会の議員又は町長の任期によることとされており、広域連合議員であった美波町長の任期が 8 月 22 日で満了となったことに伴い、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定に基づき、選挙による広域連合議員の選出を求めるものです。選出の方法については、地方自治法第 118 条の規定を準用し、投票又は指名推選となっております。

以上、提案いたしております議案の主だったものの概要をご説明申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願います。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本定例会に提出されております議案のうち認定第 1 号、第 2 号及び報告第 4 号、5 号については、所管の常任委員会に付託して審議することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

したがって、認定第 1 号、2 号、報告第 4 号、5 号については、所管の常任委員会に付託して審議することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

( 時に 10 時 31 分 )

平成 25 年 9 月 18 日（水）

（時に 9 時 00 分）

議長 おはようございます。ただ今の出席数は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き、本日の会議を開きます。  
日程第 1 一般質問を行います。一般質問の通告者は 7 名です。通告順に発言を許可いたします。

3 番 影山議員の一般質問を許可いたします。

影山議員

3 番 議員 おはようございます。私は諮問機関等の見直しについて 1 点お伺いいたします。審議会・協議会・調査会などの問題について質問いたします。

現在、美波町には審議会・協議会・調査会といった附属機関が多々設置されております。設置された時には、それなりの目的があり、またそれなりの効果があったと思われませんが、現状においてはもう必要でないのではないかとと思われるものもあるのではないかと考えられます。そこで、まず 1 点として現在設置されている審議会等の諮問機関を将来ともに存置していこうと考えているのか、初期の目的を達したものについては廃止をするなり、統合するなり見直しをする時期に来ていると思うのですが、町長の所信を明らかにしていただきたいと思っております。

次にこれら諮問機関の年間活動日数はどうなっているのか、ここ 2・3 年の実績をお知らせ願いたいのであります。第 3 に委員の構成の問題であります。名称は異なる審議会・協議会・調査会等を開いても、集まる顔ぶれは余り変わらず、ほとんど同じという会もあるのではないかと考えられます。それらの方々の多くは各種団体の代表者でもあったりして、まさに適任者であるかもしれませんが、同じような人では発想も同じで新味が出てこないのではないのでしょうか。もう少し町民各層を代表する町民総参加方式とでもいいでしょうか、幅の広い階層から人選をするとといったことは考えないのか、以上 3 点について見解をお伺いいたします。

議長 総務企画課長

総務企画課長 私の方から諮問機関の見直しについて、その現状についてご説明させていただけたらと思っております。

まず 1 点目の審議会・調査会の統合廃止の見直しについてでございますけれども、現在、町で設置している諮問機関には、審議会 5 件、協議会 10 件、審査会 2 件、委員会 22 件、会議 6 件の合計 45 件の付属機関がございます。それぞれ、条例・規則・

要綱などにより目的をもって設置されたものであり、毎年開催されるものもあれば事案が発生した場合に開催されるものもあります。

議員おっしゃられるように、現状において会議が開催されていないものもあり、当初の目的も取り巻く環境の変化により薄らいできているもの見受けられます。しかしながら、諮問機関は行政を進めていく上で、重要な役割を担っていることから、各機関の必要性も改めて検討させて頂き、整合性のある形になるよう努めてまいりたいと考えております。

次に 2 点目の審議会の活動状況でございますけれども、審議会の活動状況でございますが、年 1 回程度開催しているのが 8 件、事案発生の場合や必要に応じて開催されているものについてが 30 件、開催されていないものが 7 件ございます。特に、開催されていないものについては施設の運営委員会的なものが多く、今後その必要性も含め検討させて頂きたいと考えております。

次に 3 点目の人選はどのようにして行われているのかでございますが、諮問機関の委員構成については、その諮問機関が持つ役割により異なって来ますが、多くは各種団体の代表者の方に入って頂くことが多くなります。専門的な意見を聞く場合には大学教授・国の所属部署・県の所属部署の方に入って頂くことがあります。また住民の意見を広く聞く場合には公募を行い、委員に入って頂くこともあります。今後とも、専門的な意見も含め幅広くご意見をお聞きし、合議のもと行政施策を進めさせて頂きたいと考えております。以上です。

議長  
3 番 議員

影山議員

自席より再質問いたします。今、総務課長の方から答弁があったわけですが、統合・廃止とするような諮問機関はあまりないというより、全部このまま存続したいというニアンスの答弁であったように思います。いろいろな審議会がそれなりの目的を持っていることは理解はしますけれども、多くの審議会がそれぞれの問題について、町長に答申する・具申するわけですが、審議会が多ければ多いほど、その内容も細切れになるはずであります。そうしたときに似たような問題について、食い違った答弁が出されたならば、町長はどうなされるおつもりなのか、町長と相反する答申がなされることも予想できますので、その点いかがか考えをお伺いします。また行政も整合性・計画性が要求される時代でありますから、細切れの審議会でな

く、ある程度統合したものにす、スリム化する。そして必要ならば分科会なり小委員会を置いて、全体を整合させるという必要性はないのか。その点もお伺いします。

第2点の活動状況でありましたが、時に応じてという30件、現在されていないというのが7件、検討したいというような答弁であったと思います。それから第3点の人選については専門的な人が実務的な人を中心にして選考するので、同じ人をいろんな委員会に選ばざるを得ない、やもうえないことだと、そういうニアンスだったと思います。しかしわが町にはそれぞれ人材がないわけではないと思います。門外漢の方がよくものが見えることもあります。専門家の気のつかないところが、新たな発想としてでてくることもあります。町民各所からの意見を吸収することが必要であろうかと考えますが、従来どおりの人選方式で答酬する方針なのか、重ねてお尋ねいたします。

議  
町

長 町長

長 それでは私の方から再問に答えさせていただきたいと思ます。まず審議会の答申が長のと食い違う場合ってというようなお話でしたけれども、諮問機関からいただける答申というのは、やはり尊重をしていかななくてはならないっていうふうに思っておりますが、やはり長としてその一括りにはいきませんけれども、一括りというのは審査会のいろんな審査会、それから審議会等がございまして、内部的なものもございまして、私の方から諮問して答申をいただくというような審査会も審議会もございまして。そういったもの含めてでございますけれども、基本的に答申は尊重したいというふうに考えております。けれどもその時の状況によりまして、それを参考にして、町的意思を決定させていただき、議会にお諮りし、決めて行くと言うような手続になろうかなあと思っております。

それから次に人選に関してでございますけれども、今までも公募委員ということで、広報等で募ったこともございます。今後につきましても、いわゆるこちらの方から各種団体の長さん等をお願いする分っていうのはあろうかと思ますけれども、それ以外に公募をしていく。公募委員さんってというようなところも、加えていきたいというふうに考えております。以上です。

議

3 番 議

長 影山議員

今、町長の方から丁寧な答えていただいたところでありまして。先ほども総務課長からは本町からは45のそういう機関があるということ、いろんな私も意見を申し上げたところですが、簡素

化して、スリム化したはというような意見を申し上げた訳であります。公募制も町長の方からほれを聞いて広く公募者を募っておるといふようなことでございます。現状でいきたいと、それで支障がないといふような、今日のお二人の答弁であったかと思ひます。

最後になります、現在は行政改革を推進しなければならない時代でありますので、積極的に審議会・委員会等の統廃合・スリム化を行い、また一審議会あたりの委員数は減らすなどの改革を実施すべきであると考えます。諮問機関の見直しについて私の意見を申し上げ、質問を終わります。

議長 以上で影山議員の一般質問は終了いたしました。

続いて2番江本議員の一般質問を許可いたします。

江本議員

2番議員 おはようございます。影治町長におきましては、先日の提案説明の中で新たに再選されたといふお話を聞きまして、誠におめでとうございます。これから4年間、町のために新しいまちづくりを見据えた運営をなされることであろうと期待しておりますので、これから質問に関しては、産業、特に一次産業の低迷に対して1つと、職員のこれからの指導っていいですか、今の現状を打開するためにどうするべきかっていうことについてをお聞きしたいと思ひます。

まず第1産業、特に水産業につきましては大変厳しい状況が続いております。町内に組合も7漁協抱えており、全体的な就業、組合員の年齢もしだいに高くなって各漁協とも平均年齢が65歳を超えるといふような現状でございます。この中でも生産力、高齢化による生産力の低下、またさまざまな影響で漁獲の減少、また価格の低迷、またいろいろな影響によります燃料の高騰、そういうかたちで今現在大変な状況下におられます。このまま続けば組合の維持、また組合員の生活事態も脅かすような状況になってきております。これは水産業だけではなく、林業・農業・各産業においても同様であろうと感じております。我々水産業に対しても、ひじきとかアオリイカまた海産物等につきましていろいろ支援をいただいておりますが、現実的になかなか納得するようない状況になってはおりません。これから産業育成のために、一次産業単独ではなく、それぞれの商工・観光・サービス、そういうふうな異種業者また先ほども開設されましたIT産業、今、美波町には3社だと思われませんが、そういう企業の方々が入ってこられて、いろいろな情報をいただける

長 町長

長 それでは江本議員の一次産業の活性化対策についてご答弁いたしたいと思っております。まず初めに美波町の一次産業の現状についてご報告をさせていただきます。

まず農業でございますけれども、農地面積、田と畑を合わせた全面積は 566ha で、農業経営対数は 348 戸であり、その農地のうち何らかの作物が作付けされた面積は約 289ha でございます。その耕作放棄地でございますが、平成 24 年度では約 50ha となっております。また 2010 年の農林業センサスの数値によりますと、農業従事者の平均年齢は県内最高齢の 71.7 歳であり、販売のあった 344 経営体のうち約 78% にあたる 267 経営体が稲作農家でございます。経営・耕作面積が 0.5ha から 1ha の経営体が 54% にあたる 185 経営体、1 経営体あたりの平均経営耕作面積は 0.8ha、農産物販売金額 50 万円未満の農家が 58% にあたる 198 経営体という内容となっております。

農業分野ではかねてより、農地・水環境保全向上対策事業や中山間地域直接支払交付金制度、農業者個別所得保障制度等で農地の荒廃を防ぐという、どちらかといえば受動的な対策が行われてきましたが、昨年からは 45 歳未満で就農後最大 5 年間、年間 150 万が給付される青年就農給付金等の能動的な事業も開始され、美波町でも 4 名が受給しているところであり、今後、人・農地プランの検討が進められる中で、新たな担い手獲得策が生み出されることを願っているところでございます。

次に林業関係でございますけれども、町面積の 89% にあたる 12,477ha が森林でございます。その内 6,893ha が杉・ヒノキの人工林で樹齢が 35 年から 45 年生が 38% を占めており、主伐期を迎えた林が増加しております。徳島県では平成 17 年度から林業再生プロジェクト、平成 19 年度からは林業飛躍プロジェクト、さらに平成 23 年度からは次世代林業プロジェクトを策定し、10 年後の木材生産量を倍増させることを目標に取り組みを行っている中、大手製材工場の小松島市内への進出が確定的となるなど、林業活性化に向けた動きが加速する気配が感じられております。

次に漁協でございますが、最近の港勢調査による由岐地区 6 漁協の集計では、陸揚量 682 トン、陸揚金額 525,000 千円とな

っており、また日和佐町漁協の平成 24 年度業務報告によると、同じく 169 トン、118,000 千円となっております。陸揚金額で平成 16 年度と比較すると、由岐地区 6 漁協合計では 62%、日和佐町漁協でも 66.5% と大幅に落ち込んでいるということになっております。昨年 7 月徳島県漁協共同組合連合会が調査した結果によりますと、町内漁業協共同組合の正組合員数は 392 名でございまして、その平均年齢は 68 歳でございました。で水産業の活性化に関する対策についてでございますが、この漁協及び水産業に関する活性化は、一次産業の衰退が町の活力低下に直結するということはもちろんですが、漁業に関してこの 20 年ほどの漁獲量の減少と魚価の状況を考えると、漁村が持続できていかないのではないかとというふうに思えるほどの厳しさであると受け止めております。それだけにはないものねだりからあるもの探しへの切り替えを重視した海業的な流れに関する南阿波よくばり体験や、伊座利の未来を考える推進協議会、木岐まちづくり協議会の各種事業、ワンディシェフ等の取り組みの重要性が増大していると思われませんが、その一方で漁協における職員削減の状況等を考えますと、漁協単独での対策はかなり難しくなり、できることも限定的になってきているようにも思われます。町といたしましては、従来からヒラメの稚魚放流、アワビの稚貝放流、アオリイカの産卵場の造成等を実施あるいは支援してきたものの、漁獲量は以前低迷を続けていることから、町単独事業による新たな放流対策魚としてクエを選定して、由岐漁協沖で放流を試み始めており、まだ成果が出るにはいたっておりませんが、美波の海のみぐみ研究会が取り組むひじき養殖実験の支援も一昨年から行っているところであります。こうした従来から取り組んできている各種の基礎的な取り組みに加えて、新たな取り組みを考えるためのキーワードとして、連携・交流・ミليون資源の再発見をすえて、事業や企画を考え直してみてもどうかと思っているしだいであります。

漁業や水産業に関する施策のイメージを少し具体的に申し上げますと、連携については町内はもちろん郡内漁協等が連携して、そのスケールメリットをいかして価格・形成力を育てたり、ブランド化を進めたり、加工事業の成立を模索するということが考えられます。8 月 24 日の徳島新聞で報じられました、徳島海部水産物品質確立協議会を新設して、さしあたってアオリイカをターゲットとした出荷企画の統一協議でスタートを切ったのがその端緒であります。アオリイカという点でいえば、



飲食業会での南阿波井、四国の右下右上がり井の普及振興と言う方向もございませうが、そういったことのためにも漁協と飲食業者が共同利用できる高機能な冷凍設備が重要になることはいうまでもなく、その設置場所の問題とともに、利活用のルールづくりが不可欠であり、それをだれが担っていくのかということがポイントになってまいります。交流という点では、体験型交流事業の底上げや、学生招致の各種事業を含めたフラッシュアップ作業はもちろんです。町内の異業種による会合を経た新規事業や、連携事業の創出、美波町青年漁業者会議的なものの中から掘り出される未知なものを期待するためにも、新たな場作りについて、我々が役割を果たして行く必要を痛感しているところであり、少額ではございますが今補正予算に異業種交流の経費とする美波町産業関連施策検討会議を開催する費用を組んでいるところです。先に触れた井についてもこうした場を通じて、方向性が明らかになってくれることを期待するものであります。なお、ミリオン資源の活用という点では、ミリオン空間の活用として、既に取り組んでおりますひじきの養殖実験の支援を継続するとともに、日和佐町漁協前の循流水槽など、使用されないままになっているあるいは著しく利用が低調な他所の設備などを、出荷調整事業や直売を含めた魚貝類の蓄養、あるいは1.5次的な事業に再利用または有効利用して行くなど、町内各地区で埋もれあるいは低利用な状態の施設設備の調査や、再確認をおこないつつ、地区外の利用希望者に門を開いて、再生有効活用をしたり、有効に使ってもらえる場所を移設して新規活用するような方向の検討もしていくべきではないかと考えているところでありませう。

それぞれ背景や事情があるため、そう簡単にいくものではありませんが、こうした地道な取り組みの先に生産者自らが、関係者が加工や流通、販売まで一連で行うスタイルの独自産業化や、生産者が加工業者・流通・飲食宿泊業者などと連結した独自産業かも見えてくるのではないかと考えております。少し切り口は違いますが、徳島県水産課では藻場の減少対策として徳島県ゆたかな海の森作り事業として、岩礁製藻場造成事業に取り組む計画が進められており、町内でも数箇所実施する方向でございませう。

沿岸漁業の今後を考えたとき、アワビ・さざえ・伊勢エビ・魚類等、磯と藻場なしでは到底その持続は見込めませう。この県の取り組みなども、気持ちを高揚させる材料としながら、先

に述べたような対策を熟度の高いところや、内容の判断から一つ一つ、こつこつと取組んでいきたいと考えておるところでございます。以上私からの答弁とさせていただきます。

議長  
2 番 議員

長 江本議員

自席から失礼します。今地元の方からいろいろな事業について、これからの取り組みについてお聞きいたしました。今の現状の中で、農業・林業・漁業につきまして、今の現状、ほういうふうな大変厳しい状況であるとので、ほういうふうな方針のこれからの施策の実行ですから、やっぱりそういうふうな観点から見られた取り組みについて進めていきたいと思えます。

先日の老人の日の式典の時にいただいた資料の中の年齢構成を見ても、かなりこれから先に不安になる、これからどうしてまちを維持するのかなあという観点からも、大変厳しい現状であるというのは分かります。これは私らもいろいろな産業の中で皆さんと話をする事情がありましたときに、どうしても高齢者問題、産業の活性化するにはやっぱり生産者の年齢の層が充実しなければなかなか増えていかないということで、たしかに就業の人口構成を見ましても、一次産業はだんだんと少なくなって、漁業者にしても後継者がいないというところで今の現状の人がもう仕事を終ればそれでもう途切れてしまうっていうのが現状であります。ほういうときに、やっぱり若者が魅力を持てるっていうようなところから、今新しくいろいろ学生とかそういうふうな団体が我が町内に幸いにも入ってきておられますので、そういう人達と若い者が住める町というところも目指してやっていただきたいと思えますので、その点について今現在入ってきておる学生・大学生等が色々入ってきて町の現状等を調査しておられると思えます。その中でどういうふうな、また産業についてどの程度の係わりをもっておられるのか、そのところ分かりましたら一つお願いしたいです。

議長  
町

長 町長

今、美波町に多くの学生がいろんなかたちで入ってきておりますけれども、どのようなかたちの中で、その学生さん達が例えば漁業の方とかかわりがあるかっていうような詳しいことについてはちょっと分かりかねますけど、学生自体は自分の学業の中で、その研究材料として美波町を選び、美波町の漁業集落を選びというところでいろんな調査をしていただいておりますけれども、そのことにつきましては時期を置いて報告会なりがございまして、また報告会でいただいた資料でありますとか、

提言をまた議会の方でまたお示しする機会があるかと思いませんので、そのようにさしていただくというふうに思っております。それと非常に漁業の振興を含めた1次産業の振興というのは難しいところがございまして、特効薬的なところがございません。かといっていつまでもその手をこまねくといえますか、そういったこともできませんので、先ほど申しましたように今年新しい取組みといたしましては、私が座長となって行います美波町産業関連施策の検討会議、これ来月に立ち上げる予定としておりますけれども、そういった中でいろんな人の意見をいただきながら、町の支援も含めて、どんな取組みが有効化しているところをしっかりとお聞きをして、施策に反映できていたらというふうに考えておるところでございます。

議長 2番 議員 長 江本議員  
大変各農業・林業・農業にしても、経営母体の弱体化しているのがかなりありますので、体力の回復ということも含めて、これから指導をお願いしたいと思います。以上で1項目目の質問を終わります。

議長 2番 議員 長 江本議員  
2項目につきましては、今現在の職員に対するいろいろな話を聞く中で、ほとんど職員は一生懸命頑張っておられます。私共から見た限りではそういうふうなことがあるのかなあという感じでおられますが、一部の職員の行動・言動により職員全体が不評を受けるといような現状も聞いております。ほの中には職員が多すぎるとか、無駄が多いとかいような話もあります。というふうなことは行政への不審と繋がると思っていますので、これはもう少し気をつけていかなければと私自身も思っております。

今現在におられましても、住民の職員に対する目線というのは大変厳しい面があると思います。こういうときこそ町長を筆頭に仕事への姿勢、またリーダーシップのとれる職員の育成という工夫をするべきというより、確認していただきたいと思えます。そういう職員の方のおかげで町が発展するといような、これからの大事な作業であるということでもありますので、今後どのように、こういうふうな職員に対する人材育成が、また指導っていいですかね、そういう観点において力をもっていられるのかお聞きしたいと思います。

議長 副町長 長 副町長  
私からは、2項目目の美波町に求める職員像についてお答えを

いたします。住民から町職員の不評を耳にされているとのことで、信頼される行政を作るために、職員と町民との良好な信頼関係が必要であると思うので、どのように考えているのか、というご質問でございますが、公務員の基本的なことにつきましては、日本国憲法や地方公務員法によって規定されております。憲法第 15 第 2 項では、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。と規定されております。この憲法の規定に基づき、地方公務員法第 30 条では、サービスの根本基準について、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されております。また、第 33 条では信用失墜行為の禁止として、職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。などと、公務員としての基本的なことが定められております。

このような基本的なことにつきましては、新規採用職員においては、徳島県自治研修センターが行います新規採用職員研修に参加することによりまして、地方公務員としての自覚と意識の確立を図り、執務上直ちに必要な知識及び技能を取得することにより、職場においての適応力を養うことといたしております。このほかにも、研修センターでは、採用後 4 年目の職員対象に職員研修 1、またその 4 年後には職員研修 2、その後は係長級研修、課長補佐級研修、課長級研修が用意されておまして、それぞれの対象となる研修に該当する職員を参加させております。

また、これ以外にも、特別研修として様々な研修や講座が用意されておまして、昨年度でございますが、7 名の職員が特別研修に参加をいたしております。また、阿南市との定住自立圏で開催されているコンプライアンス研修、接遇研修などにも阿南市職員との合同研修に参加をいたしております。

町におきましては、平成 22 年度から職員政策提案制度を制定し、町政に関する改善点等について、職員から提案を求めたり、職員研修奨励事業制度では、職員が自発的かつ主体的に研修する機会を与えると共に、その費用等の一部を助成することによりまして、職員の資質の向上を図っているところでございます。このような各種研修等によりまして、町職員としての基礎知識は取得しているものと考えておまして、町民全体の奉仕者として、職務に励んでいるものと思っております。

また、町民との信頼関係を築く手だての一つとして、以前からあいさつの実践を徹底させております。このあいさつは、庁舎内に来庁された住民の方々に限らず、職員同士でもお互いにあいさつをすることにより、明るく元気な職場になると考えております。

また、窓口における対応や、住民からの相談につきましても、相手の立場に立った対応を行ったり、わかりやすい説明を行うよう心がけております。

町長が初登庁された8月23日に、職員に対して、住民の皆様のために何ができるかということ、私をはじめ、職員一人ひとりが、日々考え、認識し、共に知恵を出し、汗を流して、頑張っていきたいと思っております。と訓辞がありました。町職員は住民に最も身近な行政サービスの担い手でありますので、全体の奉仕者であるという事を改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むことにより、住民から信頼されることにもなると考えております。

今後の職員の育成についてでございますが、美波町人材育成基本方針で人材育成の目的と方針等を示しておりますので、この方針を再確認し、職場の環境整備でありますとか、職員研修の更なる充実、多様化等を図り、人材育成に取り組んで参りたいと考えております。

議員におかれましても、お気づきの点等がございましたら、ご指導を賜りたいと存じます。以上で、答弁と致します。

議長  
2番 議員

江本議員

ただいま副町長よりいろいろ、今までの研修状況、またこれからの方針につきましてお伺いしました。このような指導が徹底して行われ、また町長の2期目スタートのときに庁内で訓辞されましたことも広報等に入っており、十分ほういうような意識は分かります。今おっしゃられたように、最大限のことはなされていると思いますが、やはり一人ひとりの意識の問題であると思うので、できる人はもう十分できておるのでその点に対しての不平はないと思います。一部の人のことに対しての意見の中に出てくるんだと思いますので、その点について十分配慮していただけたらと。

これはもう1つ余分な話しになるんですが、公務員により身分の保証されているっていうことで、前回にもこういうような公式であったかどうか分かりませんが、町外に住居を構えている職員さんが、何名かおられるっていうのも一般の方からも

聞きます。これは制度上、法律上どうしようもないっていったらほれなんですけど、ほういうところもやっぱり一般の職員としては、やっぱりどういふんですかね、災害とか非常時の時には近くの方は必ず間に合うっていうのに、ちょっと距離が離れ取ったら間に合わないってというような現状出てきますので、そういうところもやっぱりちゃんとした意識の下で、行動ができるっていう、ほういうふうな話し合いの場っていうのをね、持っていただけないだろうか。ほら町内の方を採用するっていうのは一番ベターだろうと思うんですけど、まっほういうことに関しては制約もあるだろうし、なかなかほういう観点からもいえないところもあると思いますが、指導としていろいろ話の中で、意識を持っていただくというような中で進めていくってというような話し合い、持てるのかどうか、それありましたらちょっと一言お願いしたい。

議  
町

長 町長

長 今の言われた事については、非常に難しいっていうふうに思っております。それは憲法上問題でありますし、もともとは旧の由岐・旧日和佐にいたしましても、採用している職員というのは、ほとんどは町内の職員を採用をいたしております。一部技術職であるとか、特殊な技能を持ったとかいうのは別にいたしまして、ただその後、当時独身だったけども、結婚を期に住居を構える土地がないであるとか、それぞれいろいろ理由があるかと思えますけれども、いうことで町外に住居を構えたというようなこともございます。ですから議員がおっしゃられた町外に住居をかまえている職員、災害時すぐ間に合うかというような問題はございますけれども、これについてはなかなか話し合いで解決するとかいうようなことは難しいし、話し合いがなかなかできないというふうに思っております。前段の町職員の中でいろいろと私も、私自身も含めて苦情を聞きますけれども、だいたい多いのが窓口対応のときの説明の仕方が悪いであるとか、その内容について十分把握をしているのかであるとか、それから個人的なあれですけれども、フェイスツウフェイスでありますから、表情が相手にとって良くなかったと映ったりとかいうような苦情、それからもう一つは相談を受けた際であったりとか、要望を受けた際の対応が遅いというようなことも一部聞かれたりもします。それからもう一つ電話対応ということで、これは顔の見えない世界なので、やはりきちりと説明なり対応しなくちゃいけないんですけれども、まっ

そういったところでお叱りを受ける、それから同じように対応しても、住民の方を低く見ている、いわゆる上から目線だというようなこともおっしゃられたりもしております。そういったことも含めて、副町長が申し上げた件につきましては、私なりまゝ副町長なりそれから全課長が課員をというようなかたちで、途切れなくそういったことは大切だという、いわゆる基本的なことだということで、研修なりを重ねて行きたいというふうに考えております。

議長 2 番 議員 長 江本議員  
いろいろこれからの大きな課題になると思います。今おっしゃられたことも踏まえて、これからの 4 年間に十分達成できるようにお願いしたいと思います。

議長 長 これで一般質問を終わります。

議長 長 小休します。  
(時に 9 時 49 分)

議長 長 小休中  
(時に 10 時 10 分)

議長 長 再開します。  
続いて 11 番寺下議員の一般質問を許可します。  
寺下議員

議長 1 1 番 議員 議長の許可を得ましたので、私の方からは、大きく分けて 3 問お伺いしたいと思います。行財政の現状と今後の取り組みについてと、美波町立病院のソフト面について、防災意識の継続・向上についてを質問いたします。

まず、一問目ですが、行財政の現状と今後の取り組みについてお伺いします。平成 26 年度から、過疎債の対象事業が拡大されることになりました。以前は道路や上下水道などハード事業が対象でしたが、平成 22 年 4 月からソフト事業も対象になり、大きく拡大されました。過疎債は、人口減少や高齢化の進む過疎地に対する財政支援として、有利な起債です。しかし、それをいつ、どのように活用するかは、各自治体にかかっていると言えます。もちろん、有利とはいえ、借金に変わりはないので、優先順位をつけ、効果的に活用することは言うまでもありません。

そこで、細かく 3 点についてお伺いします。まず 1 点目、今回の拡大対象の 1 つに、企業誘致のための工場や事務所の建設などがあります。初日の町長提案理由の説明にも挙げられていましたが、サテライトオフィスの増加は、本町にとっても大き

な成果であり、関係者の皆さんに感謝するとともに、今後他の分野へも波及してもらいたいと思います。本町においては、新たに過疎債を活用し、雇用の確保等は考えられているのかお伺いします。

次に、美波町第2次総合計画の進捗についてお伺いします。本計画は、平成25年度からの10ヵ年計画であり美波町の最上位計画に位置づけられ、この計画を基礎とし、さまざまな施策が実施されることとなります。私自身、これまでの一般質問においても、10年後の美波町の人口約6,000人、高齢化率50%という状況を見据え、いいものを作ってもらいたいとの思いから、何度か質問を重ねてきました。これまでの答弁では、繰越事業とし、時間をかけて取りまとめを行い、審議会での検討を重ね、パブリックコメントを実施するということでしたが、進捗についてお伺いしたいと思います。

最後に、平成22年9月議会で議決した過疎地域自立促進計画は、総合計画の実施計画にあたりと理解しています。本町のような小さな自治体において、過疎債を活用することにより、ソフト事業においては知恵を絞り、工夫次第で、効果を発揮できるのではないかと考えます。ソフト事業といえば、地域医療の確保・生活交通の確保・集落の維持および活性化・産業の振興などが考えられます。県内でも、神山町がサテライトオフィス施設やアーティスト・イン・レジデンス事業の運営補助金などに活用したり、上勝町もいもりの葉の出荷状況を管理するシステム構築に活用しています。また長崎県の対馬市においては、燃油高騰の負担軽減のため、漁船の重油代を1Lあたり最大10円まで補助するという補助金にも活用されています。先ほど江本議員の一般質問で、一次産業に関する質問がありましたが、町長の2期目に対し、本格的に取り組もうと考えている事業について、特にソフト事業に関して今町民が何を必要としているのか、そういうビジョンを明確にした上で、今後の具体的施策等について、お伺いします。以上3点答弁をよろしくお願いたします。

議  
町

長 町長

それでは私から町財政の現状と今後の取組のうちの 企業誘致等の工場・事務所の建設が新たな拡大対象になるという点について答弁をさしていただき、第2次総合計画及び過疎地域自立促進計画のソフト事業については、総務企画課長から答弁をいたさせます。



まず現在の過疎地域自立促進特別措置法は、3年前の法律改正時の附帯決議により、施工後3年後に見直すといったしており、今回自民党過疎対策特別委員会で見直しの議論を行っており、11月までには自民党の方針を決定し、今年度に過疎法の改正をめざしていると聞いておるところでございます。過疎対策特別委員会で対象の拡充を検討しておりますのは、全国過疎地域自立促進連盟や全国市長会・全国町村会などから要望があった15項目というふうになっております。その中に、議員がおっしゃられました企業誘致の工場や事務所の建設というような項目がございます。これにつきましては、まだ詳細が決まっておらず、なんとも申し上げられないのではございますけれども、インターネット等で見てみる限り、この向上の貸付にかかる費用を過疎債の対象とするというような文があったり、なかなかはっきりしたことがちょっと分からないんですけれども、最終的な改正内容が決定し、法律改正が行われることとなった場合には、積極的に利用をさせていただき、雇用の確保に取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 私の方から美波町第2次総合計画の進捗状況について、ご説明させていただきます。美波町第2次総合計画策定につきましては、今年8月に基本計画の各課ヒアリングを実施いたしております。現在ヒアリング結果をもとに修正案を作成中でございます。今後でございますけれども、修正案について9月中に各課確認を行っていただきまして、10月には審議会にお諮り出来ればと考えております。この審議会を経てパブリックコメントを11月頃実施する予定といたしております。最終的には12月になろうかと考えております。この第2次総合計画については、議会にもご報告させて頂く予定でございます。

次に3点目の過疎地域自立促進計画の内、ソフト事業の今後の具体的施策等についてでございますけれども、平成22年の過疎法の改正により、新たにソフト事業として地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図る事業が対象となっております。

美波町においては、過疎法改正の平成22年からそのすべてを地域医療の確保として病院会計運営補助金に充てておりまして、本年度においても病院会計運営補助金に57,000千円、診療

所運営事業費に 10,000 千円を予定いたしております。

過疎対策事業債については、毎年度地方債計画によりその総額が定められており、ソフト事業に対しても上限額があるため、現在は全て地域医療の確保に充てていることから違う事業には充てるとなると、実施費用は全額町費負担ということになります。

現在、制度改正などの検討を行われておりますので、過疎債の枠も変動することも考えられますけれども、町としては有利な財源として出来るだけ活用させていただきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

自席から再問をしたいと思います。先ほどの答弁で、総合計画については今後のスケジュール等をお伺いしました。1年繰越して策定する計画です。これまでも住民はワークショップや中学生のワークショップ、今後パブリックコメント等広く住民にも意見を求めるということは、住民参加の視点からも前進であると評価できると思います。この総合計画は、美波町の今と未来を繋ぐ計画です。しっかりと住民の声も反映させながら、策定してもらいたいと願います。そのためにもパブリックコメントの募集に関しては、広く住民に周知をしてもらうことも要望したいと思います。

また過疎地域自立促進計画については、ただ今答弁いただきまして、医療の確保ということに充力しているということでしたが、今後新病院の建設になって、いろいろ今後どうしていくこともあると思うんですが、平成 24 年 6 月議会の一般質問において、検証、この過疎地域自立促進計画の検証等については、財政的な裏付けや社会経済情勢を判断しながら、毎年度計画の見直しを行っていくと答弁をいただいているんですが、そこで今後も、役場内だけの検証にとどまるのか、その検証を得て毎年度の予算に反映させていくということになるのか、住民も含めた過疎対策検討委員会などの新しい組織を立ち上げて、検証を行うお考えはないのか、お伺いします。

加えて、過疎債の活用については、ちょっとネット検索をかけただけでも先進事例はどんどん出てきます。事例の情報等は本気になれば、私のような地方の 1 議員が持てる情報量の何倍も何十倍も町職員は持つことが出来るのではないのでしょうか。先進事例の中で、すべてがいいとかうちのまちにあうとかってというようなことはないかもしれませんが、本町に効果的なもの

があればどんどん仕掛けていく、先ほど町長の答弁に本町に必要であれば、積極的に雇用の確保に取り組んで行くというお言葉もあたんですけれども、そういうことも必要なのではないでしょうか。

町長を先頭に、職員の皆さんには、年々過疎・高齢化が進み、町の活気がなくなっていることを敏感に感じ取ってもらいたいし、危機感を持って取り組んでいただきたい。そこで、先ほど江本議員の質問の答弁の中にもあったんですけれども、職員政策提案制度が実施されてから、3年になりますが、その制度は十分職員に浸透してきているのか、これまでにあがってきた件数、実施につながった内容についてお伺いしたいと思います。

議  
副

町

長

副町長

私の方から今ございました職員提案制度の件数等につきまして、報告をさしていただけたらと思います。この職員提案制度を制定いたしましたのが、平成22年の4月からということでございます。まず22年度の制定当初の状況でございますが、件数で申し上げますと20件ございます。その中で提案の内容につきましては、個々いろいろあるので省略させていただきますけれども、いろいろな現在の仕組みをこのようにすればいいのではないかとか、あるいは新たな取り組みとしてこういうことをしてはどうかというようなことを提案していただきまして、一例申し上げますと、例えば町財政が厳しくなっているという中で、町の資産・施設の有効活用というようなことで、不用になった物品とかのオークションですね、インターネットによる公有財産の購買制度をいろいろと研究をいたしまして、現在実施をしております。それから平成23年度でございますけれども、件数が3件でございます。24年度でございますが、24年度も同じく3件でございます。制定当初に皆さんからいろいろ沢山のご意見をいただいて、できるものについては実施をいたしておりますので、引続きいろんな施策等について職員共々共通認識を持ちながら施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

議  
町

長

町長

前段の検証を行う機関の設置の件でございましたけれども、それについては内部でやらさしていただこうと思っておりますが、この過疎計画をつくるもとの計画にでありますとか、そういったときに公募の委員さん、いわゆる外部の方に入ってきていただいて、その計画を見ていただく、つくる段階からしていただ

くってというような方法は取れるかなあとは思っていますけれども、今、寺下議員がおっしゃったようなことについては、毎年度の当初予算の中で、その過疎計画の入っている分が過疎債の対象となるというふうになっていきますので、それぞれの年度内、事業に過疎債を財源としてあたえられるかどうかってようなことをするためのどういうんですかね、計画っていうふうなことでもありますので、それを年度でいわゆる使用したといえますか、適応さしたといえますか、そういったことを検証というのは職員の中でいわゆる内部の中でやらさしていただいて、この5年間の計画、前期の計画でありますとか、後期の計画それから一番主の過疎計画を総合計画をつくる时候にも入っていただいておりますけれども、そういったところでは一般の方の目を入れていただくってというようなことはしていこうと思っておりますけれども、繰返しになりますけれども、先ほどご質問のあったいわゆる年々の検証に新たな期間を設置するという考えは今のところないということで、答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員  
1 1 番 議 員

先ほどの副町長の答弁で職員政策提案制度の件数とかあったんですけれども、初年度は割りと多かって、だんだんだんだん減ってきているというのは、やっぱりこれは十分にそういう制度が浸透されていないのか、それとも提案してもなかなかこう実現に結びつかない、ちょっとほういうずれがあるのか、そのあたりはなにかこう実態との把握というか検証というか、そういうんはされて今後も続けられて行くかたちになるんでしょうか。

議 長 副町長  
副 町 長

副町長  
今のご質問のありました件ですけれども、たしかに制定した当初につきましては、件数も意見も多々というか多くいただいておりますけれども、その後ですね、その意見の取扱いについては協議をいたしまして、どのようにしていくかというようなことを踏まえて、職員にも結果をですね、採用するせんとか、あるいはこのようにしていくというようなことをしているんですけれども、さらにこれをですね、もう少しやり方をですね、いうんをちょっと検討していかないかなあというふうにも今現在考えておりますので、これについては更にですね、充実をさせていきたいというふうにも考えております。これまでに提案していただいた中で、すぐできるものについては取り入れておりますし、そういうような中で職員の意見っていうのを十

分ですね、踏まえながらいろんな施策が遂行できたらというふうにも考えております。引続きこの制度については運用の充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

限られた人材の中で、地方への税源移譲も増加して、年々職員の業務内容も複雑になってきています。そんな中で政策提案であるとか一生懸命頑張っていたいただいている職員さんもおられると思います。また全国には危機感を持って頑張っておられる自治体も必ず存在しています。先ほど江本議員さんの質問にもありましたが、影山議員の質問の中にもありましたが、美波町の町内にはさまざまな分野で活躍されている人たちがたくさんいらっしゃいます。そういう人材をもっと活かして、今後共に切磋琢磨しあい、今の地域の閉塞感を打ち破っていくという気概で、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

次に、美波町立病院のソフト面について、細かく2点に分けてお伺いします。

1点目、平成28年4月開院予定の新病院については、広報みなみ9月号にも掲載があり、町民の皆さんもイメージ図から大きな期待も膨らんでいると思います。今年度着工という非常にタイトなスケジュールの中で一生懸命努力されている医療現場の関係者の皆さんや担当の職員さんには感謝を申し上げるとともに、また今後も引続き最大限の努力をお願いしたいと思います。さて、新病院については、2病院が1つになることで、人的資源の集約がなされます。そこで、それに伴う業務効率の改善と、診療・看護体制の充実について、どのように考えられているかお伺いします。

病院が新しくなったからと言って、医師・看護師が刷新するわけではありません。先ほどの江本議員の質問にもありましたが、やはりそこには職員の意識改革が重要になってくると思います。人は誰しも、施設が新しくなると、中味にも変化を求め、期待します。現場は、そのことを十分認識したうえで、対処していかななくてはなりませんし、病院という特別な機関だからこそ、連携ミスはあってはならないことです。

由岐病院・日和佐病院とそれぞれ異なる体制の中で、両病院とも長年にわたり頑張っていたいただいておりますが、その体制は、異なるもの、異文化だと言っても過言ではないと思います。合

併を経験している私達にとって身に染みて分かることですが、異文化の一体化は、必ずしも楽なものではありません。特に医療機関という連携ミス等が許されない場所であるならなおさら、さまざまな状況をシュミレートし、段階的な事前移行を考える必要があると思いますが、開院後のスムーズな診療体制を確立するために、どのようにこれから対処されていくのでしょうか。

次に、周辺医療機関との連携強化により、医療環境が向上することで、県南にいてもより安心して暮らすことができるようになります。人の命に重い軽いの差というものは絶対に存在しませんが、現実問題として、医療環境は、都市部と過疎地では差があるのも確かであり、現場から病院までの搬送についても越えられない時間の差もあります。しかし、それをさまざまな知恵と工夫で対処していかなければなりません。先日の徳島新聞に、海部消防と海部病院のスマホによる画像連携の記事がありました。遠隔診療は、以前日和佐病院においても実施されていた経緯がありますが、新病院においても、新たに構築して欲しいと強く望みます。つまり、現在の診療体制を維持するだけにとどまらず、より患者が安心してかかりつけ医として任せられる環境の構築、そのような医療体制の取り組み努力によって、住民は新病院に期待し、愛着が生まれるのではないのでしょうか。私達は今、この美波町にとって、真に必要な病院を建設することにまい進しています。そして、患者にとって、安心して医療を受けられるということは、何よりのストレス回避であり、病院を地域で支えていくという意識向上につながると思います。現在、どのようなことが検討されているのかお伺いします。

また、医療連携については、平成 23 年 3 月、また 12 月議会の一般質問答弁では、阿南市との定住自立圏構想のなかの共生ビジョンにおいて検討し、特に医師確保について医療連携を図りたいと言われていました。定住自立圏構想の協定については、平成 23 年 3 月議会で締結についての議決を行い、その後共生ビジョンも策定されていますが、医師の確保については、現状どのような動きがあるのかあまり見えていません。そこで現況についてもお伺いしたいと思います。以上、答弁の方よろしくお願いいたします。

議長  
総務企画課長

総務企画課長

それでは美波町立病院のソフト面についてということで、私の方から答弁をさせていただきます。

新病院の運営につきましては、美波町立病院の整備方針の中でその施設基準などから職員の配置計画をいたしております。看護師については2交代2人の夜勤体制で25人の常勤職員を配置し、医師については常勤の医師を5名、非常勤の医師を4名といたしております。医師の確保については、特に過疎地において深刻な問題でございます。病院経営の核となるものでございますから、新病院の開院に向けて、取り組んでいかなければならない重要な課題であると考えております。

現在、新病院の実施設計中ではありますけれども、基本設計段階におきましては、病院スタッフからの意見も十分にヒアリングし、業務効率が良い導線に配慮した設計を行っており、業務効率に配慮した設計といたしております。

新病院の開院は平成28年4月を予定いたしております。開院に向けて必要な準備につきましては、両病院に入院されています患者の方々や外来の方々に、出来るだけご迷惑がかからないように、スムーズな移行が出来るように今後十分調整させて頂きたいと考えております。

次ぎに連携の関係でございますけれども、連携につきましては、徳島県では、徳島県地域医療再生計画を策定し、県内の地域医療などの課題解決に向け取り組んでいるところです。

この計画の中には、美波町立病院も含まれることとなりますけれども、計画には地域医療の連携の強化も含まれておりまして、医師の派遣や高度医療機関の充実による医療提供体制の充実などがございます。具体的には、地域医療支援センターの設置やとくしま医師養成対策総合推進事業による県内公的病院の医師の確保、地域がん診療連携病院の指定による質の高いがん医療の提供、救命救急センターの機能充実などがございます。

新病院においても、住民の方々の健康の維持・増進が図られるよう、地域医療再生計画にある南部圏域を中心とした基幹的病院との連携を深めるなど、町立病院としての役割を担って行くことが必要であると考えております。

それから寺下議員おっしゃられたように、病院職員の志といいますか、そういった一丸となった取組が必要ということも美波町の医療病院の整備方針の中にも謳われておりまして、その辺は十分職員の気持ちも一体として取組んでいけたらと思っております。それから遠隔医療の件でございますけれども、今先ほども申し上げましたけれども、今実施設計中でございます。今後そういった電子カルテ等のまあとどういった仕組みにするか

っていうのもその中で検討するとなっておりまして、その機能についてまあどういったことができるかっていうことは、その中で十分検討していきたいと考えております。

それから定住自立圏構想の中での医師の確保ということで、これにつきましては、先ほども申しましたけれども、県下の公的病院、まあ阿南市については中央病院それから共栄病院さんがございますけれども、どちらにしても医師の数がなかなか足りていないというのが現状でございます。定住自立圏の中ではそういった協定項目にはなっておりますけど、まだなかなかこういった美波町へ向いての医師の確保ってというのが難しい現状となっております。以上です。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

ソフト面においては、整備方針に沿って今後検討をされていくと思うんですけれども、やはり病院という現場で普段の業務を行いながら、そういう調整等を行っていくということは、考えるよりも大変なことではないかと思えます。その調整はやっぱり現場の医師・看護師等で話し合いを重ねるのか、また町の職員も入ってどういう組織というか、メンバーでそういう調整を行っていくとするのか。まあ現状でかまわないので、こういうふうなかたちでやっていきたいというものがあったら教えていただきたいのと、後やっぱり全国的にその過疎地の医師の確保、まあ都市部でもそうなのかもしれないんですが、医師の確保については、他市町村では医師になるための就学資金の援助であるとか、そういうふうな施策も行っている自治体もあります。本町において、今後将来的な医師の確保に向けて、そういう医師を目指す人の就学資金の援助等は考えられているのかお伺いします。

議 長  
町

町長

まず新病院に向けての旧といいますか、現在の日和佐・由岐病院のスタッフの調整の件ですけれども、議員おっしゃられましたように非常に難しいということがあるそうでございます。それぞれ医療行為でありますとか、するのは一緒なんですけれども、新しく美波町立病院に配置される機会と今使っている機器とか、違うってというようなこともありえるそうで、そういったときに新しい機器を使うことになれていないといいますか、今までに慣れ親しんでいるってというようなことがあって、事故が起こらないとも限らないってことがございます。そういった研修的なことにつきましては、先ほど総務課長の方から説明が



ありありましたように、自主計画ができあがり、来年度あたりからそれをやっていかななくてはいけないだろうというふうなスケジュール的には思っておりますが、現実にはどのようなかたちでそれをやるかということについては、まだ決まっておりません。

それから医師確保に向けてのいわゆる就学援助資金的なものを作ることができるか、作る気はあるのかということのようなご質問だったかなあと思えますけれども、以前にその件につきましては検討をいたしたことがあったんですけれども、その段階ではそのことをといたしますか、医師を目指す方に就学援助をするということが非常に困難ですねというふうな結論ではございました。今現在、教育委員会の方で就学援助のいわゆる育英奨学資金を対応いたしておりますけれども、その医師バージョン的なものということで、検討をしたことがありましたけれども、美波町の師弟が医師を目指して医学部に入られる。そして入った場合に6年間なりの研修を積んで、美波町にきていただくということを経験にというふうなことになるかなあと思っておりますけれども、大学に進むまだそれがなかなか分かりにくいというふうなこともございまして、いまのところは育英奨学金の資金で対応させていただくことと、それとこのことについては県の方でその基金を作っていただいて、そして地域枠というふうなことで徳島大学にもその県の枠を設けてくれておりますし、それが数年後にはその地域枠で採用された方がそれぞれの過疎地といたしますか、へき地医療にもいただくとというふうなことになるかと伺っておりますので、そういったところで対応していくというのが今のところは町の考えでございます。

議長  
11番 議員

寺下議員

高齢者が増える中で、身近に病院があるということは、何にも代えがたい安心感につながります。両病院の関係者の皆さんにとっては、私たちが想像する以上にはるかに大変なこともあるかもしれませんが、先ほど答弁にもありましたように、現場の関係者の方がその医療機材であったり、そういうものの活用についてやっぱり時代と共にその医療器具というものは進歩していると思えますし、そのあたりに関しましても不安を抱えている部分もあるかもしれないので、やっぱり町としては現場の関係者が、その自身を持ってというか、きちりと誇りを持って働きやすい環境づくりというのをしっかりとサポートしていた

議 長  
1 1 番 議 員

だきたいと思います。それが今後の町民の安心・安全のまちづくりに繋がると思いますので、今後も最大限の努力をお願いいたします。

寺下議員

最後に、防災意識の継続・向上についてです。まず、1点目、住民の防災意識継続・向上のために、ハザードマップは重要な役割を持っていると考えますが、進捗状況をお伺いします。

次に、本町はすべての町内会で自主防災会が設立されていますが、それぞれの活動においては差があるのが現状だと思います。東日本大震災から2年半が経過しましたが、いまだ全国では29万人の人達が避難生活をよぎなくされ、福島第一原発の問題も山積したままです。海辺の町に暮らす私達は、東日本大震災を教訓に、南海トラフ大地震の震災に備え、常に高い防災意識を持つことが必要だと考えます。

そこで、各自主防災会に配置している担当職員から積極的に防災会に働きかけ、繰り返し避難訓練を行うことが必要ではないでしょうか。そうすることで、新たな課題の洗い出しが出来たり、共同作業を一緒にすることでお互いの絆を深めることにつながります。日常でできないことは、非日常では、まず出来るはずがない。それが、現実だと思います。机上と経験の差だといえるかもしれません。

6月に防災対策特別委員会等で視察に行った黒潮町では、津波想定全国最大の34.4mの津波高を受け、犠牲者ゼロに向け、全職員をあげて取り組んでいます。今年3月4日からは、浸水予想区域に住む40地区4,562世帯の戸別津波避難カルテを作成中であり、その内容については、策定作業は、地区ごと10から20軒ごとに班分けし、町の専任調査員の職員が入り、ワークショップを開いていきます。この作業は、全283班に上りますが、来年の1月には仕上がる見込みとなっているとのことでした。このような作業が、どの町にでも効果を発揮するかどうか、それは分かりません。

しかし、避難行動に対して当事者意識を持たせること、このことが重要なのだと私は考えます。経験を積み重ねることでしょうか、避難と言う行動は身に付きません。体が覚えたことは、年を重ねてもきっと行動に移せる。そういうものだと思います。平成23年12月議会の一般質問では、今後も各自主防災会には、地域の実情に合わせた訓練をお願いしているとの答弁をいただいておりますが、現状はどうかをお伺いします。また、今後ど

のように取組を進めて行くのかについてもお伺いします。以上  
よろしく願いいたします。

議 長  
消 防 防 災 課 長

消 防 防 災 課 長

それではまず 1 点目の住民の防災意識の継続向上のためにハザードマップは重要な役割を持っていると考えるが、進捗状況はということで、ハザードマップについてご解答させていただきます。

昨年度、12 月から 3 月にかけて町内各地区おきまして、1 地区各 2 回にわたり、町内会・自主防災会と避難場所・避難路見直し担当の職員が共同で行いました。住民懇談会でのワークショップで見直した津波避難場所につきまして、現在、現地調査を行っている段階でございます。内容につきましては、津波避難場所の標高、広さ、収容人数の確認などの情報収集、整理を行っているところでございます。

今後、調査した資料と徳島県の最終津波浸水予測データ等を検討させていただき、考慮し津波避難計画の見直し、避難困難地域の抽出、避難困難地域解消対策の検討を行い、これらを踏まえたハザードマップを作成する予定といたしております。

完成予定につきましては、以前ご報告いたしました冬、12 月ということではありますが、少し遅れまして、平成 26 年 3 月とさせていただきます。よりよいハザードマップの作成を検討いたしておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、各自主防災会の担当職員から積極的に住民に働きかけ、避難訓練を行うことで新たな課題の洗い出しやお互いの絆を深めることができると考えるがどうかということにご解答させていただきます。昨年 9 月、12 月にも寺下議員より避難場所・避難路見直し担当と自主防災会の連携、担当職員制度の必要性についてご質問をいただきましたが、先ほどのご質問の中でも触れさせていただきましたとおり、住民懇談会などでの協働参画を今までも行ってきておりまして、また中止となりましたが、先般の 9 月 1 日に徳島県総合防災訓練並びにの地震・大津波避難訓練におきましては、各避難場所での人数確認、意見聴取などをおこなってもらう予定にいたしておりました。

今後もハザードマップ、津波避難計画の策定にあたり、地域とのワークショップなどを計画いたしておりますので、避難場所・避難路見直し担当におきましては、地域との連携、協働をお願いすることにいたしております。

また、町長の提案説明の中でも触れさせていただきましたが、9月1日に中止となりました、徳島県総合防災訓練につきましては、今年度は開催しない旨の報告を受けておりますが、町内での地震・大津波避難訓練、また自主防災会にお願いいたしておりました避難所運営訓練につきましては、日時を調整のうえ実施したいと考えております。以上です。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

先ほどの答弁でハザードマップについては今後制作に向けて進んで行くということでしたが、ハザードマップっていうのは美波町民はもちろんなんですけれども、美波町を訪れる観光客とかお遍路さん等にも必要になるんじゃないかと思います。深い内容っていうんじゃなくて、パッと見て分かるような避難場所の地図であるとか、そういった感じのニアンスなんですけれども、そういった人達にもやっぱり手にとってもらえるコンパクトなものにまた別バージョンでアレンジするなど、そういった行動というか、そういったことがまた今後ここの住民の防災意識の啓発に繋がるかもしれないので、そういったことにも取り組んでいく検討とかされるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

また先ほど課長の方から自主防災会については住民のワークショップをしたり懇談会をすることによって、住民も参画しているということでしたが、最初、東日本大震災が起きた当初っていうのは、自主防災会が100%つくられているっていうことを認知している住民というのはそんなに多くなかったのではないかと思います。かたちだけつくったっていうところから、今職員が入って避難路の見直しとか行う中で、認知はされてきていると思うんですけど、中心人物、自主防災会の中心人物だけでなく、やっぱり広く住民がその自主防災会について認知していくというように理解していいのでしょうか。そのあたりをお伺いします。

その自主防災会活動というのは、新聞やテレビ等で報道されることによって、やはり自らの行動のモチベーションアップにつながります。小さな活動であっても、何らかの媒体で自分立ちの活動を目にすることによって、それが成功体験となり、その積み重ねが活動の活発化につながります。西の地の防災きずな会や阿部の自主防災会というのは、その顕著な例、いろいろな試行錯誤はあったかもしれませんが、今その活動が実ってきた。今後それがまた活発化して先進事例として取上げられるよ

うな活動に繋がっている顕著な例ではないかと思えます。避難階段も目に見えるかたちで整備されてきました。それらハード施設はかざりではありません。実際に使うことで初めて効果を発揮するものです。そのためにも避難行動を起こすまでの努力は必要であり、今その訓練をしなければならないと思えます。やはりそのおのこの取組ってというのは、私自身が見えてないだけなのかも知れないけれども、やっぱり実情は差があるのではないかと思えます。そういう小さな差ってというような、それは小さな差であるかもしれませんが、最終的には将来的には実際地震・津波が起きた時には、取り返しがつかないほど大きな差を生み出してしまいます。やるとやらないとの差は例え最初の訓練の参加者が2人3人であったとしても、そのやるといふ、その一歩は大きいものだと思えます。

最後の質問になりますが、自主防災会への働きかけの強化、その地区に配置されている職員の意識も含めて、そういう啓発の仕方っていうのをもうちょっと深く町としても考えてもらいたいと思うんですけども、それに関してどうしていこうという内容等があれば伺いたいと思えます。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

見ていただいているかとは思いますが、実際自分がその避難訓練とかになったときに、それをどう受け止めていただいて、行動していただいているかっていうのが、やはり自主防災会とか町内会の方で役員会とか開催させていただいたときにお話しが出るんですが、やはりなかなか出てきてくれない方がたくさんいると、やはり意識の高い方は出てきていただけるんですけど、意識の低い方、やはり若い方、子どもさんを持たれている方で一緒に出てきてくれないとかというような悩みを聞きます。ですからそれにどういうふうにかたちにやっていくかということをしていろいろ検討をさせていただいてはおるんですが、学校へ行ってPTAの役員会に行っているいろいろ話をさせていただくとかいうことを考えてはおりますが、まだ実際行ってはおりません。これからそういうこともやっていかなければいけないと考えております。

それと観光客等々周知の件でございますが、そのハザードマップができましたら、今度は看板、避難場所の看板、今古いのが何ヶ所かに立っていると思うんですが、その辺の架け替えであるとか新しく避難場所への誘導看板、またホームページこれも前にもちょっと話しはささせていただいたとは思いますが、

ホームページへのアップも検討していきたいと考えております。以上です。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

課長の方から今後いろいろな世代の人にも意識を高めてもらえるように取組んで行くと言う答弁がありました。やはり影治町長はこれまでに、防災・減災に関してはできることからやっけていくといった答弁であったりとか、全ての施策の根底には防災対策・減災対策があるというふうな言葉をいただいております。やはり町としても本気で取組まなければ検討している間に津波が来たら、それこそこのこれまでの努力の差が出てくると、それが現実だと思いますが、町長はどういうふうにこの防災対策を進めていこうと考えられているのか、最後にお伺いします。

議 長  
町 長

町長

ソフト面については、本当に難しいところがございますけれども、これは繰り返し繰り返しやるということが一番大事ななあと考えております。行政でできることってというのは、限りがあるっていうふうにも思っております。そこは自主防災会にお助けをいただいで、そしてまた自主防災会よりももう少し小さい単位のいわゆるご近所といいますか、そういったかたちで、この防災対策の特に逃げる、基本は逃げる。それは十分にやっけていかないといけないし、そのことをどのようにして周知して行くかとか、いろいろな取組であったりとかそういったもののいわゆる自主防災会との協議であるとか、いろいろな情報提供というのはわれわれ行政でさせていただくってということになるかと思っておりますけれども、やはり自分のこととして捉えて、自分の命は自分で守るっていうようなことをしっかりと伝えていくってことをやっけていくってことで、手段はいろいろとあろうかと思っておりますけれども、それは先ほど申したようなやれるところからということをやっけていただきたいなあとというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

ただ今、そのやれることからやっけていくという答弁をいただきましたので、それを今後もしっかりと続けてもらいたいと思ひます。少し話しはそれるかもしれないんですが、今も昔もそうかもしれないんですが、子どもってというのは大人のすること、いうことを私達大人が考えているよりもはるかによく見ています。そしてそれを真似ます。だとしたらどんなに小学校・中学

校で先生が一丸となってすばらしい防災教育を行ってくれたとしても、家族や周りの大人が備えることに、3.11のときの恐かった状況を忘れてどんどん備えることに鈍感になっていると、いざというとき、その防災、小学校・中学校で受けた防災教育が活かさない可能性もあります。それはまちづくり全般においても言えることだと思いますが、やはりこのことに対して、大人がもっと敏感に反応し、本気で取り組んで行くそういうふうなまちを作ってもらいたいということを望みまして、私の質問は終わります。

議

長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。

続いて8番向山議員の一般質問を許可いたします。

向山議員

8 番 議 員

それでは、私からは2問質問させていただきます。まず初めに今後4年間の町政運営についてお聞きしたいと思います。

町長は先月、無投票当選により町民から今後4年間の行政運営を託されました。本議会の提案理由の説明の冒頭、また町の広報みなみにも今後の政治姿勢として対話の行政を基本姿勢に従来の重点施策を引きつぎ、これからも町職員と共に知恵をだし、汗を流して行政を担って行きたいと述べております。これら等、重複するかと思いますが、これからの4年間、どのような行政運営を進めて行くのか改めてお聞きしたいと思います。

なお通告いたしました、過疎対策・産業の振興につきましては、産業振興検討会議などを設置するとの、先ほどの江本議員の一般質問でお聞きしておりますので、これについてはその方針や新しい施策、また考え方があればお聞きしたいと思います。

議  
町

長 町長

それでは向山議員の一般質問にお答えしたいと思います。政治・経済・社会が目まぐるしく変化している昨今、時代を取巻く行財政環境は極めて厳しい状況にあります。美波町におきましても、人口減少・少子高齢化・過疎化等に伴うさまざまな問題・課題を抱えております。このような中、これらの問題課題を解決していくためには、町民の皆様から信頼される行政、住んで良かったと実感できるまちづくりをしっかりと推進する必要があります。町民の皆さんと共に絆を深め、町民が信頼しあう安定したまちづくりをしっかりと前進させていかななくてはなりません。この4年間公平誠実に対話の町政を基本姿勢として一体感の醸成に努めながら、産業振興のまちづくり、安全安心のまちづくり、未来をつくる人づくり、持続可能なまちづくりに

取組んできたところでございますが、まだまだ解決しなければならない課題が山積しています。町立病院や医療保健センターの建設、防災・減災対策、子育て支援、生活交通手段の確保などまだ緒に就いたばかりの事業もございます。まずは着手中の事業の推進を図るとともに、町民の皆様の身近な存在として町民の命を守ることを最優先に安心して暮していけるまちづくりをめざしていこうと考えているところでございます。

またサテライトオフィスの誘致をはじめ、雇用の場の確保に引続き取組むことといたすとともに、地場産業の振興、交流人口の拡大、美波町の発展につながる各種施策やさまざまな課題の解決に鋭意取組んでまいり所存であります。依然として厳しい情勢でございますけれども、今何が大切なのか、何が必要なのか、しっかりと見極めながらできることを一つひとつ着実に実施していくことが結果として、住んでよかったと実感できるまちづくりと確信しているところでございます。

特に過疎対策・産業の振興施策でございますけれども、合併後の平成18年度に過疎対策に関する住民アンケートを実施いたしておりますが、その調査の結果を分析したところ、過疎の原因として5項目が上位を占めております。一つ目は就労の場がない、二つ目は交通事情が悪い、三つ目が日常の買物の不便さ、四つ目が子どもの保育・教育に対する不安、五つ目が保健・医療・福祉サービスでございました。これらの課題解決に現在取組んでいるところでございますが、今後の過疎対策の主な課題として、私自身は6点考えております。一つ目は産業振興と雇用の確保、二つ目といたしまして高齢化に伴う地域住民が生活する上での交通手段の確保、三つ目といたしまして住民の生活の安定と子育て支援、四つ目に担い手不足対策、五つ目が都市から地方への移住交流・定住促進、六つ目といたしまして集落の維持活性化対策というふうに課題を挙げまして、その中の施策といたしまして、項目だしになりますけれども、まず一つ目の産業振興と安定的な雇用の増大の中では、一つとしてグリーンツーリズムや体験型観光・移住に関する交流を深めて行く、二つ目として地域の生産物のブランド化、地産地消の推進、三つ目といたしまして地場産業への町の支援、これは充実していきたいというふうに考えております。四つ目といたしましては森林資源を活用した環境産業が創出できないものなのか、また五つ目といたしまして農林・漁業への新規就労の促進、六つ目といたしましては現在誘致をしておりますサテライトオフィス



またコールセンターなどの設置による雇用の場の確保でございます。二つ目の、大きな二つ目の交通手段の確保については、現在も進めておりますが、デマンド型のタクシーを今実証実験やらさしていただいとところでございますが、そういった実証実験を経過して、今後の美波町にふさわしい交通公共交通をつくりあげるといように考えております。三つ目の住民の生活の安定と子育て支援でございますが、今年は非常に暑い夏でございます、水道水が切れるという地域がございます、役場から水を運んだということがございます。水道施設、上水道・簡易水道がまだまだ未設置の地域がたくさんございます。そういった地域に対する水道施設の整備を今後考えていかななくてはならないと考えております。二つ目といたしまして医療体制の整備、これにつきましては現在すでに実施設計を行っている町の新しい病院とそれと医療保健センターについては、来年度実施設計をおこない、秋に工事着手ということで進めてまいりたいと思っております。三つ目といたしましては、子育てには少子化対策と子育て支援対策ということで、昨年度医療の無料化を中学生までって拡大をさせていただきましたし、この4月からは第3子目からの保育料、幼稚園の授業料を無料化しておりますけれども、さらなる支援対策の拡充ということも考えていかななくてはならないと思っております。大きな四つ目の担い手不足でございますが、これは非常に難しい問題ではございますし、議員のみなさま方にもいろいろと教を拝借いたしておるところでございますが、やはり我々の美波町の子弟がそのまま農林業に後を継いでくれるんが一番相応しいと思っておりますが、それがなかなか難しい。ほれは卵が先か鶏が先かというようなお話がございますが、やはり一定の所得がないとなかなかそれを職業として親も継がせられないということがございます。そういったことで今、国の方では儲かる農業、儲かる産業と申しておりますけれども、そういった取組が美波町でもできないかというようにことを模索していくということと、後リターン・Iターン等による後継者をつくるというようなことも考えながら、外部からの移住も含めてやっていく必要があるのではないかというふうに思っております。大きな五つ目の都市から地方への移住交流・定住促進でございますが、今サテライトオフィス等の事業をやっておるわけでございますけれども、その方々はこちらに住民票を移していただいて、そして住んでいただいております。それも一つの移住になるのではないかというふう

に考えております。今後ともできるところからということで、大きな雇用力のある製造業的な企業の誘致というのはなかなか困難さがありますけれども、こういったサテライトオフィスのないいわゆる少人数ではありますけれども、その方々が入ってくることによって、特に IT 企業ということもあり、その発信力の強さでこの美波町をおおいに発信していただいて、また違った方々の移住を図っていくというようなことで行っていきたいというふうに思っております。最後の 6 点目の集落の維持・活性化対策というようなことですが、これにつきましては、どことも祭りがなかなか維持できないでありますとか、神輿をかく担ぎ手がないでありますとか、いろんなことが生じてきております。一部の地域のおきましてはもうすでにそういったことが生じてきており、今年は運動会を取りやめにしようとか、そういったこともあります。そういったいわゆる集落の存続が危ぶまれるということがございます。これはどうしたらいいかというのは今対策を考えておるわけではあるわけではございませんけれども、それぞれの集落の多様な成り立ち、それから固有の歴史等も鑑みて、皆さま方とどうしたらいいかっていうことをこれから考えて行くというふうに思っております。今後につきましては、今申し上げました課題解決に向けてしっかりと取り組んでいくというようなことでございます。よろしく願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長  
8 番 議 員

向山議員

それでは再問させていただきたいと思えます。今町長から町政運営に取り組む姿勢について重点施策の運営にさらに 6 つの取り組み事例を説明いただきました。雇用の創出とか子育て支援、大変こう重要なことだと思えます。町長が託された行政の過去の 4 年間にはですね、東日本大震災それからそれに起因する原発問題、それから政権交代、またこれからは TPP 問題・消費増税など国民生活を取巻く環境は大変厳しくなってきます。もちろん美波町にとっても同じことだと思えます。

先ほど町長が今何が大切なのか、何が必要なのかをしっかりと見極めて、できることを一つひとつ着実に実施していくことが結果として住んでよかったと実感できるまちづくりに繋がると述べております。これらも大切で重要なことだと思えますが、この 4 年間の大きな出来事や、これからの国民生活を揺るがすとも思えるような TPP 問題等を受けてですね、特に町長がこれから、これに対して施策等があればですね、お聞きしたいと思

います。よろしく申し上げます。

議  
町

長 町長

長 施策等につきましては、先ほど述べさせてもらったとおりでございまして、新たに生じる事例というのは沢山あるかと思えます。それは国を揺るがす問題であったり、地方を揺るがす問題いろいろあるかと思えますけれども、そういったときに決して慌てることなく持続可能な町政、美波町であり続けるためのしっかりとした基盤、それは一つには財政が安定していることだというふうに思っております。そういった意味でこの合併後 7 年間、財政規律をしっかりやってきましたし、町財政改革も取組んできたところでもございまして、財政の所要な指標につきましては非常に大きく好転しているところでございます。従いましてこういった国の方、また諸外国の関係でありますとかいろんなことが起るかも知れませんが、そのようなことがありましても国・県・町そして町議会の皆さま方とその都度協議、お諮りをしながらしっかりと町政を運営していけたらと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議

8 番 議

長 向山議員

それでは再再問をしたいと思えます。今の説明で今後の 4 年間の取組については分かりました。これからは生活面でも私達を取巻く環境は非常に厳しくなります。しっかりと着実に町民の福祉の向上に努める必要があるかと思えます。

ところで少し視点を変えて質問をしたいと思えます。今日本国民は厳しい生活環境の中にも 2020 年の東京オリンピックに淡い期待と夢を持っている人も少なくはないと思えますが、美波町においてもですね、精神的な面で町民皆が生きがいを持って日々を暮せるような目標や夢を町が掲げることも必要かと思えますが、もし町長にメンタル面で町民に夢や希望を持たせれるような施策があればお答え下さい。今日の徳島新聞にも来年全国井サミットですか、美波町で開かれるという、そういったことも賑わいや交流の場になってまた町民に夢や希望も与えられる事例かと思えます。平成 28 年度には町が合併して 10 年を迎えますし、病院また保健センターも完成予定です。単なる式典でなしに、町民が親しく参加できるようなイベントなどが計画できればいいかなあと思っておりますので、そのあたりまだ考えておられないかも分かりませんが、町の方向性、考えがあればお聞きしたいと思えます。

議

長 町長

町

長 最後生きがい作りでありますとか、それから合併後 10 年後に向けたというふうなお話しがございました。合併 10 周年の記念行事、記念式典は行いたいというふうに考えております。生きがい作りにつきましては、これは日々のことでございますけれども、公民館を中心として、特に高齢者クラブ等で生きがい作りについての老人大学でありますとか、婦人大学でありますとか、そういったものもしております。非常に先ほど議員がおっしゃられたように、メンタル的といいますか、その個人個人で何が生きがいになるのかっていうのは非常に難しいところがございます。それを町が与える、与えられるかっていったら私自身はそれはなかなか難しいだろうというふうに考えております。ただそれぞれの住民の方があまり大きなことではなくて、日々生活が十分やっていけると、人口は少なくなっているという不便はあるものの、美波町で暮していけるっていうことを行政がしっかりとやっていかななくてはならないって考えております。それは先ほども申したように高齢化によって過疎化が進むことによっていろんな不便が起るところを、行政がしっかりとするっていうところで、一つは足の確保であったり、それから医療の確保であったり、水問題であったりとかいろんなことがあるかと思えます。そういったことを行政がやらさしていただいて、それぞれの生きがいを持てるってというのは先ほど申しましたように、それぞれ受けとり方が百人百様だと思えますけれども、お金があるだけで幸せかとかいうような非常に難しい哲学的なこととなっていくのかっていうことになります。職場がないことによって、雇用がないから子どもが帰ってこれない。で町長、工場を誘致してくれっていうようなこともお聞きします。私も心苦しいではありますが、なかなかその雇用力のある工場を誘致するってというのは現実的に難しいってということで、今新しいかたちのサテライトオフィスのことで誘致を行っておりますけれども、企業が来ていただけることを放棄したわけではありませんので、そういったこともやっていくというふうなことも大事かなあと思っております。いろんな取り組みをしていく中で、住民の方がまあまあ美波町で住んでよかったねっていうふうに思っただけのように町政を進めていきたいと思っておりますので、いろいろとまたご提言をいただきたいと思っております。

議

8 番 議

長  
員

向山議員

続いて、幼保施設の整備についてお聞きしたいと思っております。

町長は日和佐地区幼保施設の安全な場所への移転先を求めて、日和佐地区幼保施設の整備方針検討委員会を設け、移転先についての選定条件について提言を先般受けました。日和佐地区幼保施設については、町民から早く安全なところへの思いも強いところでありますけれども、その提言をどのよに受け止め、今後建設用地確保に向けてはどのような取り組みを行うかをお聞きしたいと思います。

長 町長

長 それでは2点目の日和佐地区幼保施設の移転先の確保につきまして、答弁をさせていただきます。懸案となっております日和佐幼稚園と日和佐保育園の施設整備につきましては、日和佐地区幼保施設の整備方針検討委員会から本年7月26日に日和佐地区幼保施設の整備方針について提言書をいただいたところでございます。またこれに先だつ平成23年8月に日和佐幼稚園PTAと日和佐保育園保護者会から五つの要望書もいただいております。一つ目、園舎の移転。二つ目、幼保施設の耐震強化。三つ目避難ルートの整備。四つ目、防災教育の推進。五つ目、緊急時の連絡体制の整備ということでございました。

現在、幼稚園の園児数は49名、保育園の園児数は42名でございます。また幼保施設の津波による浸水深は2mから3mというふうになっております。提言内容の候補地の条件として4項目いただいております。一つは地震津波が発生しても避難の必要のない高台。二つ目といたしまして、園児の送迎に便利な場所。三つ目、適地がない場合は、近くに山や高台があり、避難路などが整備され、安全に速やかに避難できる場所。四つ目といたしまして、自然環境に恵まれている場所、その他として二ついただいております。一つ目、できるだけ早期に移転を図るとともに、移転するまでは必要に応じた地震対策と津波対策を講ずること。二つ目として町有地に限らず開発も含めて民有地も検討することとなっております。

町といたしましては、今年度中に移転場所を決める方向で作業を進め、1日も早く安心安全な施設の整備計画が策定できるよう努力してまいりたいと考えております。なお移転するまでの地震津波対策として、本年9月5日に南部総合県民局美波庁舎と津波避難ビルとして使用に関する協定書を締結いたしました。美波庁舎は幼稚園・保育園の1次避難場所でもあり、定期的に県民局への避難訓練を実施しております。数分で両幼保から避難場所までいけるということになっております。避難場所

となる美波庁舎の屋上は、標高約 14m でございます、徳島県の最終想定 of 浸水深は 2m から 3m であるため、10m 余りの余裕があるということであり、また併せまして津波避難ビル協定の他に、美波庁舎の 3 階の多目的室に幼い園児が避難した時の紙おむつでありますとか、食料品を保管をしていただくことといたしております。したがって、用地取得につきましては、移転場所が町有地以外の場所に決まった場合には取得手続を進めることと相成ることと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

議 8 番 議 員 長 向山議員  
再問させていただきたいと思っております。今、町長から町民からの要望も含め、移転までの間は安全対策も講じたいと言う答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいと思っております。

また本年度中に候補地もある程度選定できるような言葉もいただきました。なおですね、提言書にもありますように、安全でなお送迎に便利なところとなりますと、山林における開発も視野に入れなければならないと私は思っております。その辺り今後検討になると思いますが、そういった点も視野に入れておられるのかどうかお伺ひしたいと思っております。

議 町 長 町長  
候補地については、あらゆる検討をするというふうにご理解をいただいたらと思っております。

議 8 番 議 員 長 向山議員  
長い目で見ればですね、経費がかかっても高台に設置すればですね、保護者が何の心配もなく子どもさんを預けられると思っております。そういった視点で私としては、候補地はこれから選定になると思いますが、そういったことも視野に入れて早く実現に向けて努力をお願いして、私の質問を終わります。

議 長 以上で向山議員の一般質問を終了します。  
小休します。

( 時に 11 時 34 分 )

小休中

( 時に 13 時 00 分 )

議 長 再開します。  
続いて 7 番北山議員の一般質問を許可いたします。  
北山議員

7 番 議 員 それでは一般質問をします。私は大きく 2 点について質問をします。第 1 点目、4 年間の対話の町政による効果・成果につい

てお聞きをします。

町長は 1 期目当初から対話の町政を基本姿勢にして、行政を指導してこられ、引続き 2 期目もこの対話の町政を掲げていますが、1 期目を終わった時点でその効果・成果はどのようなものがあったのか、具体的事例で示してください。これは 2 期目の対話の町政をより前進したものにするためにも是非必要だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議  
町

長 町長

それでは答弁をさせていただきます。町長就任以来、対話の町政を基本姿勢として町政を進めてまいりました。その方法といたしましては、町政懇談会・各種団体との会議・子育て世代との座談会等実施したところでございます。そこで質問の効果・成果の具体例でございますが、まず一つ目といたしましては、話し合いの中で政策が生まれたこと。次に住民の方々と直接顔を会わせることによって住民の皆様方に私自身を知っていただくことができたこと。反対に私も住民の皆さんを知ることが出来たということで、私自身が以前に申しておりましたけれども、信頼関係を築くにはまず知っていただくことが大切であるというふうに思っております。

そこで具体的な成果でございますけれども、4 点ほどご報告をさせていただきます。一つは子育て支援策ということで、第 3 子以降の保育料・幼稚園の授業料の無料化を本年度より実施いたしましたけれども、これも子育て世代とのわいわい座談会というときに意見がでたことというのが発端となっております。次に二つ目といたしましては、町民の足の確保の中で、タクシー利用料金の助成事業を平成 23 年の 9 月から始めさせていただいておりますけれども、これも発端といたしましては志和岐地区での町政懇談会で意見がでたことがございます。次に阿部診療所への医師確保ということで、今、川端医師が専属で平成 24 年 4 月から阿部診療所に勤務をさせていただいておりますけれども、これも阿部地区の町政懇談会の中で、要望がでたというのがございました。最後に日和佐・由岐両商工会の合併が本年 4 月 1 日で行われておりますけれども、これも両商工会の総会に出席させていただいて、いろいろお話をする中で、この合併の向けて歩んで欲しいというようなことの中でそれが実現したというようなことでございます。

具体例ということで、以上で答弁とさせていただきます。

議

長 北山議員

7 番 議 員

自席から再質問をさせていただきたいと思います。今、町長より対話の町政ということで、町政懇談会あるいは子育て支援座談会ですか、等々によって4点の成果があったというような答弁がありました。町長が実施された対話による町政の成果、これは大変よかったと思います。今後もどしどし継続をして、いろんな施策を実現させていただきたいと思います。対話の町政とは行政を行う人が町民と対話をしながら、あるいは対話していけるような気持ちで、住民に顔を向けた行政を行うことだと思います。したがって住民と対話するのは町長だけでなく、むしろ町政の最前線にいる職員一人ひとりの方が対話の主体になる機会がはるかに多いと思います。そこで町が制定している美波町人材育成基本方針においても、町民対話、町民つぶやき手帳の活用という項目を設けて、次のようにしております。住民の求めに応じて、幹部職員などが出向き、重要事業などについて直接住民に対して理解と協力を求めることを通じて、職員の対人能力の向上や意識改革を図ることと、また全職員に住民つぶやき手帳を配布し、公務中はもちろん公務外において住民の行政に寄せる小さなつぶやき（意見）等をメモすることにより、課題は何かを常に考え、住民に顔を向けた行政サービスの向上のための情報収集能力を高める研修に務めると書いております。また住民の間では、町は事業実施結果の検証・反省を行えとか、住民との対話の機会を増やすべきである、あるいは町職員があまり働かないイメージがある。上から目線で自分のしていることは全て正しいと思っている等々の意見があります。午前中、町長もそのことについては聞かれておったやの話をしておりました。よって人材育成基本方針に明記されている住民対話、住民つぶやき手帳の活用は、ぜひ本年度中に強力に推進させていただきたいと思いますが、お考えを聞かせてください。

議  
町

長 町長

今あのおう北山議員の方からご質問のあった件でございますけれども、今、制度上、職員は住民の方々のところに出向いて行く制度としては出前講座が一つ制度上ございます。その他にそれぞれの課の施策の推進ということで、折々に住民の方々のところに説明会にいかさせていただくというようなことがあるかと思いますが、それ以外に今ご提案のありました人材育成の基本方針の中に入っているつぶやき手帳のことでございますけれども、統一してつぶやき手帳というのはもちろん美波町では今現在行ってはいませんけれども、それぞれの職員がそれぞれ



のことがあったときに、上司に報告するという義務といたしますか、の中でほうれんそうをしっかりとしなさいってことは常々いってはおりますけれども、そういったことでそれぞれが手帳に変わるもの、いわゆるつぶやき手帳に変わるものを持っているというふうに思っております。ただ議員が提案されておりますつぶやき手帳については、必要不可欠なものというふうに私も思っておりますので、この機会にですね、それを導入するってことを考えてみたいというふうに思います。

議 7 番 議 員 長 北山議員  
つぶやき手帳を配布することを考えて見たいというような答弁があったんですが、これは答弁としては町長すこしおかしいように思います。人材育成基本方針、これを作った段階でこの内容については検討済みと、あとは実行あるのみということになっておりますので、これは人材育成基本方針っていうのはすばらしい方針だと私も思いますんで、できるだけ早急にこれは配布していただくようお願いをしたいと思います。再度、考えをお聞かせ下さい。

議 町 長 町長  
先ほど申し上げましたように、ほのつぶやき手帳というのは固有名でございますけれども、先ほどいったように職員はそれぞれ手帳にかわるものといえますか、持っているというようなことで職務をしておりますので、人材育成方針の中にはそういったつぶやき手帳というような名称を使っておりますけれども、そういう名称を、これは総称したもんだというふうに受け取っております。それは住民の方々のまあいいうたら意見であったり、その自分であったときにこうするというので、だから名称についてもこの名称を使う、いわゆる実際にどのような名称にするかっというのも含めて、早期に対応をしてくという意味で返事をさしていただいたつもりで。

議 7 番 議 員 長 北山議員  
今の答弁で少しやっぱり納得はできないところはあるんですが、最終やっぱりひとつ統一した手帳を作って、名称は今言われたようにどういう名称になってもかまんと思うんですが、やはり統一した手帳を全職員に渡して、やはり住民からの意見を聴取すると、そういうかたちで進めていただきたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

議 7 番 議 員 長 北山議員  
次に第 2 点、地域防災の拡充について 4 項目お聞きします。

まず一つ目は、行政の役割（仕事）についてお聞きします。各地区の自主防災組織の設置率は100%になりましたが、各地区の住民の防災意識には温度差があります。私の地区でも3.11東日本大震災以降、住民の防災意識の高揚に努めていますがなかなか成果が上がりません。特に年齢層による意識の違いは避難訓練で子どもやその父兄の参加が少ないことなどから感じますが、他の地域の現状も含め町はどのように感じているのかお聞かせ下さい。また、その対策には町が指導力を発揮し強力に指導するべきではないかと思いますが、またそれが行政の果たす仕事だとも考えますので、町の考えをお聞かせください。

2点目、6月27日に行政視察に行った黒潮町では、全地域に全職員を割当てて防災職員地域担当制を導入し、3ヶ月で述べ156回の会合を開き各地区の防災課題の洗い出しをした。また、戸別避難カルテ等で地区の実情を把握し避難訓練や防災意識の向上につなげていると聞きました。理事者も2月に視察されたということで、内容については十分知っておられると思います。

美波町の地域担当職員と黒潮町防災職員地域担当制を比べますと、本町は避難場所と避難経路の再検討をするためボランティア的に配置されており、黒潮町の場合は職務命令を受け時間外の職務として携わり、命令された仕事については時間を決め対応し、逐次復命をするということで職員の取組み意識が違っていると感じました。

そこで、本町でも黒潮町のような防災職員地域担当制を導入し、自主防災会の目的である自主的な防災活動を行うための防災計画の作成・検証および戸別避難カルテの作成に職務として携わり、地区の実情を把握し美波町の防災対策に反映すべきと思いますがどうですか。

3点目、美波町災害時要援護者支援制度実施要綱による支援体制の現状についてお聞きします。昨年9月議会で質問をして以降、美波町災害時要援護者支援制度実施要綱で言う、障害者・ひとり暮らしの高齢者などが、災害時などにおける支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備する、この作業ができていないと思いますが、今後どうするのか。また支援機関による支援で、要支援者台帳を活用して災害時における避難誘導、安否確認等について、要援護者台帳の整備はどうするのか、個別の避難誘導・安否確認計画を作らなければならないと思うが、どのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

4点目、地区住民に対する避難訓練について、避難訓練の要綱の内容が昨年と同じで計画的な訓練になっていないと思います。訓練は色々なことを想定して繰り返し行うことにより、実際の災害時に対応できるものと思います。

昨年の避難訓練では、目的が率先避難者・要援護者支援者による声かけ避難ということでしたが、私の地区では声かけ避難をされた方はおいでませんでした。他の地域ではどうだったのか、町はどのように把握されていますか。また延期された9月1日の地震・大津波避難訓練内容は、昨年と同じと聞いていますが、せっかく後日改めて訓練を行う予定ということなので、昨年の訓練を検証し、それを踏まえた訓練内容にすべきと思いますがどう考えますか。昨年の質問に対し、情報伝達手段の方法として、エリアメール・緊急速報メールを訓練で使用できるか業者に確認すると言っていました。結果はどうだったのかお聞かせください。

議 長  
消 防 防 災 課 長

消 防 防 災 課 長

それでは私の方から1番・2番・4番につきまして、ご回答させていただきます。

まず防災対策につきましては、防災意識の啓発、避難訓練、避難施設整備など、様々な施策があり、どれがかけても成り立たないと思っております。いざ発災時には、自助・共助・公助の役割について議論されますが、一つ一つの防災対策、例えば、防災意識の啓発をとっても公助だけでは、成り立ちません。住民の方々の自助、自主防災会、町内会などの共助、行政の公助がともに考え行動していくことで、防災意識の向上に繋がり、避難訓練へ多数の住民の方々の参加に、また避難施設整備の推進、ひいては今後の美波町の安心・安全のまちづくりに繋がると考えております。

今までは、美波町といたしましては最重要課題として、すばやく逃げるための避難路の整備、自主防災会の組織化・活性化を挙げ、取り組んでまいりました。今後とも、できることから取り組むこととし、現在取り組んでいる事業、地域防災計画の見直し、ハザードマップ、津波避難計画、業務継続計画などを策定する段階で住民の方々、自主防災会、町内会などの自助・共助の意見を取り入れながら早急に、まだまだたくさんの課題が山積しておりますが、次の課題解決へのステップへとまいりたいと考えております。

続きまして2番目の黒潮町では防災職員・地域担当制を導入

し、個別カルテ等で地域の実情を把握し、避難訓練や防災意識の向上に繋げていると聞くと、美波町もみならずはどうかということについてご回答させていただきます。

黒潮町の職員地域担当制につきましては、目的といたしまして、住民の皆様とともに地震・津波からの安全確保対策に取り組むこと。併せて住民と協働して、まちづくり、地域づくりに取り組むことのできる職員の育成につなげる。また職務といたしまして、行政が保有する地震・津波に関するあらゆる情報を地域住民に正しく伝え、地域にあった防災計画を策定する。特に避難路・避難箇所見直しについては、地域住民と共に現地調査を行い、黒潮町地域防災計画に見直しに役立たせる。としており、先ほど議員からありましたように 200 名あまりの職員を住所地等を基本に配置していると黒潮町の担当課長さまからお聞きいたしましたしております。

また、黒潮町の個別避難カルテの作成につきましては、今年度より緊急雇用対策で 4 名の専門スタッフを雇用し、1 年計画で作成すると聞いております。寺下議員の質問でもお答えいたしましたように、美波町におきましても、すでに平成 23 年度 8 月 1 日に、危機管理プロジェクトといたしまして、避難場所・避難路見直し時に、それぞれの地区の担当として職員を配し、地域の住民の方々と協働し、避難路・避難箇所見直しを今まで行っていただいておりますし、今後とも、地域との連携・協働をお願いすることといたしております。

議員のご指摘どおりです。

4 番目の地域の住民に対する避難訓練は計画的な訓練になっていないと思うが、それでいいのか。またエリアメール緊急速報メールについて、訓練に使えるか確認するといっていたが、結果はどうだったかについてでございますが、避難訓練につきましては、議員ご指摘どうりと思っております。現在まで町内一斉避難訓練におきましては、画一的な訓練のための訓練になってしまっているというのが現状だと思っております。

計画については、昨年 12 月の避難訓練について、自主防災会・消防団との協働で率先避難者・要援護者支援者による声かけ避難の実施を唱って行いましたが、先ほど議員の方からありましたように、声かけで実施していた方はあまりいなかったという声は聞いております。そのこともあり、今回 9 月 1 日に実施予定であった避難訓練において、職員を避難場所に配し、その件についても検討する予定でありました。

今後、地区別、自主防災会単位、時間帯、目的など避難訓練のあり方について、自主防災会などと相談しながら実施を検討したいと思っております。

また、今年度中に地域を限定した夜間の避難訓練を計画したいと考えております。ただ現在、防災無線の工事中であり、避難階段・避難路についても施工中のところもあり、防災灯が未整備の所もございます。そういうことで不要なけが等のおそれもありますので自主防災会と協議し、十分な検討のうえ実施を検討していきたいと考えております。

また、緊急速報メールにつきましては、町からの訓練目的の配信はできることを確認させていただいております。以上で回答を終わります。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方からは、美波町災害時要援護者支援制度実施要綱による支援の現状はどのようになっているのかについてお答えさせていただきます。

美波町では障害者やひとり暮らしの高齢者の方が、災害時における支援を地域の人たちなど第三者の助けが受けることができるよう平成24年3月、美波町災害時要援護者支援制度実施要綱を策定し、この要綱に基づき、災害時要援護者台帳への登録を行ってきております。

災害時要援護者につきまして、民生児童委員の皆様のご協力を得て本年平成25年9月現在987人の方に要援護者としての登録いただいております。避難時の支援については、支援機関が行う避難誘導などには、おのずと限界があることから、共助の精神に基づく地元協力者の確保に努めてまいりましたが、議員が先ほどおっしゃいましたように、地域の中での支援整備、できていないのではないかといるところですが、登録いただいている支援者の、登録いただいている方は299人となっており、なかなか難しい状況でございます。

今年度、登録については、民生委員の方によります戸別訪問により、情報の聞き取りを行いながら、より正確な情報を整備することとして更新作業を実施し一部の地域を除きほとんどの地区で作業が終わっております。既に登録いただいている方、また新規該当者の方合わせて1,447人の対象者について民生委員の皆様をお願いいたし内容について変更が無いか確認作業等をしていただきました。その上に現在登録いただいている987人の方について、自分で避難できる方、またどうしても支援が

必要方の仕分けをさせていただきました。どうしてもその仕分けについてはご本人さんの回答によるものです。どうしても第三者の支援が必要な方がどれくらいおいでなのかということで調査したところ 179 人の方が避難に支援が必要との回答をいただきました。この台帳については整備完了後、民生児童委員・自主防災会とも情報を共有し、平常時等の見守りまた災害時の支援などに活用していただくこととしております。

そのような中で美波町としては、その整備を進めていかなければならないのですが、平成 24 年 10 月 31 日に発表されました徳島県津波浸水想定を基に災害時の避難場所、避難経路などの見直し作業を行い、現在ハザードマップを作成中であることから、今後はハザードマップの作成状況を確認しながら、地域また消防防災課等、関係機関と連携し、作業を進めていきたいと考えております。それからご質問の中でですね、誘導とか安否確認の計画についてはどうかというふうなお話だったと思うんですが、これは個別避難プランのことかと思えます。これについては、ちょっと先日なんですが、1 市と郡内 4 町那賀も含めてですが、会議がございまして、その中で個別避難支援プランの作成については、大津波が想定されている県南 1 市 4 町の現状でも、個別避難プランはできていない状況でございました。作成にかかる隘路としては、高齢化が進む地域では支援者がいない、支援をお願いしても自助が原則であるといわれる。実際にプランに基づかない支援ができるのか、実行性に疑問があるとして、プランの作成は進まない状況です。なかなか進まないプランの作成についてなんですが、今年度南部総合県民局と共同で県南各町モデル地区を指定し、地域の実情に合ったプランづくりの方向性を、地域・消防防災課等また連携しながら考えていくこととしておりますので。以上で答弁を終わります。

議 員 長  
7 番 議 員

北山議員

自席から再問をさせていただきます。まず第 1 点目について、課長よりいろいろ説明を受けましたが、全てが答えになっていなかったように思います。防災意識の温度差、これは各自主防災会、午前中に同僚議員も質問をしていましたが、これについては温度差は全て多くの方、私も含め多くの方が感じられておると思います。課長も午前中の答弁でやはり参加してもらえない子どもとか、その父兄あたりが参加がすくないという話もきかれておるといような、そういう答弁もありました。そこで私が聞きたいのは、その対策については町が指導力を発揮して、

強力に指導するべきではないのか。自助・共助・公助これにつきましては、実際災害が起きた場合住民の方は当然逃げていただけだと思います。それまでの避難訓練とかいろいろのを想定した訓練において、やはり温度差が、防災意識の温度差があるとすればこれは町が指導力を発揮して強力に推進をしていかなければならないんじゃないか、そのことについてどう思いますかというような質問をしました。そこについて答えていただきたいと思います。

次に2点目についてです、これにつきましてもある説明をいただいたんですが、2月に町の理事者も当然黒潮町に行かれていますんなことを聞かれてきたと、そういうふうな答弁もありましたが、やはり私共の職地域、職員制度ですか、地域担当職員、ここらの取組み意識とやはり黒潮町で伺った向こうの防災職員地域担当制、これを使った取組み意識っていうんはやはりぜんぜんちがうように私は感じたんですが、課長もおいでとったという話を聞いてますんで、そこらのところどんなんですか、やはり職務の一貫としてやるのと、ボランティア的にあの時も私課長に聞いたんですが、美波町の地域担当制度っていうんは避難場所と避難経路、この見直しだけをこうしてもらおうんだというような、そういう答弁だったやに思います。そういうことを聞かしていただいて黒潮町に行って話を聞かせていただいたら、やはりこの3か月でワークショップを含めて延べ156回、これだけ職員が地域に入って地域の実情を把握しておるといような話を聞きました。そういうことから踏まえて、やはり美波町でもそういうやっぱり防災意識の高揚のためにも、そして他の防災のことに関連しても、そのぐらいの意識を持って行政としては取組んで行くべきでないのかなあと、層感じますんでそこらのところをお答えいただけたらと思います。

それと同じ課長で4番目についても、避難訓練については私の指摘どうりだというような答弁がありました。今年の9月1日の避難訓練では検証をするための資料をつくるというようなニアンスの答弁だったやに思うんですが、やはり防災に関しては、また今年やりますとか、またこれからやりますとかいようなそういう段階の意識ではやはりちょっと困ると思うんです。やっぱりそのときどきに町が避難訓練をするんだったらちゃんと目的を持って、その結果をちゃんと検証して次に繋げて行くと、こんな中で課長は今後夜間訓練もやるというような話しもありましたが、やはり声かけ避難がちゃんとできる、一つ

一つ段階を踏んで上に上げて行くような、そういう取り組み方、これがやはり必要でないのかなあ。夜間訓練も当然やるべきと思うんですが、それに対しては避難灯ができとらんとかいろいろ問題点もあるやの話もありましたが、やはりほういうことも含めて一つ一つ段階を上げて行く、そういうことをやはり町の方がやらなければならないんじゃないか、そう感じますんで、そこらのところをお聞かせを願えたらと思います。

それと伝達手段の件ですが、これは町から言ったらできると、やってもらえると、そういう答弁だと理解していいんですか。そうであるのであれば、やはり避難訓練時にエリアメールあるいは緊急速報メール、これ阿南市も実施されたやに聞いてますんで、できるだけ伝達手段、できるだけ多い伝達手段で住民の方に知らせて、避難訓練を実施すると。そういうかたちでなければならぬと思いますんで、そこらのところ、今後の取り組みになるとは思います、そこらも聞かせていただいたらと思います。

最後に第3番目の美波町災害時要援護者支援制度の実施要項による支援体制の現状ということで、課長から答弁をいただきましたが、これって私も最初の質問でいいましたが、ぜんぜん私自身は進んどうというような感覚を持ってないんです。いろいろこういうこともあった、支援が必要な人が100何人とかいうような話もありましたが、やはりこの最後に課長がおっしゃった実効性が進まないというような答弁がありましたよね、個別の避難誘導について、これっていうんは要綱の中に支援機関による支援ということで、支援機関がこういうことをやりますよというような要綱で書かれておるんですよ。これは全てにおいてこの要綱っていうんはできるんですか、それともできんのですか、そこらはちょっと分からんのですよ。できんとしたらできん要綱をこのまま放置しておくわけにはいかんと思います。課長はこれはできるんですと、この要綱のままできるんですというのであれば地域としては協力してどんどんやりたいと思います。そこらのところをはっきりして1年も経って台帳にしてもあの当時いただいた台帳そのまま亡くなった方もおいでます。支援者、支援者についてもなかなかできんのだというように答弁がありました。これ支援者ってできるんですか、去年の9月に聞いたときは1,000人の登録者、1,000人というように話の中で、1/3、300人ぐらいの支援者しかおらんと、これは町長の答弁だったと思うんですが、それが今200人。なか



なかそれが進んでいかんというような話しだったんですが、こ  
こらほんまにできるんかどうか、ほんまにやる気があるんかど  
うか、やる気があるんであれば地域で自主防としても行政と協  
力して進めていきたいと思うんですが、そこらのところもう少  
しちゃんと答えていただけたら。ただ言葉だけでいろんなこと  
を答弁するんでなしに、やっぱりこの要綱をせっかく作った要  
綱、作ったんは行政が作ったわけですから、この要綱を実行し  
ていくんは町の責任だと私は思っております。そこら十分考え  
ていただいて、答弁をしていただけたらと思います。お願いし  
ます。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

それでは私の方から、まず町が指導力を発揮しているいろ  
んなことを取組んでいただきたいということなんですが、一つ一つ  
今も仕掛けといいますか、先ほど寺下議員の方にもお話をさし  
ていただきましたように、PTAにお話しをさせていただくとか、  
黒潮町に行かしていただいたこともそうなんですが、そういう  
ことを一つ一つなかなか時間はかかりますけど、かかってはい  
けないんですけど、それを一つ一つやっていきたいと考えてお  
ります。それと取組みの意識の違いにつきましては、私も黒潮  
町の方に行かしていただきました。やっぱり取組みの姿勢が違  
いました。本当に自分も反省しましたし、それを分かっていた  
いただきたいということで、職員の方も募集して行っていただ  
いたところもあります。今後そういうことも取り入れながら、職  
員制度につきましては私の言及することではないんですが、職  
員の方々に意識の改革としまして、研修等もこれから随時行  
っていききたいと考えております。

あと訓練の件でございますが、先ほどもちょっと話させて  
いただきましたように、できていなかったことにつきましては、  
繰返しやっていくことが重要かと思っておりますので、今回 9 月 1 日  
にはもう 1 度やらしていただきたいと思っております。それ  
でその検証もやっていきたいと考えておりました。段階を踏ん  
でってということも承知いたしております。ただ一つは段階を踏  
むことと、また新しくそれも自主防災会の方から夜間訓練をや  
ってはどうかというようなお話しもありましたので、それも新  
しく進めてまいりたいと、2 面でやっていきたいと考えておりま  
すので、よろしく願いいたします。

後、情報伝達の件でございます、緊急速報メールにつきまし  
ては、この訓練につきましては、町の方から発信することがで

きます。今回 9 月 1 日にも副町長、危機管理監の方から一緒にやっではどうかという指示があったんではございますが、ただちょうど時間的なこともあります。県とかいろいろな機関がその日に入ってきますので、ちょっとバッティングしたり情報がちゃんと伝わらなかつたりしたら困るということがありましたので、9 月 1 日にはすることはしませんでした。ただ今後、町の避難訓練等々のときにおきまして、できましたらやりたいなあと今考えて、計画しておるところであります。以上です。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長

それでは北山議員さんの再問についてお答えしたいと思います。支援者は本当にできるのかというところですが、実のところ難しい問題かと思われれます。特に大津波、大地震・大津波の災害時においては、難しいと考えられます。ただ今回この要綱については、大地震・津波以外の大雨ですとか普段の警報時の災害時っていうのも想定されておりますので、そのあたりからすると、やっぱり支援者というのは必要な部分があると思われれます。

また後、この要綱については、このとおりできるのかというところですが、最後の方で最初の答弁でお話さしてもうたように、南部総合県民局の管轄 1 市 4 町の中でもなかなか難しい、特に大津波の想定をした場合は難しいというところで、県も含めてですね、今年度地域の実情にあったプランの方向性、それを考えていくこととしておりますので、その要綱ができるできないというのは、そのあたりでも地域の方また自主防の方とも相談をしながら検証をしていきたいと考えております。

議 長  
7 番 議 員

北山議員

再問をさせていただきます。一つ目のことにつきまして、防災の件についてになるんで、今後やはり一つ一つやりますとか言うような、そういう答弁は今後できるだけ控えていただいて、問題がちゃんとあぶりだされたら、次々やっていくというようなこと。ほういう意識でやっていただきたいと思います。

2 点目、2 点目の防災職員地域担当制、課長もやはり取組みの姿勢の違いっていうんは感じておるように、ような答弁でありましたんで、こちらについて町長は今後のことも含めて、少し答弁をいただいたらと思いますので、よろしく願いいたします。

4 点目の伝達手段についてですが、町の方から発信ができるというような、そういうようなことであれば、やはり副町長が

いうておったというような答弁もありましたが、できるだけ避難訓練のときは、そういうことも使ってできるだけ多くの人に情報が伝わるようにやっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目の美波町災害時要援護者支援制度について、支援者をつくるのは難しいって私もそのように思います。支援できるような若い人が私共の地域にしても、やはりうちのところで70何人でしたかね、登録者がおいでる中で、その人、重い軽いはあると思うんですが、なかなかそれに前回の答弁でも3人とかいうような話があったんを2人にしようかというような答弁があったやに思うんですが、なかなか難しいんでないのかなぁと思います。要綱についても難しいんで、今後検討していくというような話しなんですけど、これについてもやはりできるような要綱にしていきたいと思います。やはり要支援をしてもらいたいという高齢者あるいは障害をもたれた方については、こういうことを町がやるんですよっていうて、ほれが実際できんということになれば、その反動っていうのはかなりのもんになると思うんで、やはり最初からできるかできんか十分こう検討したうえで、そういう要綱を作っていただきたいと思います。今後要綱についてもできるような要綱にかえるという話しなんですけど、早急にそういう作業もやっていただきたいと思います。地域の自主防についてはいろんな町からの話があればほれについてできるだけ協力はしたいと思いますので、できるかぎりやっぱり実情にあった要綱を作ってもらいたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議  
町

長 町長

長 議員から再問のあった件ですけども、美波町でも職員担当制度といいますか、防災の職員担当ということで一昨年8月から危機管理の中で設けまして、当時の作業としては避難場所の見直しでありますとか、避難路の見直しでありました。今後については、いわゆる事前復興計画っていうのは積み上げ方式になっていくというふうに考えております。そんな中でそれぞれの地域、地域ごとに手法はいろいろあるでしょうけれども、ワークショップなりしながら地域の事前復興計画をつくるというときには、今黒潮町がどのようにやられているのかっていうのは私自身詳しくはちょっと存じてはないんですけれども、せっかくほの他の自治体でいい例がございますということでございますので、それはしっかり参考にさしていただいて、美波町でも

よりよい方向で取組みをしていくということにさせていただけたらと思います。

議 長  
7 番 議 員

北山議員

もう最後なんですいません、自主防災組織の目的、これ最初にも言いましたが、やはり自主的な防災活動を行うと、そういうことで防災計画を策定すると、これ他の自主防も全てこうなっとんだと私、うちの防災規約を見てなんです、そういうことを作成するということになっておりますんで、やはりほういうことをやっぱり地域担当職員と一緒にこう作って、地域担当職員が地域の実情を十分把握して、ほれを町の防災計画に反映していただけたらと思いますんでよろしく願いいたします。以上です。

議 長

以上で北山議員の一般質問は終了いたしました。

小休します

( 時に 13 時 51 分 )

小休中

( 時に 14 時 00 分 )

議 長

再開します。

続いて 5 番永本議員の一般質問を許可いたします。

永本議員

議 員  
5 番 議 員

午前中から午後に引続いて大変お疲れのところでございますが、しばらくお付合い願いたいと思います。防災関係 2 点についてをお尋ねいたします。

徳島新聞 8 月 1 日号に徳島県が発表した南海トラフ地震町村別被害ということで、美波町では人口の 31% が死亡、実数にして 2,400 人が犠牲になり、建物は 3,300 棟が全壊または消失するとされております。まさに前代未聞の大惨事であります。由岐地区では 97% が浸水予測区域内に住宅が建っております。日和佐地区では 60%、美波町全体で 75% の家屋が浸水予測区域内に立地しております。

死亡者数は単純に調べてみますと、日和佐地区で 1,400 人から 1,500 人の犠牲者が出るという計算になります。そのほとんどが避難が非常に難しいと思われう市街地に集中することが予測されます。まさ不測の事態であります。なんとしてもこれを回避しなければなりません。そこで法律上あるいは財政上そのたもろもろの支障があることは承知いたしておりますが、日和佐大浜海岸に高さ 12m 延長 500m の頑強な防潮堤を作り、日和佐川河口部分に現在和歌山県海南市で実証実験が行われておりま

す一部浮上試験に成功した二重パイプ方式、これは注射器と同じような原理でございまして、直径 3m の円筒状の鋼鉄のパイプをピストンのように組合せる方式、それから徳島大学大学院の中野晋教授が考案いたしましたフラットフロート方式、これは簡単にいいますと車のエアバックのような方式でありまして、津波の圧力によってホックがはずれ、大きなエアバックのようなものが展開するという方法でございまして、浮上式の防潮樋門を日和佐川河口部分に設置すれば、理論上は 9.9m の大津波を防護することができるのではないかと考えます。

避難路の建設、あるいは避難訓練、もちろん大切なことあります。しかし大津波を水際で食い止める攻めの防災、大津波に立ち向かって行く防災計画が求められるときではないか、実現は極めて難しいと思います。しかし本能のように立ち向かう勇気がなければ本町のこの一大試練は乗り切れないと思います。1,500 人の貴重な人命を救うため、町は重大な決断をするべきときであります。

今件については 30 年 50 年、後のこのまちが存在するかいなか、本町の存続をかけた生き残り作戦の一つであると考えます。重大な危機感を持ってご答弁をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長  
建 設 課 長

建設課長

お答えいたします。内閣府中央防災会議では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東日本大震災による甚大な津波被害を受け、新たな津波対策の考え方を平成 23 年 9 月 28 日に示しております。この中央防災会議の専門調査会において、二つのレベルの津波を想定する必要があるとされました。一つは、発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波レベル 2 で、住民避難を軸に総合的な津波対策を確立していきます。日和佐港海岸では、レベル 2 津波水位 TP+9.8m となっています。もう一つは、最大クラスに比べ発生頻度は高く、津波高さは低いものの大きな被害をもたらす比較的発生頻度の高い津波レベル 1 津波で、海岸保全施設により防ぐこととしております。日和佐港海岸では、レベル 1 津波水位は TP+5.2m となっています。永本議員の予想される 10m の津波は、レベル 2 津波とされます。

県では、平成 25 年 3 月 29 日に海岸保全施設の整備する上で根拠となる比較的発生頻度の高い津波レベル 1 津波の水位を公表し、現在、日和佐港海岸を含む県下の全海岸で、レベル 1 津

波に対する既存施設の機能評価を行い、対策工を検討し、海岸保全施設の整備内容を定めている、既存の海岸保全基本計画の改定を行うこととしています。

現在、日和佐港海岸で進められています、既存の海岸保全基本計画による、日和佐川河口部の北突堤、南防波堤の嵩上げ工事、大浜地区、戎地区の調査設計業務においては、レベル1津波対策としても十分有効であることから、引き続き業務を行うと聞いております。

町といたしましては、引き続き、北突堤、南防波堤の嵩上げ工事を促進し、完了後は、まず大浜地区の堤防の整備を優先して頂きたいと引き続き要望を行ってまいります。以上でございます。

議 長  
5 番 議 員

永本議員

ありがとうございました。レベル1対策についてはそのとおりで結構であろうと思っております。しかし1,400人の人命が失われるというのはレベル2、9.8m、阿部地区・志和岐地区で20mといったそのことが本町にとっては非常に重大なわけであり、人口の約1/3で家屋はほとんど全壊あるいは消失あるいは流失するというようなことで、もしそういうことが起こりますと再起は不能ではないのかということに考えております。現に東北地方を視察した範囲内においては、なかなか復興といっても元のとおりはとてもできないというようなことになっておりますので、事前に少しずつでも対策を講じて、今、大浜海岸は国定公園特区となっておりまして、なかなか法律上も難しいところがございますが、人命には何者もかえがたいのがあります。1,500名の日和佐地区住民を救うためには、法律も乗越え、あるいは財政的な苦難も乗越えて、いろいろな苦難を乗越えて進めて行くしか方法はないというふうに思っております。

それから余分になりますが、先般恵比須浜地区で江本議員さんと立ち話をしておったんでありますが、恵比須浜地区については10mぐらいのかさ上げをすればいけるでないかというような話でございました。それから亀井港につきましても漁業者の大切な財産であります船が停泊するところとなてとりますが、これについても浜口釣具店から対岸の民宿・別荘がありますが約150m、これについても一部山なりになっておりますので、これに手を加えながら10mぐらいの大きな堤防を作り、船舶が出入するところを、これは今度は浸水が3mぐらいだということでございますから、ギロチン方式といいまして、常時は上空へ吊

り上げておくと、津波が来た時はボタンと切り落として遮断すると、そういうような工法を用いれば大切な船舶が安全に確保できるのではないかと、もちろん財政的なもんは大変な問題がありますし、法律上の許可が得られるかどうか厳しい点もございいますが、そういうことばかり言っていたのでは前に進まない。

それともう一つ1点は、高台移転、ほれを組み合わせで避難をし、避難をするというよりも事前にもうそういった避難をしなくてもいいようなことを午前中の幼保の問題についてもお話がございましたけれども、できることであれば避難をしなくてもいいようなところ、住民をあらかじめ避難をさせておくというようなことが万全な対策でなかるうかと思っておるわけですが、いろいろ苦労はあると思うんですが、なんとかそこをいろんな知恵を出していただいて、そういうふうに進めていただければ不幸中の幸いでございますけれども、日和佐海岸につきましては、大浜海岸が500m日和佐川河口部分が約100m、600mでございますから、先般黒潮町を視察したように何キロにわたって海岸線が続いておるということにくらべれば、財政面の工夫だけすれば何とかいけるのではないかと考えております。建設課長のご答弁ありがとうございました。もう一つ努力をお願いしたいと思っております。

議長  
5 番 議員

長 永本議員

診療所・保健センターの建設について、県の発表した南海トラフ大地震に伴う津波浸水予測は2mから3mと出ている旧日和佐高校跡地に保健センター・診療所を建設する計画が進められておりますが、せつかく6億から8億といった大金を投じて行われれう大事業、自主避難も極めて難しい高齢者・病弱な人々は大勢集まる診療所をこのような危険な場所に立地するのはいかがなものか。投じた大金が確実に後世に生きる場所が他にあると思えます。町立病院は海拔23mの高台に建設するように、診療所は浸水予測3mの低地に建設するのは理論に整合性がないのではないかと説明を求めます。

くしくも昨日、宮城県石巻市の幼稚園児5人の幼稚園側の判断ミスによる津波死亡事故に対して有罪を求め損害賠償を命ずる判決が出ました。本町の診療所保健センターの立地については、もしこの施設で津波に伴う死亡事故が発生した場合、浸水予定区域に重要な建物を建設した町の当局の責任は厳しく問われるものとされます。6億から8億という高額の資金を投じて行う保健医療施設については、浸水の心配のない高台に建設する

のがあたりまえであり、町民世論もそれを求めております。ちなみに津波浸水予定区域に公共の建物を建てるといった事例は全国的にもまったくありません。

それから 8 月の町長選当選のコメントが徳島新聞に掲載されましたが、それによりますと私の主張と題して、今後公共建造物は津波浸水区域外に建設すると明言されております。診療所保健センターについても、そのとおり安全な高台に建設すべきであろうと思います。答弁を求めます。よろしく申し上げます。

議 副 町 長

副町長

私から旧日和佐高校跡地に診療所・保健センターの建設についてお答えをさせていただきます。保健センターにつきましては、町立病院とともに美波町医療体制整備方針（素案）の中でその方針を示し、数回の町民説明会を開催し、パブリックコメントを実施いたしたところでございます。その後、平成 24 年 5 月 24 日に、美波町医療体制整備方針（案）の町民説明会時に、津波浸水予測区域となっている日和佐高校跡地を建設候補地としていることについての町の考え方といたしまして、保健センターの建設場所については、無床診療所とすることにより昼間の活動的な時間帯のみ活用するという事で、高台への避難路や避難施設を併設することにより安全が確保されると考えており、日常の利便性を考慮し日和佐高校跡地としております。

また、今後、過疎化や少子高齢化による医療・保健・福祉における多様なニーズへの対応が不可欠であることから、医療・保健・福祉サービスを一体的・総合的かつ継続的に受けられるよう整備するほか、従来どおり外来診療をはじめ訪問診療や訪問看護などの在宅医療サービスの機能の充実を図ります。なお、今後国から新たな津波浸水深の数値が発表され、暫定数値に比べ大幅に高くなった場合には、場所の再考を行うこととします。と資料を提示いたしまして、説明をおこなったところでございます。

この時の、日和佐高校跡地の徳島県暫定津波浸水域予測は、1 m ~ 4 m となっております。その上で、平成 24 年 6 月 22 日、美波町議会第 3 回定例会において町立病院の建設候補地は、由岐 IC 付近の私有地。保健センターの建設候補地は、日和佐高校跡地で、全議員賛成により議決をいただいたところであります。平成 24 年 10 月 31 日に徳島県津波浸水想定（最終）でございますが、公表されまして、日和佐高校跡地の浸水深は 2 m ~ 3 m となり、最大値が暫定数値を下回っていることから、平成 24 年 12



月 4 日に開催された、病院事業特別委員会において、保健センターの建設位置については日和佐高校跡地とする旨報告をさせていただいたところでございます。

そして、平成 25 年 6 月 19 日には美波町保健センター（仮称）でございます。整備方針を決定し、平成 25 年 7 月 11 日の病院事業特別委員会で、名称を美波町医療保健センターとし、美波町医療保健センター整備方針として了解を得た後、8 月 23 日、美波町医療保健センター基本設計業務公募型プロポーザルの公告を行いまして、現在、設計業者の受付中でございます。

今後、9 月 24 日に受付を締切りまして、10 月 1 日に一次審査、10 月 27 日に二次審査を経まして、10 月末に業者を決定する予定で進めているところでございますが、先ほど申し上げましたように、津波浸水区域に建設することとなりますので、建設に当たっては、地震・津波対策に十分配慮した設計となるような提案をしていただくことといたしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上答弁とさせていただきます。

議  
5 番 議

長 永本議員

お伺いします。あの場所についてはですね、液状化現象に対する対策が絶対に必要であろうと思いますが、これに対してはどのようなお取り組みをされているかお聞かせ下さい。

議  
副 町

長 副町長

液状化対策でございますけれども、先ほど申し上げましたように現在設計業務を進めて行くところでございますけれども、その設計業務の建設概要の中でですね、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定、これ先ほど申し上げた分になるんですけども、それによりまして震度階級でありますとか、液状化を考慮した計画とすることで、提案をしていただくこととしております。

議  
5 番 議

長 永本議員

液状化対策にかかる費用が新たな場所で基盤のしっかりとした山を切り取った後とか、そういったところがないことはないと思っております。その費用の兼ね合いからそちらの方が安いとなれば、またその前払い交渉ができるのであれば、そちらの方が将来のことも考えていいのではないかと思います。それについてどのように考えられておりますか。

議  
副 町

長 副町長

先ほど申し上げました、保健医療センターの整備方針の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

議

長 永本議員

5 番 議 員 申し訳ありません、現在の場所で建設をして絶対安全という自信をもたれておりますか。その点をお聞きいたしたいと思えます。

議 町 長 町長

長 先生もですね、東日本大震災、現場を見られております。自然災害に絶対と言うような言葉はないというようなことで、それを教訓とするということで、今まで私達はこの2年間教わってきております。そういった意味でまあ先生おっしゃられたようなことについては、絶対というようなことは言えないというふうに思っております。

議 長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。

続いて1番中川議員の一般質問を許可いたします。

中川議員

1 番 議 員 こんなところに立つんは初めてで、わからんことばかりなんですけども、またご指導よろしくお願いします。

私は8月の補欠選挙で立候補したんですが、出ようと思ったんは年末の衆議院選挙とか夏の参議院、このときに消費税を上げられたら困る、それからTPPに参加したら田舎では生活できんとか原発を再稼動されたら安心して生活できん、憲法を変えられたら戦争するようになっても困るとこういう声を美波町からもちょっと上げないかなあと、ほない思って立候補しました。また私今まで美波町でお世話になって、これからもお世話にならないかので、微力ながら退職したことやし、ちょっとでも努力できたらと思って、公約実現のために頑張りたいと思っています。

ちょっと前置きが長くなったんですが、さて、この町政についてどんなことをやったらええんかというのがわからんので、それを掴むためにアンケートをとりました。まあ2,000ぐらい配って返ってきたんは100もいかなんですけど、その中で印象に残っているのは保険料、介護保険料とか、ほれから国民健康保険税が高いんちゃうか、何とかしてくれと、こういう声がたくさんありました。そこで私は今日は介護保険についてお聞きしたいと思っております。特に二つお聞きしたいんですが、一つは美波町の介護保険料の基準額が徳島県で一番高い。これをどないぞ引き下げることにはできないかということで、町としての取組みについてお聞きしたい。第2点は今後の介護保険制度についてです。この二つです。まず第1点の介護保険料について、高い安いいうても人によって違うんですけども、ここでは基準

額について比較してみると、月額で 5,800 円、牟岐町と並んで県下一です。隣の阿南市の 4,900 円と比べると月額で 900 円も高い。毎年ほの運営するために必要な財源が増えて、ほのために介護保険料が増えるということはしょうがないと思うんですけども、せめてこれを平均ぐらい、県の平均ぐらい、できんだらうかと。県の平均が 5,282 円ですか。この間資料をいただいとんを見たら、県の平均に比べると 500 円高いと、保険料だけで比較もできんのんですけど、内容もあって、ほなけどこたえるという人が多いもんですから、ぜひともお願いしたい、引き下げに。このパンフレットを見よったら、しおり、介護保険のしおりには財政安定化基金や市町村準備基金を取崩して保険料の上昇緩和していくと書いてあるんですけども、そういうような保険料の負担の軽減を図るためにどう取組んでいるのかいうのをお聞かせいただきたい。これが第 1 点。

次に第 2 点目は介護保険制度ですが、去年の 8 月に自民・公明・民主 3 党が消費税増税と社会保障一体改革するんだということで、いくつか法律を作ったんですが、その中の社会保障制度改革推進法っていうのがあって、ほん中では自助、さっき自助・公助・共助け、そういう自助を社会保障の基本にするんだということで、自己責任の原則を打ち出してきて、自分のことは自分でやれといわんばかりの方針を持ってきて、国の責任を後退させるような方針を盛り込んでいると、これによって国や地方の財源を社会保障費大幅に押さえ込もうとしているものだと思います。この推進法に基づいて社会保障制度改革国民会議というのがこの 8 月に阿部首相に最終報告を出しています。その中では消費税増税と社会保障改革をセットで一体でやるというて、特に負担増と給付の削減、これを打ち出しました。今までの社会保障給付は高齢世代中心だったと、年寄りに銭を使いすぎたと、ほういうことで高齢者に負担を強化して給付を削減しようとして、こういう方針を出してきました。これを受けて厚労省は介護保険から要支援と認定された軽い高齢者に対する保険給付を廃止すると、ほういうふうに打ち出してきました。ほして 2015 年度以降は段階的に市町村に任せる新しい地域支援事業に移すと、そういうているわけです。これによって財源は介護保険の財政から出るあるいは財源構成も変わらんとしていますが、今要支援者への保険給付への財源構成は国・地方合わせた公費が 50% で介護保険が 1 号 2 号保険者・被保険者から集めるのは 50% ですね、あと利用料ですか、ほの財源には介護保険給

付見込額の3から4%以内という上限があるそうなんです。この市町村の判断で保険給付サービスを全部今までどおりやっていたら6,000億円が必要だということですね。ですからこれはもうこんな3%・4%では賄いきれないといことで、8%ぐらいまで上げないかと。ほやけんど要介護とか要支援の認定の受ける高齢者は増えておって、特に軽度の人、認定者の数が特に大きくて、毎年増えよんですが例えば今年ですね、2013年今年でいうたら27.4%あるそうなんです。4分の1以上やね、ですから財源が足りないと、上げて8%に上限を上げてもうすぐに足らんようになるということで、もちろん8%以下に設定したりしたらすぐに足らん。そしてこれをやると要支援者を地域支援事業に移行させるとどうなるかいうたら、まずサービス水準がもう市町村に任されるので、切り下げられる可能性がある。保険給付だったら全国一律っていう運営とか人員の基準があるんですが、この地域支援事業っていうのは市町村任せですからもういろいろな例えば、今研修をちゃんと受けたホームヘルパーが生活援助しているやつを、ボランティアの支援に変えたり、それから民間企業に置き換えたりして、費用を削減することもできる。それからサービスの種類や内容もやっぱり現在は12種類ってちゃんと決まっとんですけど、ここに書いてあるん見たら訪問介護とかいろいろほういうん12種類あるんやけども、それも自由に変えることができる。それから利用料も市町村が決めるようになって、今は利用料、介護費用の1割と決まっとるんやけども、ほれももう市町村が財政状況に応じて変えるようになる。ということで、心配されるのがこうことが起った場合、サービスの切捨てとかが非常に心配です。それでもしこんなことが起ったらこれは高齢者をいじめるだけでなしに、ほれを介護している現役世代もしわ寄せを受けて、例えば介護するために仕事を辞めないかとか、そういう恐れがある訳です。それでほういう大変な厳しい状況の中で、町としてはこの介護のサービスを維持してほしいと考えておるんですが、町の考えをお聞かせいただきたい。

質問は2つ、1つは発言通告に書いてあるとおり、県下の介護保険料をなんとか引き下げられないかということが1つ、2つ目は予防給付の廃止に伴う地域支援事業でサービスを今までどおり維持していけるのか、ほの2点です。どうかお聞かせ下さい。よろしく願いいたします。

議

長 保健福祉課長

それでは中川議員のご質問に対してお答えさせていただきます。美波町は介護保険料が県下一高いが、町として、どのような取り組みをしてきたのか。今後どのように取り組むのかということですが、まず 1 点目の基準の高い、引き下げることにはできないかということですが、今までの経緯を先にご説明させていただきます。

介護保険制度は、高齢化が進む中で、老後の最大の不安である介護について、国民全員で支えあう制度として平成 12 年度からスタートいたしました。制度発足以来、新たな制度サービス体系の創設などにより介護サービスが充実し給付費が増加、同時に被保険者の保険料も増加してまいりました。

介護保険は 3 年に 1 度、事業計画の見直しを行うこととしており、人口や高齢者比率の推移、介護保険施設の整備状況、又介護サービスの利用状況などを見込んで保険料の改定を行っております。現在の介護保険制度では、介護給付費の 21% を 65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料で賄うことになっておりまして、美波町の第 5 期介護保険事業計画において基準月額 5,800 円と決定され議員おっしゃられましたように徳島県で 1 番高い保険料になりました。

介護保険料が県下一高いが、町としてどのような取り組みをしてきたのかということですが、美波町では平成 23 年度から増え続ける給付費の適正化の取り組みとしまして、専門職員 1 名を配置しケアプランの点検、介護認定更新も含め認定調査を直営で実施してまいりました。その結果、平成 23 年度においては前年度より 10,014 千円減少いたしました。平成 24 年度実績においては給付費総額が 1,162,199 千円ですが前年度より 16,160 千円の増となっております。これは平成 24 年度からの介護報酬の改正がございまして、介護職員処遇改善交付金制度が介護報酬に組み入れられたことによる増加でございます。その介護職員処遇改善加算分を差し引きしますと前年度より 9,597 千円の減となっております、一定の成果があったと思われます。

なお今後の対策ですが、引き続き適正化に取り組むこととしますが、適正化については限度があることから合わせて元気な高齢者づくりをめざしたいと考えています。高齢者の方が元気に生活するためにも、現在各保険者で勧めております特定健診・特定保健指導に力をいれて、若い世代からの健康を意識をしていただき、いわゆる健康寿命を伸ばしていければと考えています。

その対策としまして本年度、美波町健康づくり推進協議会を

立ち上げました。町内の医療機関の医師の方々、また町民の代表の方々に、委員となっていたいただき、高騰する医療費の適正化、介護予防を推進するために、住民の健康づくりについてご助言、ご提言いただきながら事業を進めて行くこととしております。

それから議員が質問の途中でございました財政安定化基金のことについてでございます。これについては美波町においては介護保険基金は現在ございません。それでパンフレットに書いております、財政安定化基金や市町村準備金を取崩して保険料の上昇緩和などに活用しますというのは、平成 23 年度の法改正によりまして、都道府県、県が設置します財政安定化基金の一部を取崩して、県下全域の市町村の財政補てんに交付されるという法が、法律が整備されたことに伴いまして、平成 24 年度ですかね、国の財政安定化基金の方から美波町に基金の一部を取り崩し交付されております。その金額は 6,243,387 円でございます。ですから市町村においての基金はございません。

それから 2 点目の今後の介護保険制度についての町の考えはということですが、現在国については介護保険制度の見直しが検討されておりました、新聞等でも報道されておりますように、介護認定者のうち、比較的軽度の要支援 1・2 の人について介護保険の給付対象から外し、市町村独自のサービスに置き換える仕組みが検討されておりました、法整備に向けて準備をされているところでございます。美波町としてもですね、今後介護保険料の増加傾向を抑制するには、基本的には要介護状態にならないよう予防活動を推進し、要介護認定者を増加させないことが重要であると考え、そのことから来年度ですね、第 6 期の介護保険事業計画の年度にございますので、今後の国の動向を注視しながら進めていきたいと考えております。以上答弁いたします。

議長  
1 番 議員  
議長  
保健福祉課長

中川議員

ほいたらこれ以上下げれんということですか。

保健福祉課長

現在第 5 期というのが、平成 24 年から 26 年までの期間を想定しまして 5,800 円ということですので、来年度第 6 期の計画の中で、給付費等の見込み、それから今後の動向等を考えまして、どのような試算になるかは分かりませんが、上下する可能性はあると思います。

議長

以上で中川議員の一般質問は終了しました。

以上で通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問

を終わります。

本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

(時に 14時48分)

9月20日(金)

(時に 11時00分)

議

長 只今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただ今から、議案審議を行います。

日程第1 認定第1号平成24年度美波町公営企業会計決算の認定について

日程第2 認定第2号平成24年度美波町歳入歳出決算の認定について

日程第3 報告第4号平成24年度決算における健全化判断比率について

日程第4 報告第5号平成24年度決算における資金不足比率について

計4件を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

認定第1号、第2号及び報告第4号、5号を一括議題とします。

認定第1号、第2号及び報告第4号、5号については、去る9月12日の本会議において、各常任委員会に付託しておりますので委員長からご報告お願いいたします。

総務産業建設常任委員会委員長

2 番 議 員

総務産業建設委員会に付託されて議案審査の結果を報告申し上げます。去る9月12日、総務産業建設委員会に付託されました案件は、認定第1号水道事業、認定第2号総務産業建設委員会の所管2件及び報告4号・5号の2件でありました。

委員会は9月19日議場において全委員出席のもと開催し、審査を行いました。決算審査については、監査委員より会計的な数字を基礎として、法令や法則に照らした審査がなされ、平成24年度美波町公営企業会計決算及び平成24年の美波町歳入歳出決算にかかる決算調書書類、歳出歳入事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書については正確に処理されているとの監査報告が出ておりますので、委員会では主に成果表によって、審議しましたのでその結果についてご報告いたします。

以下審査の過程におきまして議論のありました事項についてその概要を申し上げます。主なものは水道事業関係で、水道使用料の未収額が毎年増加し、固定化しつつあり、昨年も徴収方



法について、給水制限告知を含めた強い請求及び給水停止を検討するように提案したが、実行されていない。今後もっと訪問に務めていきたいと答弁がありました。また石綿管については、随時布設替えをおこなっていくべきではないか、現在日和佐地区の工事がかなり遅れているのは指導・監督力が足りないのではないかと意見がありました。水道の未設置地域の対策については、全世帯に水が供給できるようなまちとしての支援を考えていきたい。このほか委員会の審議を通じ、議論のありました主な事業といたしましては、税の滞納、ふるさと納税の方法、地域おこし協力隊事業、薬王寺門前町桜町の活性化、搬送業務のあり方について等の議論がありました。

認定第1号平成24年度美波町公営企業会計決算の認定について、水道事業及び認定第2号平成24年度美波町歳入歳出決算の認定について（総務産業建設委員会の所管）の2件は採決の結果、出席議員全員異議なく認定することに決しました。

また報告第4号平成24年度決算における健全化判断比率について、報告第5号平成24年度決算における資金不足比率についてを承認することと決定いたしました。水道事業の経営、美波町歳入歳出決算全般について、特に水道料・税の滞納、それぞれの善処検討をおこない、財政基盤強化に取組み、住民福祉のため、一層の努力を望みまして、総務産業建設委員会の報告を終わります。

議 員 長  
8 番 議 員

文教厚生常任委員長

文教厚生委員会に付託されました、議案審査の結果を報告を申し上げます。去る9月12日に、文教厚生委員会に付託されました案件は、認定第1号（病院事業）、認定第2号（文教厚生委員会の所管）の2件でありました。委員会は、9月19日・20日議場において、全委員出席のもと開催し、審査を行いました。

決算審査につきましては、監査委員から会計的な数字を基礎として法令や法則に照らした審査がなされ、平成24年度美波町公営企業会計決算、美波町病院事業及び平成24年度美波町歳入歳出決算に係る決算証書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、正確に処理されているとの監査報告が出されておりますので、委員会では、主に成果表によって審議いたしましたのでその結果についてご報告いたします。

以下、審査の過程におきまして、議論のありました事項について、その概要を申し上げます。公営住宅使用料の滞納につい

て、連帯保証人に対する請求はしているのかの質疑に対し、連帯保証人に対する請求までは行っていないが、ずっと続くようであれば、本人に会い、連帯保証人に話すことを説明し、検討すると答弁がありました。光りをそそぐ交付金事業につきましては、項目を増やすことが可能かの質疑に対しまして、国の基金運用により行われており、平成 24 年度に終了となったが、平成 25 年度は、6 項目は引き続き、保健衛生費で実施をしている。このほか、委員会の審査を通じ議論のありました主な事項といたしましては、住民基本カードの発行、子宮頸がん予防ワクチン、生ごみ処理器の設置、環境レンジャー、教育委員会関係ではジェットプログラムの効果、教材備品の効果、図書購入、海洋センターの用地問題についての議論がありました。

認定第 1 号平成 24 年度美波町公営企業会計決算の認定について（病院事業）及び認定第 2 号平成 24 年度美波町歳入歳出決算の認定について（文教厚生委員会の所管）の 2 件は、採決の結果出席委員全員異議なく認定することと決定いたしました。

病院事業の経営、美波町歳入歳出決算全般について、それぞれの善処・検討を行い、財政基盤強化に取組み、住民福祉のため一層の努力を望みまして、文教厚生委員会の報告を終わります。

議長 常任委員会委員長の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、いずれも認定、承認すべきものであります。

認定第 1 号平成 24 年度美波町公営企業会計決算の認定について、認定第 2 号平成 24 年度美波町歳入歳出決算の認定について、報告第 4 号平成 24 年度決算における健全化判断比率について、報告第 5 号平成 24 年度決算における資金不足比率について、計 4 件は、委員長の報告のとおり認定、承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 賛成 13 ・ 反対 0 ）

「起立全員です。」

認定第 1 号、2 号は、原案のとおり認定、報告第 4 号、5 号は承認されました。

日程第 5 議案第 58 号海部消防組合を組織する地方公共団体

の数の減少及び海部消防組規約の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長  
議

(議案第58号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号海部消防組合からの那賀町の脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長  
議

(議案第59号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です。

議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号美波町税条例の一部を改正する条例の制定について(条例第29号)を議題といたします。

税 務 課 長  
議

当局の説明を求めます。

税務課長

( 議案第 60 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 60 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 13 ・ 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 61 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について( 条例第 30 号 ) を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長  
議

( 議案第 61 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 61 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 13 ・ 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 62 号美波町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について( 条例第 31 号 ) を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長  
議

総務企画課長

(議案第 62 号を説明する)

説明が終わりました。質疑を行います。  
質疑ありませんか。質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

議案第 62 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です。

議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 11 時 53 分)

小休中

(時に 13 時 00 分)

議 長

再開します。

日程第 10 議案第 63 号平成 25 年度美波町一般会計補正予算  
(第 2 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

ご説明に入ります前に、先ほどの議案の中で訂正がございましたので、申し上げます。

議案番号が第 62 号の美波町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についての条例分、改正条例分が美波町土地開発基金条例を廃止する条例は廃止するとなっておりますけれども、正確には、美波町土地開発基金条例は廃止するとなりますので、訂正をよろしく願います。申し訳ございませんでした。

それと消防組合の規約の変更の中で文章自体は間違っておりませんが、こちらの表現の仕方で那賀郡那賀町大字<sup>ゆり</sup>百合と読みましたけれども、正式には大字<sup>もまえ</sup>百合となっておりますので、それも修正させていただきます。

(議案第 63 号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。  
質疑ありませんか。

川尻議員

4 番 議員 12 ページのですね、定住促進補助金 2 件分の 4,000 千円が計上されております。場所はどこなんでしょうか。

議長 総務企画課長

総務企画課長 今回定住促進補助金で追加させていただいておりますのは、当初予算で 2 件分計上させていただいておりましたけれども、それが現在もう消化されまして、次にあた新たに、まだ来られるとは決まっておりますけれども、その枠取りということで今回計上させていただいております。

議長 川尻議員

4 番 議員 すいません、13 ページの病院の土地の購入と木の補償、立木の補償が計上されております。8 月のですね 30 日の特別委員会で、今後のスケジュールということで説明がありました。スケジュールの関係で 9 月末までに事業認定を申請するというところで、末がきよんやけんどもまだしておらないんですか、並行して協議はされようと思うんですけども、そのこと。

議長 総務企画課長

総務企画課長 事業認定につきましては、先般の病院の事業の特別委員会でもご説明させていただきましたけれども、今事業認定については県の用地対策課と協議はしております。それで時期についてはこの月中には方向性を決めてですね、10 月中には告示にまでもっていけるであろうというような、そういったこちらとしては計画でいっております。ですからそれがこちらからまゝ事業認定の申請を出しますけれども、手続き上に 10 月に申請を出した時点で、農業委員会の方にはその申請手続き分でお諮りができるということで、県の方に聞いておりますので、そうすると 10 月には農業委員会を開いていただいて、用地転用も 11 月にはできるというかたちで、それと事業認定についても 10 月中に終了ということで、それが終わりますと 11 月には正式に税務署と 1 週間程度で協議は整うと思うんですけど、11 月中にはなんとかその用地の契約といいますか、議会の承認までいただけるような契約手続きができようかと思っております。それを経た後に 12 月で予算を、工事の予算の計上をさせていただいて、それが承認いただけますと契約、工事の発注ということで、1 月ぐらいには発注させていただいて、決められております 3 月までの着手、実際に鍬入れっていったところで、今計画をさせていただいて

- おります。
- 議 長 川尻議員  
4 番 議 員 説明ではね、農地が入っておるということで、事務局のほうもね、非常に心配されておる中で、庁舎内でね、あれ・ほら刷りあわせをね、きちっとしていただかなんたら、スケジュールとおり、ほらもう当然いったらそれにこしたことがないんですけれども、そこらへんを十分協議して進めていただきたいと思います。
- 議 長 総務企画課長  
総務企画課長 農業委員会につきましては、産業振興課で所管しておりますけれども、担当者と私共の担当者がその農業委員会関係の県の担当まで一緒にお伺いして、そういった手続の方法で大丈夫という確認もさせていただいております。
- 議 長 川尻議員  
4 番 議 員 それと 14 ページのですね、森林の土地購入についてですが、ご説明では場所は山河内の大越と言うご説明がございました。予算額 10,000 千円ということで、面積はどれぐらいなのか、それと今の現状は植林されておるのか、どういう山林なのか、そこをちょっとお知らせ、お聞かせ願えたらと思います。
- 議 長 産業振興課長  
産業振興課長 お答えいたします。面積につきましては 98.7ha でありまして、伐採されて植林されてないっていうのが一番問題になっておるんですけれども、実際県の方と協議した結果、植林の必要性があるのは 20ha 弱ということで、取得後に町の事業として、これは財産管理の一貫としてになりますけれども、植林について補助金を貰いながら取組んでいくんですけれども、面積が先ほど言いましたようなエリアでとどまりますので、そういう意味では負担も非常に軽いということでご理解いただけたらと思います。
- 議 長 他に質疑ありませんか。  
北山議員  
7 番 議 員 まず 10 ページの総務費県交付金の 2,400 千円について、これが 17 ページの諸支出金ですが、ここに積立てられて次年度するような、そういう説明があったんですが、これってどういうことをやろうと考えておるのか、そこら具体的な案があるのであれば教えていただけたらと思います。
- 議 長 産業振興課長  
産業振興課長 お答えいたします。10 ページの 2,400 千円につきましては、

先ほど議員がご指摘の場所で 1,200 千円、もう 1 ヲ所ですね 14 ページの農村漁村活性化費のところは 1,200 千円、2 ヲ所に出てまいります。その農業漁村活性化費の 1,200 千円の部分で今年度ジビエ活性化プロジェクトを実施しまして、先ほど基金に一端積んでまた次年度に使う分については、その 2 年目のジビエ活用プロジェクトに使うということになります。

そのジビエ活用プロジェクトがどういう内容になるのかということになるんですが、大きく分けましていわゆるジビエ肉の活用事業というものと、それと農山村の生活体験事業、それと農林業の体験事業、だいたい 3 つのメニューに分かれます。一番主要な部分としましては、そのジビエの肉の活用事業ということになりまして、例えば現在想定しておりますが、この 14 ページでいきますと例えば 13 の委託料で試作品制作委託料ってというのがございます。例えばこれにつきましては、山川町の方になるんですけども、そういったジビエ肉を加工してくれる業者がございまして、そこへ持ち込むことによって例えばロースハムのようなものを作るとか、あるいはウィナーソーセージのようなものを作る、そういった加工のようなかたちの試作品を模索して行くということが 1 つあります。

例えばもう 1 つ上にデザイン委託料ってというのがありますがけれども、例えばこのデザインにつきましては実際一つの事例を言いますと、鳥根県に美郷町っていうところがあるんですけども、例えばそこは猪の肉を山くじらっていう名称を決めまして、その山くじらの商品をさまざまに開発して、売っていているってことなんですけども、そういったものを作ったときにですね、統一したロゴであったり、あるいはパッケージが欲しくなっております。きちっとするとこの 100 千円の中で多分足りないわけなんですけども、そういったデザインの端緒になるような一部、そういった部分だけでも今年度手をつけられないかというふうなことで上げさせていただいているのがこのデザインの委託料の 100 千円ということになります。まだ具体的にはこれからの話しになりますし、現地点で私の方で想定していませんのは、産業振興課のうち担当者がですね、自分の思いでどんどんやっていくっていうスタイルではなくて、ジビエの関係っていいものは、加害者が獣になるわけですけども、それを防いで有効に使って行くっていう中で、例えば受益者っていう問題が出てまいりますし、それを取ってくれる方との繋がりが非常に重要になってまいりますので、そういった方々との連絡



調整をしながら、さらにそれを先ほどいいました加工品に持って行く。そのときには当然味付けをどうするかとか、肉の素材をどう組み合わせるかとかっていう意味で、いわゆる調理人の知識・技術が必要になってまいります。そういった方々にも加わっていただいた検討会のようなものを作りまして、できればそれがきちっとシステムとして回っていくような方向性を模索しながら進めて行きたいというふうに思っております。

先では恐らくハード的な施設っていうことも必要になってくるんだろうと思いますけど、まずはソフト先行して、ある程度目途を立ててから、そんな考え方で取り組んでいくつもりにしております。

議 長 北山議員  
7 番 議 員 13 ページの公有財産購入費、病院のやつと、それと先ほどもありました補償金の 2,500 千円、ほこらはこの予算の積算の根拠っていうんは報告していただけるんですか。できるのであればお聞かせ願えたらと思います。

議 長 総務企画課長  
総務企画課長 余り細かくはちょっと申し上げられませんが、立木の補償につきましては、杉で 819 本、ヒノキで 1,352 本、合計で 2,171 本の立木を補償する金額でございます。それから土地の購入費につきましては、関係者 5 名の方がおられまして、全体の土地の面積でございますけれども、58,925.48 m<sup>2</sup>でございます。以上でよろしいでしょうか。

議 長 北山議員  
7 番 議 員 最後に 16 ページの自主防災会連合会補助金 1,000 千円、これはどのような内容の計画になっておるのか。

議 長 消防防災課長  
消防防災課長 ご説明させていただきます。これにつきましては、徳島県が 8 月に徳島地域防災力強化実証実験事業の補助金交付要綱として制定されたものでございまして、この事業を徳島県内の自主防災会連合会が組織されている市町村で対象とされておりまして、補助率は 10/10 で 1 市町村辺り 1,000 千円を限度として交付していただけるものでございます。これにつきましては 8 月でしたので、8 月いっぱいには事業を出してくれってということで、今こちらの方で計画をさせていただきまして、自主防災会と相談させていただきまして、この前も役員会の方でご説明させていただきましたが、この間 9 月 1 日に行う予定でありました避難所の運営訓練をもっともっと細かく訓練、それと訓練並びに研

修等を行うことによりまして、ひいては美波町バージョンの避難所の運営をできるかたちのものをめざすというようなことで、今のところ計画を上げております。ただしまだこの選考会がされておりません。10月の初めに行うということになっておりまして、それを経て決定されればこれを行うことになっておりますが、今回の議会でその予算を通していただきたいということで、県の方から指示がありましたので、今回計上させていただいております。以上です。

議 長 北山議員  
7 番 議 員 先日の9月1日の避難所運営訓練は流れたんですけど、これもし当らんでもそれは今後やっていくということ、そう理解していいんですかね。

議 長 消防防災課長  
消防防災課長 この前の一般質問でもちょっとお話をさせていただきましたように、運営訓練につきましては、これが当らなくてもやりたいとは思っております。ただこれが当りましたらもっともっと深いかたちでやりたいなあとは思っております。以上です。

議 長 他に質疑ありませんか。質疑を終わります。  
れから討論を行います。討論ありませんか。  
( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第63号 平成25年度美波町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 13 ・ 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号平成25年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 (議案第64号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑ないので、質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 64 号 平成 25 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 13 ・ 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 65 号平成 25 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水 道 課 長

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 65 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 13 ・ 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 66 号平成 25 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長  
議 長

( 議案第 66 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。  
議案第 66 号を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 13 ・ 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 67 号平成 25 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長  
議

( 議案第 67 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

議案第 67 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 13 ・ 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 68 号徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選出を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長  
議

( 議案第 68 号の説明をする )

説明が終わりました。

選挙方法につきましては、地方自治法第 118 条の規定を準用し、選出したいと思っております。

お諮ります。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

選出の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。意義ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議長が指名することに決定いたしました。

徳島県後期高齢者医療広域連合議員に影治町長を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました、影治町長を徳島県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と認めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

徳島県後期高齢者医療広域連合議員に、影治町長が決定いたしました。

日程第 16 請願第 1 号伊方原発の再稼働を行わず、エネルギー政策の転換により脱原発社会をめざすことを国に求めることに関する請願について議題といたします。

本件について総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

江本委員長

## 2 番 議 員

請願審査報告書、平成 25 年 6 月定例会で総務産業建設委員会に付託されました請願書について報告を申し上げます。

8 月 20 日、9 月 18 日に委員会を開催し、審査を行いました。また 17 日には四国電力徳島支店の職員から伊方原発の現状と今後の課題、電力供給の将来的なこと並びに、予測状況並びに火力発電所の状況等について説明を受けました。

委員会では次のような意見がありました。脱原発社会をするのは時期尚草で新しい代替エネルギーを見つけられることがこれから重要ではあるが、すぐに原発を停止することはなかなか難しい。電力は日本の経済の全てのエネルギーであって、今の状態は 9 月 1 日から電気料も上がっており、燃料も輸入に頼っているという中で、将来的にこの原子力は必要で、研究も進むと思われるので、稼働もしながら研究をしていかなければなら

ない。雇用の問題や経済や地域経済の問題から賛否もあるところであるが、再稼働できるものはすべきで、将来的には脱原発で自然エネルギーならよいが、非常に今の状況ではおそらくすぐに無理であり、徐々に脱原発に向けて政府も取組んで行くべきで、それについては賛成である。

現在原発はすべて止まっており、去年の夏も今年の夏も原発が全て止まった状態で電力事情を賄うことができたということから、何もいまさらそういう危険なものを頼る必要はない、むしろ自然エネルギー、再生可能エネルギーに方向転換することによって、新たな雇用が生まれると思う。今の福島県の状況を見ると、東京電力はもちろんどこも責任を取ろうとはしない。その中で誰も責任が取れない状況の中で、再稼働するのは非常に無責任である。今回はすぐではないが、極力数年後には廃炉して、他の技術、例えば水力・太陽熱・シェールガスといったいろいろあるが、数十年で自然なエネルギーに転換できるようにするのがいいなどの意見がございました。

その後で採決を行いました。採決の結果、伊方原発の再稼働を行わずエネルギー政策の転換により、脱原発を目指すことを国に求めることに関する請願は、不採択とすることに決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

議

長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ないようですので、質疑終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

請願第1号 伊方原発の再稼働を行わず、エネルギー政策の転換により、脱原発社会を目指すことを国に求めることに関する請願について、採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りします。

請願代1号 伊方原発の再稼働を行わず、エネルギー政策の転換により、脱原発社会を目指すことを国に求めることに関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(2番議員より、小休の声あり)

議

長 小休します

(時に 14時04分)

小休中

- ( 時に 14 時 06 分 )
- 議 長 再開します。  
お諮りします。  
請願第 1 号  
(「動議」: 7 番議員)  
小休します。
- ( 時に 14 時 06 分 )
- 小休中
- ( 時に 14 時 06 分 )
- 議 長 再開します。  
今、北山議員より動議が  
小休します
- ( 時に 14 時 07 分 )
- 小休中
- ( 時に 14 時 16 分 )
- 議 長 再開します。  
今、北山議員より動議が出ました。この動議に賛同する人は  
おりますか。  
賛同はないようですので、議事進行いたします。  
お諮りします。  
請願第 1 号を採択することに賛成の方は、起立願います。  
( 賛成 3 : 反対 10 )  
「少数」です。  
したがって請願第 1 号は不採択することに決定いたしました。
- 日程第 17 意見書について議題といたします。  
意見書が提出されております。  
発議第 3 号 道州制導入断固反対する意見書(案)を議題と  
いたします。  
提出者の説明を求めます。  
江本議員
- 2 番 議 員 発議第 3 号 美波町議会議長、坂口進殿。提出者、美波町議  
会議員、江本昇。賛成者、美波町議会議員、丸龍孝敏・松本晋  
児・新開悦博・舛田邦人・岩瀬公・中川尚毅・影山美雄・寺下  
博子・向山篤宏・川尻竹藏・永本善次郎、各議員さんでござい  
ます。  
内容につきましては、朗読してこの文章に賛同いたしました

ので、提出いたしました。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の第1項及び第2項の規定により提出いたします。

道州制導入に断固反対する意見書（案）。我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々美波町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月20日 美波町議会議長、坂口進殿。提出先、内閣総理大臣・法務大臣・衆議院議長・参議院議長、以上でございます。よろしくお願ひします。

議

長 説明が終わりました。



質疑を行います。

北山議員

7 番 議員 道州制導入に断固反対すると、この案について提出者はこれを読んで賛同したというようなことを言われました。私これを読んで、道州制が美波町の住民にとって良いのか悪いのか、メリットはどれだけのことが考えられるのか、またデメリットはどれだけのことが考えられるのか、そこらがちょっと分かりません。提出者にそこらのところをお聞かせ願えたらと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 江本議員

2 番 議員 デメリット・メリットっていうことは、これが決まってからでは遅いので、これが決まる前に私は反対しようということで、ほういう意味からこの案件に賛成いたしております。

議 長 北山議員

7 番 議員 決まってからデメリット・メリットを考えるっていうような、そういう答弁だったやに思うんですが、これはこの今の時点で採決しなければ、即導入が決まるんですか。そこらのところ教えてください。

議 長 江本議員

2 番 議員 この文言にもありますように、ある一方では既にそういうふうな法案整備とかっていうことまで書かれておりますので、それを危惧してこれをお願いしたいということでございます。

議 長 北山議員

7 番 議員 今の答弁からしたら、まだそこら決まるっていうんが明確にはしてないように思うんです。私はもう少し、このことについて勉強をしたいと思います。提出者をお願いなんですけど、この段階で採決するんでなくて、どっかの委員会とか美波町議会全体で、もう少し勉強をしてから再度提案をしていただくんがいいかなあと思うんですけど。そこらについてはどうなのか、お聞かせをお願いしたいと思います。

議 長 江本議員

2 番 議員 ほういうふうな個人的な感覚もあると思うんですが、採決の方をお願いしたいと思います。

議 長 北山議員

7 番 議員 今、提出者からこのさいにやるというようなお答えがありましたんで、私はまだぜんぜん勉強をしてない中で、これについて採決に望むわけにはいきませんので、退出をいたします。

(7 番議員退出 (時に 14 時 26 分))

議

長 質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(なし)  
「討論なし」と認めます。  
発議第3号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり採択することにご異議ございませんか。  
(異議なし)  
「異議なし」と認めます。  
発議第3号は、原案のとおり採択しました。  
(8番議員 退出(14時27分))

日程第18 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。

(11番議員より小休)

小休します。

(時に 14時27分)

小休中

(8番議員 入場(時に14時28分))

(7番議員 入場(時に14時28分))

(時に 14時28分)

議

長 再開します。  
各常任委員長及び各特別委員会から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。  
委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
「異議なし」と認めます。  
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

(「議長動議」：7番議員)

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、議会規則第73条の規定によって、お手元に配りました本会議の会議日程と議会の運営に関する事項に

ついて、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

(「議長動議」：7 番議員)

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

北山議員

7 番 議 員 意見書についての動議を出したいと思います。賛成議員は 2  
議 長 名でございます。

小休します。

(時に 14 時 30 分)

小休中

(時に 14 時 32 分)

議 長

再開します。

ただ今、北山議員から伊方原発の再稼動を行わず、エネルギー政策の転換により、脱原発社会を目指すことを政府に求める意見書(案)について動議が提出されました。

この動議は 2 人の賛成者がありますので、成立いたします。この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに、賛成とする方は起立願います。

(賛成 7 : 反対 6)

小休します。

(時に 14 時 32 分)

小休中

(時に 14 時 32 分)

議 長

再開します。

「起立多数」です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程 1 として議題とすることは、可決されました。

追加日程第 1 発議第 4 号伊方原発の再稼動を行わずエネルギー政策の転換により、脱原発社会を目指すことを政府に求める意見書について、議題といたします。

提出者の説明を求めます。

北山議員

7 番 議 員 賛成議員の 2 人の中川議員と松本議員の賛成を得ましたので、意見書を提出したいと思います。

議題は、伊方原発の再稼働を行わず、エネルギー政策の転換により、脱原発社会を目指すことを政府に求める意見書であります。提案の理由は、内容と一部説明を加えることにいたします。まず内容につきましては、政府は昨年 6 月 16 日に関西電力大飯原発の再稼働を正式に決定し、大飯原発に続くのは伊方原発ともいわれているが、伊方原発の沖合い 6 キロにる世界の中央構造線活断層による地盤崩壊の危険性に加え、内閣府が想定する南海トラフの巨大地震震源域は伊方原発の周辺にまで拡大し、地震による脅威が増大している。

四国電力により、さまざまな安全策が講じられているとはいえ、自然の驚異による巨大災害に対しては何が起こるか分からない。仮に伊方原発で過酷事故が発生すれば、閉鎖性水域である瀬戸内海やその沿岸にも甚大な被害をもたらすことになる。また原発事故において、被害を受けるのは私達世代ではなく、将来の世代もその事故に起因する数々の危険性にさらされることになる。

私達は国民の大多数が原発に不安を持つ今こそ、原子力政策の根本的転換と原発の廃炉に向けた取組が必要であると考えます。さらに省エネルギー製品の普及や節電意識の向上、また四国電力の企業努力等により、現在四国内で電力不足は生じていない。このことから伊方原発の再稼働には、現時点で何ら正当性がないものである。ついでには何よりも原発の再稼働は行わないこと、そして子ども達に放射能の不安を残すことの無いようにするために、再生可能エネルギーへの転換を促進して、脱原発社会を目指す施策を取るよう強く要請する。以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。平成 25 年 9 月 20 日美波町議会議長 坂口進殿 提出先、内閣総理大臣・経済産業大臣・衆議院議長・参議院議長。

それとまた原子力発電を継続して行くことでの問題は、放射性物質の処分問題があると思います。全国民のほとんどが、自分のところには持ってきて欲しくないといことで処分施設が確立しておらず、トイレなきマンションシステムといわれています。特に私達の地域でも 6 年前、使用済み核燃料の再処理で発生する高レベル放射性廃棄物の処分施設を設置調査する計画を議会からも反対し、阻止した経緯があります。放射性廃棄物の処分施設が確立できていないまま、原発を稼働して行くのは無

責任だと思しますので、この意見書の意を汲んでいただき、賛同していただくことをお願いし、提案の理由といたします。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか、質疑終わります。

討論を行います、討論ありますか。

まず反対者の発言を許可します。反対者ありませんか。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

中川議員

1 番 議員

この原子炉というのは非常に危険で水を使っているんですね。冷やすのに、このために水素爆発を起こしたり事故が起きた場合、水が冷却の水がなくなったという・・・のように、それから今度の東日本みたいに電源が失われてできなくなったりするともう制御できんのですね。特に今回の東日本の場合は原因がはっきりしない。ひょっとしたら冷却上のポンプが壊れたんちゃうかとか言われとうわけですね。どこが壊れたかが分からない状態で、その結果汚染がものすごい拡大して、その事故収束するそういう方法がないわけです。もちろん専門家もないし、そういうことで非常に危険でこんな危険なもんを人類は共存できない、そう考えています。以上です。

議長

他にありませんか。

討論を終わります。

これから、伊方原発の再稼動を行わずエネルギー政策に転換により、脱原発社会を目指すことを政府に求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。

発議題 4 号を採決する賛成の方は、起立願います。

( 賛成 3 : 反対 10 )

「起立少数」です。

したがって発議第 4 号は不採択することに決定いたしました。

日程第 20 特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、もっか委員会において調査中の事件について議会規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること

に、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 6 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 25 年第 3 回美波町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(時に 14 時 42 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 31 年 11 月 5 日

美波町議会議長

坂口 進

議会議員

新開 悦博

議会議員

畔田 邦人